

安全保障と危機管理 目次

■ 巻頭言	中国「 ^{とうこうようかい} 韜光養晦」戦略の放擲		
	当学会 会長	渡辺 利夫	表 2
■ 特別企画	「国会議員に聞く、日本の危機管理、その盲点と対策」		2
■ 学会ニュース	安倍元総理、当学会名誉会長就任をご快諾！		
	当学会 副理事長	村木 裕世	5
■ 第22回セミナー講演			
○陸上防衛力の現状と東日本大震災への対応			
	陸上幕僚監部防衛部長	番匠 幸一郎	6
○がんばれニッポンとベナン共和国！			
	ベナン共和国大統領特別顧問	ゾマホン・D C ルフィン	8
■ インタビュー	米国ヘリテージ財団安全保障部門担当 ジム・カラファーン氏		
	聞き手 当学会会員	吉川 圭一	12
■ 農業生産者として思う「無農薬・有機農法で安定供給を」			
	株式会社 中部危機管理センター	安藤 明	14
■ 日本周辺波高し	中東・アジア研究所 所長	鈴木 浩	16
■ 論文紹介			
○エアシーバトルコンセプト	防衛大学校教授	吉田 真	18
○核テロリズムの脅威分析	当学会会員	富永 靖敬	23
○安全保障政策における「力」の効用	当学会会員	水野 均	26
○中国の犯罪者	当学会会員	守 恒一	30
○リビアに対する介入の意義と限界	防衛大学校准教授	田中 誠	34
○生物兵器の基礎知識とバイオテロへの対応（下）			
	当学会会員	八木沢勝昭	39
○歴史に学ぶ危機管理と安全保障（I）	当学会会員	紫村 勉	43
■ イマジン	日本がサイバー攻撃された日 当学会会員	伊東 寛	47
■ コラム			
○暫定基準値という名の妖怪が…	当学会副理事長	古市 達郎	11
○安全と国民意識	当学会 理事	河原 昌一郎	15
○宮城県の被災地研修に参加して	当学会 理事長	二見 宣	22
○被災地ボランティアに参加して	当学会 会員	稲葉 幸子	38
○アルカイダ、不透明な脅威に	当学会 研究員	和田 大樹	47
■ 情報セミナーのご案内	当学会理事	矢野 義昭	51
■ 学会だより	52	■ 協賛企業の紹介	53
		■ 奥付	表 3

日本の危機管理・その盲点と対策

○ 質問事項

- ① 震災後 5 か月、復興に向けて最優先課題
- ② 震災で見落とされた危機管理の死角
- ③ 日本の再生の姿、力を入れる分野
- ④ その他

(敬称略)

衆議院議員 みんなの党代表

渡辺 喜美

3.11 の東日本大震災は、日本の危機管理の真価が問われた局面でした。こういう大非常時においては、内閣は、真っ先に災害対策基本法の緊急事態の布告をし、一定の強制的な措置を法令で制定すべきでしたが、非常事態認識が薄く、危機を過小評価したことからこれを怠っています。日本において非常時への意識を高めるためにも、憲法において緊急事態条項の制定を検討すべきといえます。

また、今回の危機管理の失敗の教訓としては、危機管理の司令塔たる首相官邸が危機管理（クライシス・マネジメント）ではなく管理危機（マネジメント・クライシス）に至ったことです

これは、原発事故を受けて次から次へと場当たり的に専門家を登用してはその専門家が抗議の辞任をしたり、20 を超える会議が乱立されたことが、その象徴です。

こうした背景には、もちろん、菅総理の属人的な要因もありますが、これだけにとどまらない制度的な危機管理の死角があります。それは、民主党政権がそもそもみんなの党が言うような公務員制度改革をサボってきたことです。あらかじめ、総理直属の国家戦略局を作り、自前の裏方部隊を常駐させておくべきだったのです。こういう観点からも公務員制度改革を徹底しなければなりません。

- ① 被災地に復興組織を作り、地域が主役で大復興できるよう、国がドカンと 30 兆円規模の予算をつけてあげること。



- ② 危機管理の司令塔たる首相官邸がマネジメントクライシスに陥った背景として、総理直属の国家戦略局を作るなどの公務員制度改革を怠っていたこと。

災害対策基本法の緊急事態の布告をし、一定の強制的な措置を法令で制定すべきであったが、非常事態を過小評価した政府がこれを怠るなど、日本中枢に至るまで非常時意識が低くなっていること。

- ③ ピンチをチャンスに変える、次の未来を先取りした大復興を実現する。

特に、被災地域において地域主権型道州制を先取りした復興を目指す。また、電力自由化を柱とした脱原発を実現する。2020 年頃にはコストが高いことが分かった原発は自然淘汰され、新規参入拡大を通じ電力産業自体を大成長産業・輸出産業にし、電力料金の値下げ合戦で日本企業の競争力も強化する。

参議院議員 自民党

山谷 えり子

被災された多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地を回り、避難所として利用されていた神社に泊めていただき、被災者の方々から話をお聞きました。

各地を訪れるほどに、反共・反スターリンの作家





ソルジェニーツインが一九八二年に来日した時「日本には自己抑制がある。個人よりも家族、繋がりを中心とし、民族的伝統を保持し道徳を美的意識で考える希有な国」と感嘆した言葉を思い出

します。

行政、商業、農業、林業、水産業関係者らとも会い、企業誘致や港湾、街づくりのビジョンが語られるのを聞き取りながら復興に向けた立法化への考えをまとめることができました。

被災地への支援と復旧は勿論のことですが、それだけではなく百年先の日本のあり方を見据えた復興理念が大切です。財政、成長分野の育成、地域再興、教育再生など日本古来からの伝統というタテ糸を明確にし、心をよみがえらせなければ真の日本の復興とはならないと考えます。

未曾有の震災は日本人の特質、家族の絆、地域の絆、伝統的価値観を守る意義に気付かせてくれました。復興に必要なのは財源と計画であることは当然ですが、それを生かすのは日本人の祈りとつながりです。そのことを忘れぬよう進んでいきます。

参議院議員 自民党

佐藤 正久

3月11日、巨大地震・津波が我が国を襲った。東北3県の約500 kmにわたる沿岸部では2万人超の死者・行方不明者の発生に加え建造物・インフラ等が壊滅的な打撃を受けた。私も何度も現地



に入ったが、その様相はまさに戦場のようであった。

これに対し政府はこの事態を非常事態ではないとし、平時の法律で対応した。そのため、意志決定及びその実行は迅速性を欠き、混乱に身を任せる結果となり、被災者に飢え・寒さ等、無用の苦痛を与えた。さらに、有事においてこそ輝きを放つべき指揮官は要領を得ず、さらなる混乱を助長し、復旧と復興を遅らせている。



有事において迅速な対応が求められることは言うまでもない。

よって、平時のように相談して物事を決め、コンセンサスを得て実行していくのではなく、権限を集中して迅速に状況判断し、時間をかけずに実行していかなければならない。災害緊急事態の布告を行い権限を集中し、統一的行動をとるべきであったと考える。

権限の集中は現行法制、災害基本法等を運用すればできる。しかし、問題はその法律を如何に運用するかは指揮官の決心にかかっている。

現在、与野党で「緊急事態基本法」(仮称)の整備に向けた検討が行われており、歓迎すべき事である。有事に優秀な指揮官を選出することはもちろんであるが、どのような指揮官であっても一定の対応を取り得るシステムを構築しなければならない。

参議院議員 自民党

宇都 隆史

- ① まずは、被災した皆様の生活の安定を最優先すべきである。すべての被災者が避難所から仮設住宅に移ってからも、本当の復興のスタートと捉えなければならない。同時並行して、被災地の瓦礫の撤去等の環境整備を急がねばならない。政府として処分要領を明確に示し、必要な予算はすべて国が面倒見る等して、政府のリーダーシップを発揮すべき時だ。最終的には被災地の経済が立ち直り、被災者が雇用先を見つけ、自立した地方経済を営んでいけるようになって初めて復興が成し遂げられたと言える。そのためには、被災地だけに目を奪われず、日本全体の景気を減衰させないような経済・金融措置を徹底しなければならない。
- ② 毎年行う災害対処訓練が、形だけの訓練になって点は猛省すべきだ。わが国の行政機構では、最



高指導者である総理大臣が訓練をする機会が殆どない。様々なシビアな状況の中、短時間の間に意思決定を下さねばならないような指揮所演習を、総理を対象に実施するような仕組みを検討する必要がある。また、原発事故に関しては、再発防止策を検討せねばならないが、政府の情報隠蔽により、実際にどのような情報の下で、どのような判断が下されたのかがまるで解らない。徹底した事故調査が求められる。

③ 今回の件で、大規模災害時には自己完結組織である自衛隊しか頼れないことは実証された。しかし、自衛隊が災害派遣のためだけに存在するかのよう報道ぶりには強い違和感がある。自衛隊の本来任務は「国防」であり、戦争を想定した厳しい訓練を日頃より積んでいるからこそ、大規模災害でも十分に活躍できるのだということを国民は理解し、自衛隊を正当に評価しなければいけない。少なくとも、今回と同規模の災害が発生した時には10万人の兵力を割かれるのだから、その程度の予備兵力を普段から抱えていないと我が国の国防は覚束ないことが判る。我が国の防衛予算と人員体制を見直す最大の好機である。

参議院議員 みんなの党

上野 ひろし

災害に強い国づくりに向けて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大規模な津波を伴ったこともあり、亡くなられた方、行方不明の方が2万人を超える未曾有の大災害となった。内閣府の推計によれば、この震災による住宅・工場などの建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等の被害額の総計は約17兆円であり、また、福島第一原子力発電所における事故の発生などにより、我が国全体として損失は今もなお拡大を続けている。

これだけの大災害が発生してしまった今となっては取り返しがつかないが、この被害を少しでも軽減することはできなかったのか。

政府の防災関係予算を見ると、その額は、ピーク時の3.5兆円（平成9年度）から、ほぼ毎年減少を続け、平成22年度には3分の1以下の1.1兆円まで

落ち込んでいるが、この中には、震災対策、津波対策、原子力災害対策などが含まれている。仮に、平時から災害に対してしっかりとした備えを行っていたら、全てではなかったかもしれないが、救うことができた命



や財産があったはずである。さらには、災害が起きてから復旧・復興費用として何十兆円もの支出をするという事態にも陥らなかったかもしれない。

厳しい財政状況の下で、直ちに効果が現れない「いざというとき」のための対策、予算は削減されやすい。しかし、国民の安全・安心を守るべき立場にある政府であれば、仮に災害の発生自体は防げなくとも、今回のような大震災も想定しながら、事前に可能な限りの準備を行い、被害を最小限にとどめるべく対応しておく必要がある。

東日本大震災の被害は甚大なものであり、失われた命は戻ってこないが、少なくとも我々はこの大災害から学び、そして、今後の災害対策に十分に反映させていかなければならない。

第7回総会およびセミナー開催に際して 祝電を頂き、心より感謝いたします。

衆議院議員・自由民主党総務会長

小池 百合子

「第22回安全保障・危機管理セミナー」のご盛会を、お慶び申し上げます。

本日のセミナーが、わが国の安全保障・危機管理のあり方を考えるため、大変有意義な機会となることを確信しております。

日本安全保障・危機管理学会の今後益々のご活躍とご参集の皆様方のご健勝をお祈り申し上げます。」

参議院議員 **橋本聖子**

「日本安全保障・危機管理学会第7回通常総会および第22回安全保障・危機管理セミナー」のご開催に接し、関係各位の並々ならぬご尽力に敬意を表し、心よりお慶び申し上げます。

ご参集の皆様の、益々のご健勝ご活躍を祈念し、ご盛会をお祈りいたします。」

安倍晋三・元内閣総理大臣

当学会 名誉会長就任をご快諾 !!

梅雨が晴れ間を覗かせた平成 23 年 6 月 9 日 (木) に当学会渡辺利夫会長と共に二見宣理事長、田中厚彦顧問、高橋勝事務局次長、村木裕世副理事長の併せて 5 人で衆議院第 1 議員会館の安倍晋三元総理のお部屋にお伺いし、渡辺会長から名誉会長の委嘱状を読み上げて安倍元総理大臣にお渡しした。

安倍晋三名誉会長は、お部屋にお伺いした時から終始気さくな笑顔でお迎え下さり、名誉会長へのご就任も快く、正にご快諾戴いた。田中顧問によるメンバーご紹介、ご挨拶の後、写真撮影も「こちらの方が逆光にならずにうれしいですよ。」とまるで同志を迎え入れるがごとく優しくお声がけ戴き、一同肩の力も抜け、時のたつのも忘れて笑顔でお話をさせて頂いた。

渡辺会長から委嘱状を受理して戴いたお礼を申し上げると共に、これを機に正会員、法人会員等の更なる会勢の拡大を図るなど学会の更なる拡充を図る決意を申し上げた。

安倍名誉会長からも、「事前にご説明 (別途 6 月 7 日山谷議員に実施) 戴いた学会の内容については、山谷えり子議員から伺っております。」と現状認識を示して頂き、二見理事長から学会発足以降の経緯、渡辺喜美名誉顧問はじめ学会顧問の政治家メンバーの紹介、またセミナー会場など渡辺名誉顧問のお力添えを戴いているお話、「食の安保」等次回セミナーのご案内、極めつきは、安倍新名誉会長から会員にご講話を賜りたい旨お願いし、ご検討戴くことになった。

安倍名誉会長から、東日本大震災、福島原発事故に絡んで、都内の会社員等勤務者は帰宅難民をも考慮した帰宅の是非？とかまた学会から大震災対応につき何か発信しているか？企業、自治体の危機管理者養成の教育方法？などホットな話題をご提供戴き、地震・



原発対応については学会ホームページで既に提言している実態をお話した。地震対応でもっと具体的提言努力を示唆された。

引き続き今年の学会総会結果に基づき平成 23 年度から 25 年度の 3 年計画案で管理、理論・研究並びに応用・実践につき村木副理事長からご説明し、質疑応答をさせて戴くと共にグローバル企業のマネージャクラスに国内・外市場で活躍するための国家安全保障から企業危機管理に至る正しい認識についてクライシスマネージャ養成講座で教育している旨お話した。

更に安倍名誉会長は尖閣列島沖の領海内で発生したわが国海上保安庁の巡視船に対する中国漁船の体当たり事案の画像をよくご覧になった結果として、わが国安全保障のあり方に対する懸念を表明された。

広い視野で、且つ高いご見識に基づくお考えを伺うことができ、時の経つのも忘れるくらい充実した安倍晋三名誉会長との対話に、将来に向けた期待の膨らむ興奮を感じたのは私だけではなかったようだ。

(村木記)



陸上防衛力の現状と 東日本大震災への対応 (要旨)

陸上幕僚監部 防衛部長

番匠 幸一郎陸将補

(現 第3師団長・陸将)

学会の日頃のご活動には、感謝しています。
本日は、「陸上防衛力の現状と東日本大震災への対応」
を話させていただきます。

1 陸上防衛力の現状

(1) 陸上自衛隊の任務、配置、役割

陸上自衛隊は、わが国の平和と独立を守るための
防衛を主任務とし、治安維持、災害派遣、国際活動・
平和協力などがあります。

自衛隊はご案内のとおり、昭和25年6月に始まった
朝鮮戦争により警察予備隊が編成され、保安隊、
自衛隊となりました。

この間、任務は増加していますが、陸自の隊員数は、
50年代の18万人体制から減少しています。

配置は、稚内から沖縄までの157箇所に配置され
ており、奈良県を除き全都道府県に配置されていま
す。国民との接点になっています。

(2) 陸上自衛隊の活動

災害派遣は、年間に約300件、概ね1日1件です。
阪神・淡路大震災後は、自治体との協力関係が進み、
平素から情報共有や訓練を実施しています。

国際協力活動は、平成4年のカンボジアPKOから
始まり、16年のイラク派遣、インドネシアやバン
グラディシュなどの海外災害派遣などがあります。

現在は、ゴラン高原(約50名)、ハイチ(350名)、
ネパール、スーダン、東チモール、ジブチ(海自
P-3C基地の警備)などで活躍しています。

2 東日本大震災への対応

(1) 震災の特性

3月11日14:46に起こった今回の震災は、想像
を超える広域かつ激甚な被害でした。

マグニチュードは9.4、津波は38m、死者が現在
15,112名(5月19日現在)、津波により行方不明者
も多数に登っています。避難者は2万人。

そして、地震災害、津波災害と原子力発電所事故
との複合事態です。

また、一部の自治体が喪失しました。

(2) 震災対応の特性

① 過去最大の戦力集中

災害派遣の人員数は、10万8000人体制から少
しずつ減少していますが、それでも、陸海空で
8万人(5月19日現在)が活動しています。

② 2個正面・5個同時作戦

ア 原発対応(原発安定化と住民避難)

イ 津波・地震災害救援(人命救助、行方不明者搜索、
生活支援、道路など応急復旧)、

③ 君塚東北方面総監を司令官とする陸・海・空自
の統合任務部隊を災害派遣部隊で初めて編成しまし
た。

このため、陸・海・空自・米軍の特性を発揮しつつ、
効率的な部隊運用ができました。

④ 災害派遣において本格的な日米共同作戦を実施
し、米軍は1800人が参加し、「トモダチ作戦」と
日米友好を表わす名称でした。

⑤ 予備自衛官等を招集しました。

通常は企業等に勤務し、年に5日の訓練招集ですが、現役自衛官と同様の任務を遂行しました。

- ⑥ 物流ネットワークを構築し、初期段階は、全国からの支援物資を避難所や在宅避難者まで届けました。
- ⑥ 自治体が喪失した地域では、自治体機能を代替しました。

(3) 自衛隊の活動状況

① 津波・地震災害救援

ア 陸上自衛隊は、震度5弱の地震が起きると、ヘリコプターで偵察を開始します。

このため、津波被害の映像が撮影され、指揮所で見ながら、自衛隊の派遣規模などの迅速・正確な判断ができました。

イ 実績としては、

人命救助2万人、遺体収容8,913体。

給水は、水道が復旧するまでの間、約1か月。

温かい食事は、1日3万食、

風呂は、1週間後から30数箇所ですべて1万人。

道路は、300km。沢山の橋を架ける。

医療活動、燃料（ガソリン・灯油）補給、音楽演奏等。

② 日米共同「トモダチ」作戦

調整所3箇所一市ヶ谷、横田、仙台でそれぞれの地位に応じた調整が順調に進んだ。

米軍は18,000人、艦船（空母ロナルドレーガン、エセックスなど）200隻、航空機140機を派遣してくれました。

仙台空港は、2週間で使用可能になった。

孤立した気仙沼の大島港に1週間野宿して作業し、フェリーが達着可能になった。また、学校の修復や音楽演奏を行った。

③ 原発対応

陸自3700名、海自約20名、空自約50名が、原子炉の冷却作業、行方不明者捜索、在宅巡回診療支援、緊急時の非難・誘導準備、除染活動などを実施しました。

3 陸上防衛力の今後の方向性

(1) 安全保障環境

大陸から見ると、日本列島の位置は、ユーラシア大陸の北東部から太平洋への出口を押さえる絶妙な



戦略上の要衝です。

長さ3,500 Kmで、欧州に当てはめると、スカンジナビア半島から北アフリカまでに匹敵する距離になります。

国土の広さは、世界で約60位ですが、経済水域は世界で6位の広さです。

また日本は、冷戦期は米ソの2極構造、ポスト冷戦期はテロ、民族・宗教戦争、感染症に対応してまいりました。そして現在（ポスト・ポスト冷戦期）は、自然災害からテロ、米・中・露・印の新たな勢力均衡、破綻国家や内戦など脅威も多様化しています。

(2) 大綱・中期防の概要

『23中期防』では、『17中期防』の24兆2400億円から、23兆3900億円に削られ厳しい経費枠になりました。

各国の国防費は、拡大傾向で平成13年から20年間の増加率は、韓国2.4倍、ロシア4.8倍、中国が3.6倍、台湾1.3倍、米国2.1倍、オーストラリア2.1倍ですが、日本は0.96倍とマイナスです。

(3) 今後の方向性

① 南西地域の防衛態勢の強化

九州の南端から与那国までの長さが、青森から山口の長さにあたります。

しかし、南西地域に陸上自衛隊は、第14旅団の約2000名余しか配置されていません。

また、沖縄から与那国までの間には、空自のレーダーサイトがあるのみです。

有人島だけでも200ぐらいはあるのです。

② 国土保全等への取組みの強化

今回の大震災への対応から、自分の国は自分で守る、自衛隊が主で米軍がサポートであることを再確認できたと思います。

同時に日米の同盟関係を再度考えることができました。

自衛隊は、最悪の場合を考え、同時に希望を持ちながらベストを尽くすことが大事で、求められていることだと実感しました。

がんばれ！ニッポンとベナン共和国



「絆」深める活動 安全保障と危機管理 の推進に

ベナン共和国大統領特別顧問

ゾマホン・DC ルフィン

1. 東日本大震災被害者の御霊（みたま） に黙祷を捧げましょう！

皆様こんにちは！私は、ゾマホンといいます。このような機会をいただいて大変に感謝しています。有難うございます。

お話をする前に、このたびの大震災で亡くなられた方々に一分間の黙祷を捧げたいと思いますので、ご起立下さい。（1分間黙祷）

有難うございました。我々は生きています。亡くなられた方々に感謝の気持ちを込めてお墓参りをして下さい。感謝の気持ちはとても大切です。最近の日本の人達は感謝を込めて先祖にお参りする気持ちが少ないように思い、ちょっと残念です。

これは、後で触れる温故知新（笑）に関係することなので覚えていて下さい。

私はベナンという国の生まれです。とても貧乏な国ですけど、平和な国です。子供の頃は片道10 kmの土の上を裸足で歩いて学校に通い、一生懸命勉強して大学を出て中国に留学しました。17年前に日本に来て働きながら学校に行きました。過労のため左手の人差し指を切断する事故に遭いましたが、防災のおかげで学費を払って（笑）、上智大学の大学院、博士課程を終了できました。研究課題は「ベナンに

おける初等教育普及問題」と「ベナン共和国における職業と階層」で、論文をまとめました。

テレビにでるチャンスがあって、「たけしさん」や「所ジョージさん」と知り合いになったり、ベストセラーになった本「ゾマホンのほん」や「ゾマホン、大いに泣く」（河出書房新社）などを出版することも出来たおかげで、母国ベナンに「たけし小学校」「江戸小学校」「明治小学校」「所ジョージ小学校」など6校を建設しました。

また、人材育成のため「たけし日本語学校」を設立して留学生、研修生、公務員などを育てて、すでに約30名が来日しています。子供たちの衛生や健康のために井戸作りもやっています。（ホー！と感嘆の声）

きれいな水は命の源です。水のある所には人々も動物も植物も集まりますし、医療機関や道路などのインフラも整備されていきます。このようなコミュニティには教育が必要です。給食を進めると、しつけとか規律とか道徳も自然に身についていきます。農業などの近代化や産業の発展の基礎は人材育成です。

地下資源の少ない日本が明治時代に力をいれた教育・人作りは、それぞれが学ぶ目的を具体的に持ち、諸外国に留学し、知識技能を取得して祖国に持ち帰

りこれを普及して国を発展させると云う考えをもとにしたのです。このような日本をお手本にしようと日本語学校の建設や日本への留学に熱心に取り組んでいる所なのです。(拍手)

おかげさまで、2001年に「国連青年国際会議所」から「世界最優秀青年賞」を受賞し、2002年「イフェ(IFE) (愛という意味) 財団」をベナン政府から認可され、2004年日本で「NPO法人IFE」を設立して大統領特別顧問に就任しました。アフリカ(特にベナン)のことをアジア・オセアニアに伝え、アジア(特に日本)のことをアフリカに伝えることが主な仕事です。

2. アフリカと日本の活動、ベナン共和国を知っていますか？

では次に、アフリカにおける日本の活動のことをお話ししましょう。皆さんの中でベナン共和国のことを少しは知っている方は手を上げて下さい・・・やっぱり・・・ほとんどいませんねえ～(苦笑・・・) 人類の誕生がアフリカなのはご存知ですよ。そのアフリカは今54カ国に分かれ紛争が絶えませんし、東・西・南・北・中央というふうに大雑把に分けてみても、それぞれいろいろな特徴があります。日本の教科書にはヨーロッパのことは何十ページも書かれているのに、アフリカのことは1, 2ページ程しか紹介されていません。これはいったいどうしたことでしょうか？ 経済優先の目先に捉われて先ほど言った「温故知新」、「古きを訪ね新しきを知る」・・・をおろそかにしているとしか思えません！。(拍手！)

豊富な埋蔵資源、観光、紛争、疫病悪病などのトピックス的なことばかりに注目してはアフリカは理解出来ません。アフリカ諸国もまた日本を理解するチャンスが少ないのです。これではとても国連で常任理事国となるような国際的に重要な地位を占めるために必要な多数の国のバックアップは得られないでしょう。中国が日本からのODAなどを有効に活用してアフリカ諸国に着々と地歩を築いているのとは雲泥の差があることをご理解下さい。

国の安全を守るためには「ペン(ベナン)は剣よりも強し！」というソフトパワーも重要な柱として活用すべきだと思います。民間レベルの文化・芸術交流やボランティア活動もどんどんやらなくてははいけません。日本とわが国を含むアフリカ諸国の国民は互いに知らないこ



とが多すぎる、互いに好きでも嫌いでもない無関心なのは教育の欠陥です。ベナンのような平和な国があること、日本大使館も出来た友好国があることをもっともっと知って下さい。日本は経済大国として愛の手を差し伸べ、救い主として活動して下さい。精神や思想の分野でも宗教問題も含めて、欧米と中近東の紛争やスーダン・リビア空爆など力によっては解決は出来ません。日本はリーダーとして平和的に活動出来る数少ない・・・いや・・・唯一の国です。(拍手！)

ベナン共和国はBENINと書き「ベネン」と発音します。フランスから独立できたのは1960年です。識字率が低い南サハラ諸国の一つで、面積は日本の約1/3、人口約880万人、気温10℃～35℃、公用語はフランス語、他に地元語としてフォン、ヨルバ、アジャ、ソンバ、バリバなどがあります。宗教はブドゥ教58%、キリスト教25%、回教17%、教育は2006年から小学校無料、就学率80%と改善されましたが、自国の歴史や文化を学ぶのではなく依然としてフランス語の教科書を使用しています。

産業はサービス業(港湾業)、鉱業(石油、金、ダイヤモンド、大理石など)、農業(綿花、バーム油、シアーバター、コーヒーなど)と漁業で、いわゆる一次産業が主です。二次産業以上の技術が必要な機械やソフトウェアの開発、生産、使用とか修理などは主としてフランス、中国に任せる状態にあります。国民にやろうとする意欲はあるのですがノウハウを伝授してもらえないのです。通貨は旧フランス植民地を中心とする国々で使われている共同の通貨CFA(セファール)フランで、発行銀行は西アフリカ経済通貨連合8カ国による西アフリカ諸国中央銀行です。これは、中央アフリカ諸国中央銀行の通貨とは相互に流通できないのです。

航空会社はエアーフランスだけ・・・これらのこ

とから、旧宗主国と植民地とはどんな関係にあるのかの一部はご理解いただけるでしょう。

3. 欧米諸国と中華人民共和国のアフリカ政策の一端・・・

そこで、欧米諸国と中華人民共和国の活動の一端についてお話しします。アフリカ諸国が白人の奴隷だったのは400年、植民地だったのは300年も続きました。これらがアフリカ大陸の開発、発展を阻害し、大きな遅れの元になっているのです。社会構造を崩し、政治、経済、文化等の組織が抹消され今も続いているのです。ベナンはフランス語圏ですから日本から行くには仏国経由でなくては早く行けません。航空管制権も整備も全てフランス、飛来するエアフランス機には整備員が乗ってきます。

日本からケニア・ガーナなどに行くにはイギリス経由（英語圏）、赤道ギニアにはスペイン経由、アンゴラにはポルトガル経由でないと駄目なのです。公用語は旧宗主国（仏、英、ポルトガル、スペイン）のもの、通貨、銀行も同じです。ところが、韓国は日本語ではありません！これでお分かりでしょう！ありとあらゆる生活の向上がたくみに阻害されているのです。

中国はこのような欧米人と原住民（やな言葉ですね）の隙間を巧みに衝いて道路、公的建造物などインフラストラクチャーを整備してアフリカ諸国の共感を得て国際的協力体制を強化するとともに、具体的な見返りとして埋蔵資源や農産物の利権を着々と獲得しています。それらの資金は前にも言ったODAの転用活用です。

今、盛んに言われているグローバル化というのは欧米諸国や中国などに都合のいい動きで、古い仕組みや新しい搾取を正当化するための巧妙なスローガンです。アフリカ諸国にとっても日本のような誠実な国にとってもグローバル化は決して良い影響を与えるものではない、十分注意して取り組むべき動きだと思います。日本が従来からとってきた、とってきた諸外国との連携はこのようなものではありません。

4. 過去の日本のアジア政策は間違っていない！

日本が過去、占領したアジアでおこなった政策や活動は間違ったものではありません。欧米諸国の植

民地政策とはまったく違うものです（拍手！）教育の普及、社会制度の確立、経済・技術力の独立、道路・鉄道・病院などインフラの整備充実、疫病の撲滅など民族の分け隔てなく懇切丁寧な尽力が民族独立の気運を引き起こし、戦後一気に多くの国々が独立を果たすことができたのです（拍手！）

日本はもっと自信を持って下さい。いままでも間違っていないので、これからも変わらないスタンスで世界を理解し、貢献して下さい。日本のODAで、初等教育が受けられる機会が増えている、病院が充実しつつある、井戸掘りで衛生的な水が増えている国があるのです。日本の政府はもっと国民に知らせて欲しいし、国民の、諸国民の苦しみを知って欲しい。情報を正確にすばやく発信して欲しい。

5. 日本とアフリカ諸国の絆を深める活動が、安全保障と危機管理の推進に…

自衛隊の活動もまた素晴らしいものです。海外での行動も国内での活動も諸国の信頼を確実に増やしていますし、頼りになる「軍隊ではない軍隊」として（笑）、或る国にとってはてごわい相手として（笑）日本及び同盟国の、そしてベナン共和国を含むアフリカ諸国の安全保障にとって欠かせない存在です。ゾマホンが安心して日本で活動し、多くの支援を得ながら、ベナンにとってもとても大切な教育施設を建てて、井戸を増やし、若者を日本に招いて育成していけるのは日本が平和をしっかりと守っているからです。（拍手）

皆さんの「日本安全保障・危機管理学会」が熱心に進めている諸活動の一つに我が国の、アフリカ諸国の支援、特に日本語学校に教師を送る、正しくお互いを紹介する教科書の普及運動などを追加して下さいようにお願いします。私は日本を、特にその人道的な活動の伝統の素晴らしさを世界に紹介し続けます。日本とアフリカ諸国の絆を深める活動が安全保障と危機管理の推進化にとってすごく大切なのだということが御理解いただけたと確信します。

ゾマホンの話を熱心に聴いていただきありがとうございます。私は、しゃべりだすと止まらない（笑）まだまだいろいろとあるのですが今日はもう時間がないので、すみません。

機会をいただければ喜んで参りますので宜しくお願いします。（盛大な拍手！）

「暫定基準値（規制値）」という名の“妖怪”が…

日本安全保障・危機管理学会 副理事長 古市 達郎

3・11東日本大震災以来「暫定基準値」という名の“妖怪”が日本社会を（特に関東、東北地方を中心に）未曾有の不安と混乱に陥れている。その最大の責任は政府にあり次いでマスコミにあると私には思えてならない。なぜ“妖怪”なのか、その正体が皆目理解できないからである。更にこの“妖怪”は「風評被害」が‘大好物’だというのだから始末に負えない。そもそも「暫定」なる用語が「正確なことが解からないから取りあえず」という意味で使われ始めたとして、原発事故から5ヶ月以上経過した今日でもその意味内容が明確化されず「暫定」のままとはどういうことなのだろう。この数値なら‘絶対’に問題が生じないという最低の基準値を示し事に臨むというのは「責任逃れを目論んでいる」以外の何ものでもないといえよう。そしてこのいい加減な数値を越えた場合の作物、牛肉、牛乳などに対し出荷制限をかけ廃棄処分をするなどして、その結果発生した損害は国家が全て賠償するという。その賠償額についての予測計算さえしていない。とんでもない話だ。制限しなくてもよいものに制限を掛け、廃棄しなくてもよいものを廃棄させ、巨額の賠償を全て税金で賄うというのは余りにも勿体なくまた馬鹿馬鹿しい話ではないか。納税者たる国民が怒りの声を挙げないのが不思議でならない。

原発事故発生直後、放射能汚染の心配が現実化したときに、直ちに放射能や医療関係の専門の科学者ら（外国人を含む）を招集し、健康被害が懸念されるギリギリの数値を彼らの科学者としての

‘良心’に従って検討させ示させるべきであった。その期間はせいぜい徹夜作業で1週間程度が許容範囲であろう。その結果得られた数値を基にその後の全ての対策を検討すべきではなかったか。そうであれば、例えば畑で採れたばかりのホウレン草90キロを水洗いもせずに（水洗いで数値は3分の1から5分の1に減少）8日間のうちに食べ切る（放射性ヨウ素は8日間で消滅）など凡そ常識外れの行動をしないとその「暫定基準値」に達しないというのに「出荷制限」するなどといった極端な早計処置は避けられたのではなかろうか。4ヶ月後に生じた稲藁を食した牛の‘汚染肉’問題も同様だ。

そもそも人類は日常生活の中で、自然界の放射能を浴びている。日米の有力な科学者の中には、ホルミシス効果（生物に対して有害なものが微量の場合は、逆に良い効果を表すという生理的刺激効果のこと）の観点から、年間60～100ミリシーベルトの放射能被爆が人間の健康にとって最適の数値であろうという見解もある。一部マスコミ報道の中にもこうした日常生活の中での必然的な被爆と対比しながらの冷静な解説も時折見られたが、他のページにはセンセーショナルな記事が載っているなどその報道姿勢には一貫性がない。原発事故関連での多くの人々の苦難の避難生活や浜岡原発の停止問題など、これらについてもどの程度の科学的検討や根拠に基づいての政策であったのか、厳密に検証する必要があると思う。

－米国の危機管理

－その長所と今後の課題－

聞き手 当学会会員（ワシントン事務所長）

吉川 圭一

今回の東日本大震災および福島原発事故に鑑みて日本にも米国の緊急事態管理庁（FEMA）ないし国土安全保障省（DHS）と同様の組織の必要性が高まった。そこで前号のトム・リッジ元 DHS 長官インタビューの続編として米国ヘリテージ財団安全保障部門担当の主任研究員ジム・カラファーン氏へのインタビューを2011年4月19日に行った。同氏は米国でも議会証言等を頻繁に行っている国土安全問題の専門家でありリッジ氏が長官を降りてからの動向を聞くのに相応しい人物である。また彼は本来が理系の技術専門家で、危機管理の最も重要な問題である組織間協力、特に今回の地震で露呈された日本の危機管理の弱点である政府と民間の協力等に関して話を聞くには最適の人物との判断もあった。

J=Dr. James Jay Carafano Y=吉川 圭一

Y: 本日は日本版 DHS の設立を考える前提として米国の危機管理に関する話をお聞きたいと思います。

J: まず始めに申し上げたいのは、各国の抱える危機管理に関する問題は、それぞれ異なり、アメリカの危機管理に関するモデルが現在の日本の状況に必ずしも適応するとは限りません。日本は諸問題に関して独自のプログラムを構築する必要があります。

Y: それでは日本への参考として、まず現在の米国の危機管理対策について、具体的にお聞かせください。特に官民協力に関して何う事が現在の日本の特に原発問題に重要と思います。

J: まず米国では、官民間の危機管理コミュニケーションを図る2種類のコーディネート活動があります。一つ目は Policy coordinating council という活動。一般企業の CEO レベルの方々を中心に、概要について広い視点で省内のメンバーと意見交換を行います。二つ目は Information sharing and analysis center という活動で、略して ISAC (アイサック) と呼ばれています。これは参加団体・企業（例：Association of manufacturing 等）によって運営される組織で、より具体的な問題、特に情報共有についての意見交換を行う

ものです。

Y: その二種類の長所は何でしょうか。

J: 様々な経済分野の問題について議論可能なこと。その他に DHS は Critical infrastructure 等の情報共有ネットワークも設立し軌道に乗せました。また、アメリカのビジネス市場における3分の2は中小企業から成り立っていて中小企業のセキュリティ対策は資金・ノウハウの面から大企業には劣ります。その対策として、FEMA が中小企業のセキュリティ対策に関するガイドラインをまとめました。

Y: 今までは民間活力に関する成功例の話だと思います。逆に DHS が主導権を取った場合の長所は。

J: 例えば HIS という連邦政府所属のリサーチセンターがあることです。危機管理に関する全てのリサーチを民間企業や学術機関のみに委託するのは好ましいことと思えません。

Y: では今までの DHS の活動の反省点は。

J: ハリケーンカトリナや BP 原油流出事故後について全ての業務を一度に片付けようとしてしまったこと。例えば、15ものインフラ事業に同時に取り組もうとしたり、多くのパートナーシップを一度に構築しようとしてしました。もう少し焦点を絞り時間をかけて事業に取り組む必要があったと感じています。

Y: 今後の課題は。

J: 「S&T に関して、アメリカの場合テクノロジー開発を行い、活用できる形に作りあげる技術はあるのですが、そのテクノロジーを利用するための習得課程に問題があります。今後は州・地方レベルでの持続可能な習得計画を立てる必要があると思います。また、米国政府は不必要な最新テクノロジー関係に予算を費やす傾向にあります。

Y: そこで海外諸国で開発されたテクノロジーを DHS で取り入れることについては、どうお考えですか？それが可能なら安くて優れた日本製の製品、例えば生体認証システム等を米国政府に導入することで、アメリカ政府も予算を削減できるし日本企業も利益を得られる。し

かし、そういう日本の技術の米国政府への導入がスムーズにいったいない、といった問題に関して日米双方の企業等から不満の声を私は聞いているのですが？

J: 責任保護に関する法律上の問題があります。通常、米国では防衛関連の最新テクノロジーを開発した際にはDHSの認可を受けなければなりません。そこで今後は米国国内に留まらず、海外の優れたテクノロジーの利用を可能にするためにも国際統一基準の設定が必要です。

Y: 他にDHSが上手く行っていない部分としては。

J: 航空セキュリティなどについて言えば、特に長期的なS&T開発計画が十分とは言えず、またそれに関する情報共有も十分になされていません。

Y: 今後は先にも述べたような諸外国との情報共有も必要になってくるのではないのでしょうか？ 今までの話題だった技術的な問題も勿論ですが、いま日本が置かれている状況を見ても、これからは政府と政府、組織と組織の協力が重大なテーマになって来ると思われますが。

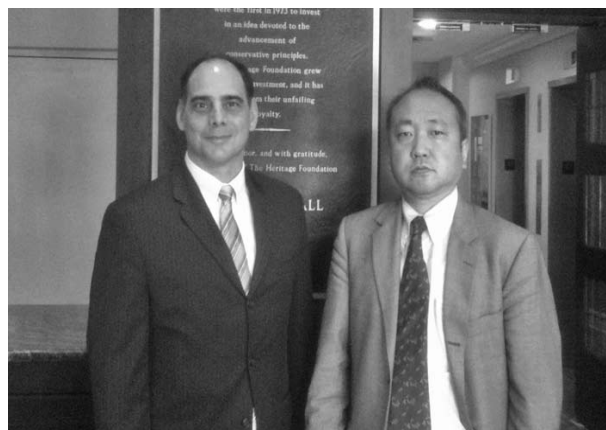
J: そうですね。諸外国の各省庁部局間の情報共有については2つのモデルがあります。まず、アメリカのCoastal guardと日本の海上保安庁のように似た様な役割を果たす各国の部署同士の直接協力です。もう一つは例えば米日間であれば、国務長官と外務大臣が会談後、各国の省庁部局に必要事項を伝達するというモデル。今後は米国と日本、オーストラリア、韓国、シンガポール等の間の協力関係はますます重要になってくるでしょう。

Y: 日本政府の震災復旧に対する海外援助受け入れについて、どのようにお考えですか。

J: 日本やアメリカのような先進国は普段は援助する側に回ることがほとんどですから、海外諸国からの援助受け入れに慣れていません。実はアメリカもカトリナやBPの事故の際に色々な国から援助の申し出を受けたのですが、それをスムーズには受け入れることが出来なかった経緯があります。こうしたことに関しても、今後政策を立てて検討していく必要があります。また今後は諸外国の文化的背景を理解した上でのテロリスト警告システム等のリスク・コミュニケーションが不可欠です。

Y: 例えばテロ警告システムに関する国際的な訓練が前者の災害対応に関する国際援助をスムーズにする訓練にも繋がるといった考え方は如何でしょうか？ 僕はFEMAの幹部にもインタビューした事があるのですが、彼は”Don’t plan the exercise ,exercise the plans” と言っていました。この訓練の重要性についてはどうお考えですか？

J: 訓練は大変重要です。危機管理訓練等に関しては、大規模で見栄えのよい訓練を1度実施するよりも、



小規模の訓練・研修の積み重ねが重要です。計画を立て、訓練を行い、そのフィードバックを元に問題点を洗い出す、そうした作業の繰り返しが必要ですね。より低コストで持続可能な計画を実行していくべきです。また、多くの上層部に関して言えば、災害が起きた際に現場で何が起きているのか把握できていない場合がほとんどです。そうした問題への対処も必要となってきます。

Y: 本日は貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

日本における危機管理に関する官民協力について、どこまで民間活力に任せ、どこから政府が指導するか？テクノロジーの開発だけを取っていても、国内的な組織の整備による業界団体の指導だけではなく国際基準を作ることで、スムーズな官民協力を実現することが重要になる。それも今回の原発事故にも応用すれば、今後の日本における安全策の策定の参考になるだろう。また、国際協力により国内問題を解決することの重要性も貴重な教訓である。米国も失敗した大災害に対する国際援助の受け入れ態勢を改善することとテロ対策は矛盾しない。むしろ相補的である。そのような国際・国内の訓練(Exercise)の繰り返しこそが、いかなる危機にも対応できるように各国家を鍛え上げてくれるのである。

追記：このインタビューを契機に吉川はカラファノ氏が主催する研究会に参加し、その提言である”The Great Eastern Japan Earthquake: Assessing Disaster Response and Lessons for the U.S.”の共同執筆者となった。以下で同レポートを読むことができる。
<http://www.heritage.org/research/reports/2011/05/the-great-eastern-japan-earthquake-assessing-disaster-response-and-lessons-for-the-us>

無農薬・有機農法で安定供給を目指す

株式会社 中部危機管理センター取締役 農業部門

農事組合法人 恵那新葺生産組合理事長

安藤 明

先般の東日本大震災における被害者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この大震災における、農、漁村の未曾有の悲劇、その上に福島原発事故による各地の農地、農産物の安全性の問題など、今後復興までの難問山積の道程を考えますと身が引き締まる思いです。

私は岐阜県の里山で米作を主体とする他無農薬栽培、有機農法による野菜作りをしています。20数年前に知人に差しあげた野菜が話題となった事が始まりで、今では会員制を導入して生産物の供給をしています。次第に生産の拡大を余儀なくされ新たな農地を確保する為に、近くの15年～20年間もの間耕作されていなかった耕作放棄地を借りまして開墾し、野菜作りを始めました。その耕作放棄地の開墾には大変苦勞をしました。放棄地の一面に大きく伸びたカヤ、ヨシなどの数々、大きくなったそれぞれの根や複数の雑木を一手一手、手を加えて開墾する苦勞は大変な作業です。

しかしそんな放棄地こそ残留農薬は全くありませんから、遣り甲斐があります。やっとの思いで出来た圃場に種まきする時は感無量の思いでした。このように耕作放棄地の復元は大変ですがとても大切な事と思います。復元する為に幾つもの困難を乗り越えて出来た農作物は特別な味です。

食の安全、安心、又おいしさを追求する為にトマトの流通を例に挙げます。私の地域は夏秋トマトの生産地ですが現在、高齢化の進む中で、トマトの生産を辞められる農家が多くなってきています。現在トマトの流通の多くは生産者が収穫しJAの方が集荷します。JAで選別され大問屋から小問屋へ、そして店頭へ出て消費者の皆様方に届く事になります。

トマトはこの流通の間に熟しますので、トマトの収穫時は500円玉位の赤味が良いとされています。こうした流通上の事情があるので、その為の品種改良や、一代交配種の改良などがなされています。種の改良により種屋さんが儲かる仕組みになっている

とも言えましょう。私の生産するトマトの種は永代種です。毎年のトマトから種取しています。私はトマトが畑で熟してから会員にお届けしています。

おいしいトマト作りはもちろん種だけではありません。重要なのは土作りです。土作りにも大変な努力が必要です。又、農業生産者にとって連作障害も課題の一つです。出来れば長期間使用していない土地がとても有効となります。そこで私は耕作放棄地に目を向けました。現在全国の耕作放棄地は埼玉県面積を超える、約40万haに達していると言われています。09年からは耕作放棄地解消緊急対策として3年間で総額1700億円の補助金が投じられているという現状があります。しかし私は補助金を当てにする事なく、出来る事から進めています。大規模農業者とは違い零細農業者として、同志農業者達と共に食料自給率向上のため又、愛用者の事も思いながら今後の農業の有り方を考え、不耕作地の有効活用を進めて行きたいと思っています。

日本の農業に従事する人の平均年齢は60歳以上となりました。このまま放置すると、後20年で日本の農業の後継者はいなくなると言われています。もし戦略的に外国から食料の日本への輸出を禁止されたら日本はどうなるのでしょうか？

確かに核、ミサイルも脅威です。中国、ロシアとの領土問題も深刻です。しかし外国に食料を依存するのも大変な問題点が多くあると思います。私は今後の農業危機については、出来る限り化学肥料や農薬に頼らず、農作物を生産し安定供給する事が大切であると思います。

農薬を使用するより自然が大切である事を知るのは人間だけではなくありません。猪、鹿、猿、野兎など山で生活する動物は決して農薬を使用した野菜は食べません。野生動物はとても利口です。観察していると、私の圃場の作物は一番先に食べられてしまいます。隣人の圃場の農作物は数日たっても、一口二口齧り捨てられています。とても面白い現象と思

います。野生動物達に大自然の素晴らしさと大切さを知らされます。農薬を使用せず有機農法で生産する事の大切さ、呼吸している大自然と向かい合う素晴らしさに深く感謝している日々です。

私の目指す農業

- 1、 教育的な農業
- 2、 医療的な農業

であるべきだと思います。

教育的な農業とは、学校教育の場以外で家族の方

と土に触れ、土を学び、作物の尊さを学ぶ事により、社会の道徳心が向上すると言う考え方です。

医療的な農業とは、新薬を求める事より、より健康体になる為に医療的な農業教育が必要と言う考え方です。

以上のような事を思いつつ、大変微力な私ですが、皆様方の御指導、御鞭撻を頂きながら、これからも日本安全保障、危機管理学会を通じ、日本の農業危機を訴えて行きたいと思っています。

コラム・・・キロ・甘口・への家口

安全と国民意識

農林水産政策研究所 上席主任研究官（農博）

河原 昌一郎

一国の食品安全のレベルは国民意識によって定まると言われる。国家の安全保障に関することはとりあえずさておき、安全と国民意識との関係をまず身近な食品安全の問題で見てみたい。

食品の摂取は人間の生存にとって不可欠であるが、同時に、食品の摂取は健康被害をもたらす可能性すなわちリスクを伴っている。健康被害の原因には、農薬の残留、添加物の乱用、病原微生物の増殖等があり、これらは危害発生原因と言われる。危害発生原因を正しく認識し、健康被害を起こさないような措置を講じ、危害が発生した場合でも危害を最小限にとどめるような備えをしておくことが食のリスク管理であり、また食品安全問題と言われるものである。

食品安全の確保のためには、消費者、政府および食品業者の三者が三位一体となって機能することが必要である。すなわち、消費者は食品安全についての認識を高めることによって政府への要請、食品業者の監視を行い、政府は消費者への知識の普及、食品業者に対する指導を行い、食品業者は食品安全に関する情報の提供、良質な食品提供についてのモラルの維持に努めなければならない。

そして、こうした三者の相互作用の中で最も重要視されるのが消費者の意識である。消費者の意識が高ければ政府の食品業者への指導も厳格に行われ、食品業者のモラルも高く維持されよう。逆に消費者の意識が不十分で食品業者への適切な監視が行われなければ、食品業者のモラルは低下し、食品安全のレベルも下がる。消費者すなわち国民の食品安全に関する意識が、結局のところ、

その国の食品安全のレベルを決めるのである。

我が国での食品安全レベルが比較的高く、中国での食品安全に問題が多いのは、まさに食品安全に関する国民意識の差が反映したものと考えることができる。中国では、体制的制約から、消費者による食品業者の監視が事実上行われておらず、食品業者のモラル低下を招くとともに、消費者意識の向上を妨げている。

それでは、ひるがえって国家の安全についてはどうであろうか。食品安全の消費者、政府および食品業者に相当するものは、国家の安全では国民、政府および防衛（軍）組織であろう。この中で、国民は政府の意思決定に関与し、有事には防衛組織の活動への支援等を行うことが期待されている。食品安全と同様、国家の安全についても国民意識が決定的に重要な役割を果たすことは異存のないところと思う。

ところが、我が国においては、国家の安全についての国民意識がそれほど高いようには思われない。これには教育のあり方、マスコミ報道の問題等の各種の要因が考えられようが、政府および防衛組織と国民との相互作用にも反省すべき点があったように思われる。我が国の安全保障問題に関する政府の国民に対する啓蒙・普及努力や、国民の理解・信頼を得るための防衛組織の努力は十分だったであろうか。現状の国民意識で有事に的確な対応ができるのであろうか。

我が国の安全保障をめぐる環境が大きく変化している今日、国家の安全に関する国民意識向上の必要性が痛切に感じられるのである。

日本周辺のニュース(23年4月～6月)

中東・アジア研究所 所長 鈴木 浩

「領土問題」の研究をライフワークとしておりましたが、今回から、「領土問題」や「海事」に関連したわが国周辺のニュースの要約を紹介いたします。

ご一読いただければ幸甚に存じます。

【ロシア】

1 北方領土の軍備強化開始へ

＝沿岸防衛に対艦ミサイル【5月11日、時事通信】

- ・ ロシア軍のマカロフ参謀総長は11日、北方領土の軍備強化のため、今年後半から択捉、国後両島に駐屯する第18機関銃・砲兵師団に新装備の配備を開始すると述べた（インタファクス通信）。
- ・ マカロフ参謀総長によると、北方領土の軍備強化計画は2014～15年までに完了する予定。沿岸防衛のため、対艦ミサイル「ヤホント」の発射装置「バスチオン」も配備するとしている。

※（鈴木コメント、以下同じ）昨年11月に国後島を訪問したメドヴェージェフ大統領の指示を具現化したもの。

2 フランスから揚陸艦購入で合意

＝極東配備し、北方領土を防衛【6月17日、毎日】

ロシアとフランスは17日、フランスで建造するミストラル級強襲揚陸艦2隻をロシアが購入する契約に調印した。

ロシアが北大西洋条約機構（NATO）加盟国から本格的な兵器を導入するのは初めて。

※造船不況に悩むフランスとの思惑が一致。

□国内でさらに2隻建造予定。

3 240億円の追加支出必要

＝北方領土インフラ整備でロ副首相【5月18日、時事通信】

- ・ 15日に北方領土の択捉、国後両島を訪問したロシアのイワノフ副首相は17日、北方領土のインフラ整備に84億ルーブル（約240億円）の追加支出が必要と報告、実効支配を強化する姿勢を示した（インタファクス通信）。
- ・ 同副首相によると、追加支出が必要なのは択捉島の空港、港湾整備など。
- ・ 「千島諸島の社会・経済発展計画」（2007～15年）には連邦政府予算から150億ルーブルが投資されることが盛り込まれている。

※国後島の空港の改修工事がほぼ完了し、今年中に利用が再開される見通し。

4. 北方領土への外国投資歓迎【5月25日、産経】

ロシアのボロダフキン外務次官は、25日、タス通信に対し、北方領土への投資について各国が興味を示しており、日本を

含む国々の投資を「歓迎する」と述べた。

【韓 国】

1. 竹島近海に韓国が海洋基地建設へ

教科書記述増に対抗【4月4日、朝日】

- ・ 韓国政府は4日、日本の中学校教科書検定で日韓が領有権を争う竹島（韓国名・独島〈トクト〉）に関する記述が増えたことを受け、竹島に隣接する海上に科学調査施設を造るなどとした対応策をまとめた。
- ・ 外交通商省など関係6機関が作成した。国土海洋省の報告書によれば、竹島の北北西1キロの海上に、海洋や気象を調べる総合海洋科学基地を建設する。総工費は約430億ウォン（約33億円）で、工期は今月から来年末まで。

※実質的な韓国化が進行している一端を示すもの。

2 竹島の宿泊所増改築完了。

＝実効支配強化で韓国【5月3日、共同通信】

韓国の慶尚北道は3日、竹島の実効支配の一環として同島に置かれている住民の宿泊所の増改築工事が完了し、30日ごろに完成式を行う予定（聯合ニュース）。

3 独島：金首相「韓国軍の駐屯も検討」

【4月8日、朝鮮日報】

金滉植（キム・ファンシク）首相は7日、「現実的に、状況によっては、強力な軍隊が駐屯する案も検討する価値がある」と述べた。

【中 国】

1 中国艦11隻、沖縄沖を再び通過。

訓練終え東シナ海へ【6月23日、朝日】

- ・ 防衛省は23日、「中国海軍の艦艇11隻が22～23日、沖縄県・宮古島の北東約110キロの公海を、太平洋から東シナ海に向けて北西方向に通過した」と発表した。西太平洋での訓練を終え、帰港する途中とみられる。
- ・ 22日午後4時から23日午前1時ごろ、中国海軍の駆逐艦など計11隻が4グループに分かれて航行しているのを、海上自衛隊の護衛艦が確認した。この11隻は、8～9日、ほぼ同じ海域を太平洋に向けて通過。沖ノ鳥島の南西約450キロの海域で射撃訓練をしていたという。

中国艦の無人航空機の運用と西太平洋上での艦載ヘリの夜間発着訓練を、海自としては初めて確認した。

2 わが海軍の「第一列島線突破」は合理・合法だ＝中国報道【6月22日、サーチナ】

『北京日報』は、22日付で、中国軍事科学学会 羅援副秘

書長の「中国海軍の第一列島線突破は合理・合法だ」との論説を掲載した。

論説は、海外における中国の利益は日増しに増大していると主張。中国経済に対する海洋航路の安全も増大していることから「中国海軍の第一列島線突破は必然の成り行きであり、合理・合法だ」と主張している。

※第一列島線は、鹿児島県南部から尖閣諸島を含む南西諸島、台湾、フィリピン西部を経由して、インドネシア西部に達する線
※同論説を掲載した『北京日報』は、中国共産党北京市委員会の機関紙の性格を持つ。

※羅副秘書長は、「定例の軍事演習は、他の国の脅威には、絶対にならない」と主張している。

3 中国、南シナ海で連日の軍事演習

【4月29日、朝鮮日報】

中国が、フィリピンやベトナムなど東南アジア諸国と領有権争いを繰り広げている南シナ海で連日、軍事演習を実施し、軍事力を誇示している。

※今回初めて、水面から80メートル地点まで下降する超低空爆撃演習を実施したようで、南シナ海で制海権を有しているアメリカをけん制したもの。

4 中国、南シナ海に大型監視船を配備。

領有権でけん制【5月9日、日経】

中国国営新華社によると、中国国家海洋局は、9日までに、最新鋭の大型監視船「海監84」を、南シナ海を管轄する南海総隊に配備した。

南シナ海の南沙（英語名・スプラトリー）諸島の領有権を巡って対立するフィリピンやマレーシアなどをけん制する狙いがある。

「海監84」の排水量は1740トンで、海洋権益の確保のほか、海洋の科学調査や環境保護が主な任務としている。

※南シナ海の海洋権益を強引に手中に収めようとする中国の強い意思を内外に示す事例。

5 中国監視船、ベトナム漁船に威嚇射撃 ...

南シナ海【6月2日、読売】

- ・ ベトナム国営メディアは、「南シナ海のスプラトリー（南沙）諸島周辺で操業中のベトナム漁船4隻が、5月31日、中国国家海洋局の監視船とみられる3隻から威嚇射撃を受けた」と伝えた。
- ・ けが人はなかったが、中国船は漁船が1日朝に同海域を離れるまで並走した。
- ・ 漁船の船長は同紙に「船の近くに発砲された。中国船は漁船前方で停船し、衝突しそうになった」と話した。南シナ海では5月26日、ベトナムの資源探査船が中国監視船に調査用ケーブルを切断されたとしてベトナムが中国政府

に抗議した。

- ・ 一方、フィリピン外務省は1日、同諸島海域で5月下旬から中国海軍などが新たな建造物を構築し始めたとし、中国に「懸念」を表明した。同省によると、建造物はフィリピンが主張する排他的経済水域（EEZ）内にあり、フィリピンは中国による新たな油井建設を警戒している。

6 中国船、ペトロ越架査を再妨害：

南シナ海で緊張高まる【6月13日、NNA】

南シナ海で9日、国営ベトナム石油ガスグループ（ペトロベトナム）の測量船が、中国船に妨害を受ける事件が、再び発生した。

同海域ではこのところ同様の事件が相次ぎ、中越間の緊張が高まっている（トイバオキンテー電子版など）。

【周辺諸国】

1 フィリピン紙が、中国の「砲艦外交」（巡視船航行）を強く批判【6月21日、サーチナ】

- ・ 中国交通運輸部海事局の大型巡視船「海巡31」が15日、広東省珠海市を出港し、寄港先のシンガポールに向けて出発したことについて、17日付のフィリピン紙、「Philippine Daily Inquirer」紙は、「中国は砲艦外交を展開」との見出しで、「中国が最大の巡視船を南シナ海に派遣したことは、中国と南シナ海の領有権を主張する他の国との緊張関係を高める可能性がある」と強く批判した。

- ・ フィリピン以外の海外メディアも、南シナ海での緊張が高まるなか、「海巡31」が同海域を通過してシンガポールを訪問するという情報に、強く反応している。

※ フィリピン人のヴォルテル・ガズミン国防相は、小国ながら中国の支配を受けないという矜持を内外に示した。

2 南沙諸島で投票 ベトナム国会選挙 中国は批判【5月16日 産経】

16日付の国営英字紙ベトナム・ニュースなどによると、南シナ海の名沙（英語名スプラトリー）諸島で15日、ベトナム国会議員選挙の投票が本土に先駆けて行われた。本来の投票日は22日だが、遠隔地のため1週間前倒して実施した。

「筆者の独り言」

今期の特徴は「領土関係」においては、ロシアの「軍備強化・ロシア化の進展」、日本の教科書検定問題をめぐる韓国を始めとする強硬な対抗策などでしょうか。「海事関係」では、南シナ海における中国の強引な各種示威行動が目立ったことでしょう。

筆者が心から感動することは、スプラトリーを巡って比・越その他の弱小国が大国中国に対して、一歩も退かずに堂々と自国の主張を貫いて抗議する姿です。

エアーシーバトルコンセプト ー防衛行動上の相互協力の観点からー

日本安全保障・危機管理学会
防衛大学校教授

吉田 真

はじめに

2010年2月に米国防総省から出されたQDR(Quadrennial Defense Review Report)は、米軍の戦闘域へのアクセスが阻害される環境が高まっていることを意識する中で、空・海軍が、全ての作戦分野、即ち空、海、陸、宇宙、そしてサイバー空間にわたって、如何に能力を統合させるかという「統合エアーシーバトルコンセプト」について述べ、それが、将来、効果的な戦力投射活動(Power Projection Operations)に必要な能力についての指針¹になるとしている。

また、米国の政策研究機関CSBA(Center for Strategic and Budgetary Assessments)の2編からなる報告書²(以下、本稿では「CSBAレポート」という)は、米軍が今日「西太平洋作戦域で出現している大きな挑戦に直面」³しており、ゲーツ国防長官に権威付けられるかたちで、海空軍が「如何に米軍の戦力投射機能を維持することができるか、ということについての新たな作戦概念であるエアーシーバトルコンセプトを推進」⁴させていることを紹介し、その方向性について提言している。その際、「(日本との連携無しには)米国の戦力投射活動は制約される」⁵としており、日米同盟を前提にしている。

エアーシーバトルコンセプトは、中国軍の「A2(Anti-Access)」及び「AD(Area Denial)」能力の向上に対応しようとする作戦レベルのもので、A2は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(以下、本稿では「安保条約」という)第6条の「(日本の)施設及び区域」の米軍による使用を困難にさせることを包含するものであり、またADは中国軍による米機動部隊の西太平洋や南シナ海の作戦域への進入を拒否⁶しようとするものである。

そこには我が国の通商路があり、その安全確保上、対潜警戒や経空脅威対応において米軍との連携が必要になる海域である。よってそれに対応しようとするエ

略歴

防衛大学校卒、筑波大学大学院(経営政策)、海上幕僚監部海幕長 副官、護衛艦艦長、アジア太平洋戦略研究センターフェロー、海上幕僚監部運用班長兼運用局運用課勤務・総務省出向・総務事務官・大臣官房管理室勤務、海上自衛隊幹部学校 主任研究開発官、防衛大学校 教授(現在)

になる海域である。よってそれに対応しようとするエアーシーバトルコンセプトは、日米間の防衛上の相互協力強化の道標になるものにもなろう。我々は、中国のA2AD能力向上に対し、今後の防衛協力をどのように描いていくのだろうか。

本稿は、日米の防衛行動上の相互協力の側面から「エアーシーバトルコンセプト」を論じ、そこに残存する課題を明らかにし検討するものである。

1 中国のA2ADが及ぼす日本への影響

(1) 安保条約における「人と人との協力」⁷(防衛行動上の相互協力)

1960年改定の安保条約は、日本国憲法と「両立させるぎりぎりのところ」⁸で出来ており、防衛行動上の相互協力の側面は、「日本の施政下にある領域」に対する「武力攻撃」時に限定されている。

しかしその範囲にあっても、自衛隊の能力向上と、脅威認識の拡がりにより、日本の防衛力と米軍とが協力する分野は拡がっている。

特に、日本が米国と同質の機能を有した分野では、調整を深めている。例えば、2000年代になって日本が機能を得たミサイルディフェンスの分野では、「最も重要なBMD(Ballistic Missile Defense)パートナーの一つ」⁹として位置付けられ、連絡調整が密になっている。

(2) A2AD の日本への影響

「A2は米軍の固定陸上基地からの作戦を阻止し、ADは米海軍力の作戦行動の自由を妨害する」¹⁰ものである。これらは「戦域内の特定域での米軍の作戦を阻止し、米軍に通常の良所よりも遥かに遠方で作戦を行わせる」¹¹ことを強いて、「同盟の信頼性や安全保障上の協力関係に疑念を生起」¹²させ、「米軍の部分的又は全般的な政治・軍事的な目標達成を阻止する間に、中国が政治・軍事的目標を達成」¹³しようとするものである。

安保条約第6条において日本は、米国に基地使用を許与している。それらの基地は、中国軍によるA2の主たる攻撃対象に据えられる。それはとりもなおさず日本の防衛の問題そのものになる。また、中国軍のAD能力の向上は、米軍の戦力投射機能の近接を困難にして、東アジアの戦略環境を変えてしまう可能性があるものである。その中国の作戦は、同時に日本の通商路を不安全にさせる。

2 中国の軍事動向

最近の中国の軍事動向を見るならば、ミサイルや潜水艦戦力等を充実させていることがみてとれる。我が国にとって中国の弾道ミサイル¹⁴や、攻撃機などからの対地巡航ミサイル¹⁵は脅威となっている。また中国軍は、グアム島を攻撃する能力を開発¹⁶するとともに、弾道ミサイルを含むミサイルによる艦艇攻撃を企図し、対艦ミサイルや魚雷をもつ潜水艦の展開と併せて、米空母機動部隊の近接を阻止しようとしている¹⁷。水上艦艇にとって、ソブレンヌイ級ミサイル駆逐艦が搭載しているSS-N-22サンバーン対艦ミサイル¹⁸、キロ級潜水艦からのSS-N-27シズラー対艦ミサイル¹⁹、空中発射のAS-17²⁰ミサイルは対応が難しいものである。

更に海南島の軍事基地強化が図られ、潜水艦はトンネル基地から潜航して南シナ海に進出でき、またバシー海峡を抜けて西太平洋に展開できる。その潜水艦戦力は60隻規模で、行動も活発化²¹している。

2010年4月に行動した潜水艦2隻を含む10隻の艦隊は、台湾とグアムの中間に位置する沖ノ鳥島近海で訓練²²しており、2009年6月下旬にも水上艦艇5隻が沖ノ鳥島近海で行動していた²³。グアム島方面からの米国の原子力潜水艦の近接を、阻止しようとしていることが窺われる。

また戦闘に不可欠な電波・音響情報の収集を進めつつあるとみられる。2008年には、音響測定艦を就役させ、本年3月には、情報収集機が日中の中間線を越えて南下し、尖閣諸島に近接した²⁴。

3 CSBAレポートが描くエアーシーバトルコンセプト

(1) エアーシーバトルコンセプトの必要性

この様な中国軍の戦力充実に対し、CSBAレポートは、「米軍が遠方に無比の大兵力を維持し、戦力投射機能を提供することは、同盟国や友好国にとっての満足と安心の源泉」²⁵であったが、「中国のA2AD能力は、これを侵す脅威」²⁶となっており、「安定的な軍事バランスを西太平洋作戦域で確保するには、米国と同盟国はエアーシーバトルコンセプトを発展させ、必要な兵力を構築していかなければならない」²⁷と提起している。

(2) 中国のA2AD作戦

そのA2ADに関わる中国の作戦を、次のように描いている。

中国軍は、米軍の宇宙インフラへの依存を突くとともに、西太平洋の全ての米軍作戦基地をミサイル脅威下におく。米水上部隊をその空母艦載機や対地巡航ミサイル射程の圏外に追いやるとともに、沿海（大陸近傍の海）で行動する米潜水艦を捉える。中国上空や近傍、隣接国上空に防空システムを拡げ、指揮統制ネットワークを地下化し、第4世代戦闘機の数的優位と第5世代戦闘機、地对空ミサイルを含む多層的統合防空システムにより米国の侵入を阻止する。サイバー攻撃によって、後方システムや指揮統制システムを減退させ、攻撃管制及び状況把握を困難にさせる²⁸。

(3) エアーシーバトルコンセプトの意義

そして、エアーシーバトルコンセプトを、次の様に意義付けている。

米国と同盟国の軍隊が初期の大規模な中国の通常兵器による攻撃に耐え、中国のA2ADに関わるシステムを素早く無能力化してその効果を低減させる。戦略的及び作戦的なイニシアチブを獲得して、継戦可能な状況をつくり、米国の死活的な安全保障上の国益と、この地域の同盟国や友好国との条約や法的な義務とを合致させることができるようにする。中国には早期に

勝利できるとは思わず、米国の同盟国や友好国を脅迫することができると思わせないようにする²⁹。

(4) 海・空軍の相互効果

このコンセプトは、海軍と空軍が相互に支援し効果を上げようとするものである。

そのため米国防総省は、監視、電子戦、侵入プラットフォーム、スタンドオフ精密攻撃兵器の結合をもってする長距離打撃能力、海軍の長距離攻撃のための攻撃型潜水艦や無人戦闘航空システム(N-UCAS: Naval Unmanned Combat Aerial System)、空軍の爆撃力、共同の新しい巡航ミサイル、無人水中ビークル、基地の抗堪性、宇宙インフラの保護、C4ISR(Command, Control, Communication, Computer, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance)、敵センサー及び戦闘システムを破る電子的攻撃能力、プレゼンスなどの強化³⁰を課題としている。

4 防衛行動上の相互協力の段階

(1) 防衛の重層性

防衛には、民間人の避難誘導とか、基地施設の地下化とかいう敵に何らの被害も及ぼさない分野(本稿では以下「消極防衛」と呼ぶ)と、相手の攻撃兵力を無能力・低減化させる分野(本稿では以下「積極防衛」と呼ぶ)とがあり、防衛活動はそれらが組み合わさって成るものである。

後者は、防勢的に我の近傍又は域内で防御し敵を撃退するもの(本稿では以下「近傍防勢の防御」と呼ぶ)と、敵側領域を含みより前方で我に対する敵の攻撃能力を無能力・低減化させるもの(本稿では以下「前方攻勢の防御」と呼ぶ)とがあり、それらが重層的に組み合わせるものである。

(2) 防衛行動上の相互協力の段階

「近傍防勢の防御」と「前方攻勢の防御」の観点に照らせば、2国間の防衛行動上の相互協力には2段階が考えられる。

第1段階は、防勢的な何れかの国の近傍又は域内で行う「人と人との協力」である。「前方攻勢の防御」における連携は生じないが、この協力が何れかの国による「前方攻勢の防御」活動を支援することになる。第2段階は第1段階に加え、「前方攻勢の防御」機能が調整され、双方の行動に連携が生じ、協力する段階である。

5 日本への期待と相互効果

エアーシーバトルコンセプトにおける防衛行動上の相互協力はどのようなレベルになり、そこには如何なる課題が残されていくだろうか。

(1) 日本への期待事項

C S B Aレポートは、日本が向上させるべきこととして次を提起している。

- ▲ 基地強化、滑走路の急速修復能力、重要軍事施設の地下化。
- ▲ 陸上と海上を統合した防空及びミサイル防衛のシステム。それらと近傍の米軍との連携。
- ▲ 日本の防空能力及びミサイル防衛の増強。
- ▲ 第4世代戦闘機の増加及び第5世代の導入、それによる空域防衛及び米軍機の攻撃任務への安全な出撃。
- ▲ 潜水艦と無人潜水艇による、水中・対潜能力の拡張。
- ▲ 南西諸島での対潜バリアー設立のための米海軍との協力³¹。

これらは日本に攻勢的な機能を求めるものにはなっておらず、防衛行動上の相互協力の範囲も第1段階に留まるものになろう。

(2) 日米の相互効果

日本への期待事項をもとに、日本と米国の防衛行動上の相互協力、及びそれが米軍の攻勢的な作戦を如何に支援し相互に効果を上げることになるかを描いてみれば、次の様になるだろう。

- ◎ 日本の基地の防空能力と修復能力の強化、並びに重要施設の地下化で、基地が使えなくなる時間の短縮を図り、米軍機の出撃に関わる空域防衛力強化とともに、米軍機による攻撃の効率性を上げる。米軍機による攻撃の効率化は、敵の攻撃力を削ぎ、自衛隊の被害を低減させる。
- ◎ 米軍機によって、OTH(Over The Horizon)レーダーを無能力化するなど、中国の監視システム能力を低減できれば、米海軍及び海自艦艇の行動を安全にする。生存するイージス艦は、ミサイルディフェンス能力を発揮し、基地に向かうミサイルや対艦弾道ミサイル³²を撃墜し、基地の被害を低減すること及び米空母部隊の安全に寄与する。
- ◎ 南西諸島線で潜水艦の太平洋への進出を阻止し、

または通峡する潜水艦を追従し撃破する態勢をとることは、米空母部隊の安全度を高め、近接する米空母機動部隊は、中国軍の行動を抑え、攻撃の機会を低減させる。

6 エアーシーバトルコンセプトに残存する課題

エアーシーバトルコンセプトは、日本の基地が攻撃される環境を想定しているものである。

米国防総省は、基地の抗堪性について、「同盟国を誘導して鍵となる施設を強化させるばかりではなく、予備基地を設定して、分散する概念³³を導入し、カウンターインテリジェンスや積極防衛とともに、(広域)ISRと長距離攻撃で補完する」³⁴と述べている。被害生起を前提に、滑走路の急速修復能力を期待する一方で、予備や分散概念を導入しており、米軍の配備の変更が予期されるものとなっている。

また、長距離攻撃など「前方攻勢の防御」機能の保有状況は、日米間では完全に非対称であり、日米が共に行動する観点での調整は生じ得ない。日本の防衛的な防御力と、米軍のより前方での無能力・低減化機能が同時に発揮されることで相互効果が期待できるものであるが、特に攻勢的な作戦の発動は、その時々国際情勢及びそれに伴う米軍の展開状況、中国の軍事動向、それに日米関係や世論などにも影響を受けることだろう。

米国のシンクタンク、NBR(The National Bureau of Asian Research)は、中国の国防当局者達が「日米同盟は、その現実の働き方は弱い」と見ている³⁵と指摘している。

日本の防衛上の機能をより重層的にしておくこと、及び日米の行動を共にする仕組みやプロセスを確立していくことが課題³⁶となっている。

おわりに — 次なる段階へ

エアーシーバトルコンセプトの議論は、初期の基地被害を想定するところからはじまっている。日本の対応は、ミサイルディフェンス等の「近傍防勢の防御」、並びに被害局限・復旧等の「消極防衛」である。

今後、相手国のミサイル発射指令に関する施設への無人機等を使った電子戦の分野や、艦船の動静を捉えるため沿岸に配備されているOTHレーダーに対する

電磁的妨害など、限定的ながらもより前方で効果を醸し出す策を考えていくが必要になっていくだろう。

日本が防衛上の重層性創造を考える時、それは「座して死を待つことが憲法の趣旨ではない」³⁷ことから発する日本独自の策としての側面があることは自明であるが、それとともに、ミサイルディフェンスがそうであったように、同じ分野の機能を持った者同士の調整を進展させ、防衛上の「人と人の協力」を第2段階に押し上げる作用としても働くものになる。

注

1 Office of the Secretary of Defense, Quadrennial Defense Review Report, (Washington DC: Department of Defense, 2010), p.32.

2 Andrew F. Krepinevich, Why AirSea Battle?, (Washington DC: Center for Strategic and Budgetary Assessments, 2010)、及び Jan van Tol, Mark Gunzinger, Andrew Krepinevich, and Jim Thomas, AirSea Battle: A Point-of-Departure Operational Concept (Washington DC: Center for Strategic and Budgetary Assessments, 2010)の2編。

3 Jan van Tol, Mark Gunzinger, Andrew Krepinevich, and Jim Thomas, AirSea Battle: A Point-of-Departure Operational Concept (Washington DC: Center for Strategic and Budgetary Assessments, 2010), p. ix.

4 Ibid. p.x.

5 Ibid. p.51.

6 Andrew F. Krepinevich, Why AirSea Battle?, (Washington, DC: Center for Strategic and Budgetary Assessments, 2010),p.9-10.

7 日米安保条約の枠組みは、その生い立ちから「物と人との協力」と言われる。昭和22年から約5年間条約局長を務め、「サンフランシスコ講和条約」及び「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」(旧条約)の締結交渉に当たった西村熊雄は、「(旧)安保条約は一言に言えば、日本は施設を提供し、アメリカは軍隊を提供して日本の防衛を全うしようとするものである。物と人との協力である。相互性は保持されている。」と説いた。(西村熊雄『安全保障条約論』時事通信社、1959年、40頁。)本論では、改訂によって生じた限定的な「人と人との協力」に焦点を当てている。

8 東郷文彦『日米外交三十年：安保・沖縄とその後』中公文庫、1989年、99頁。

9 U.S. Department of Defense, Ballistic Missile Defense Review Report, (Washington D.C.: Office of the Secretary of Defense, 2010), p.32.

10 Andrew F. Krepinevich, Why AirSea Battle?, p.9-10.

11 Roger Cliff, Mark Burles, Michael S. Chase, Derek Eaton, Kevin L. Pollpeter, Entering the Dragon's Lair: Chinese Antiaccess Strategies and Their Implications for the United States, (Santa Monica: RAND Corp, 2007), p.xiv.

12 Office of the Secretary of Defense, Quadrennial Defense Review Report, (Washington DC: Department of Defense, 2010), p.31.

13 Roger Cliff, Entering the Dragon's Lair, p.112.

14 DF-21は日本の領域をカバーしている。また短距離弾道弾も射程を延伸しており、沖縄等を攻撃できる。

15 地上、水上艦、潜水艦、爆撃機等から発射される日本を攻撃できるHN-1B/2A,B,C等の巡航ミサイルが存在する。

16 2010年5月20日の「米中経済安保調査委員会」(米国議会政策諮問機関)の航空宇宙軍事能力に関する公聴会で、米空軍のブルース・レムキン次官代理とウェイン・ウルマン中国問題部長は、「中国は①B-6爆撃機の長距離改良型を開発し、搭載の空対地巡航ミサイルでグアム島の米軍基地を攻撃できる、②第5世代の戦闘機は2018年には実戦配備できる見通し」等を証言している。(『中国軍事能力：米軍指摘』『産経新聞』、2010.5.22付。)また、米国防省の年次報告書では、「中国空軍は、B-6の長距離バージョンを開発しており、長射程巡航ミサイルを装備し第2列島線を攻撃できる」とある。(Office of the Secretary of Defense, Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2010 (Washington DC: Department of Defense, 2010), p.33-34.)

- 17 Office of the Secretary of Defense, Annual Report to Congress: Military Power of the People's Republic of China 2009 (Washington DC: Department of Defense, 2009), p.21.
18 Duncan Lennox, Jane's Strategic Weapon Systems Issue Fifty-two, (London: HIS. Jane's, 2010), 30 頁によれば、マッハ 2.1。
19 同上、121 頁によれば、終末はマッハ 2.2。
20 同上、38 頁によれば、射程 200 キロメートル、巡航速度マッハ 3。最終段階ではそれ以上のスピードになるといわれている。
21 2003 年以降判明し公になったものだけでも、2003 年 11 月に明級潜水艦が大隅海峡を浮上航行、2004 年 11 月には漢級原子力潜水艦が宮古島・石垣島間の領海侵犯、2005 年 5 月に南シナ海で明級潜水艦が火災により浮上、2006 年 11 月に沖縄東方海域で宋級潜水艦が米空母機動部隊に魚雷発射可能距離まで近接・浮上、先島諸島付近では 2007 年に至って 5 月と 8 月に宋級潜水艦が、また日米共同演習が行われた 11 月に漢級原子力潜水艦が出没するなどしている。2009 年 6 月には米海軍のイージス艦ジョン・F・マケインの曳航ソーナーが中国潜水艦に接触したという。そして 2010 年 4 月にはキロ級潜水艦 2 隻が 10 隻の艦隊とともに南西列島を通過して沖の鳥島沖で対潜訓練を実施している。こうした潜水艦の活動はたまたま表面に出たものであり、海上交通路のある海域で多数行動していると考えられる。
22 「遠洋での能力誇示：接近阻止戦略の構築目指す」『朝雲』第 2911 号、22.4.29 付、朝雲新聞社。
23 「沖ノ鳥島で軍事演習：中国海軍－近海、艦艇 5 隻を確認」『産経新聞』、2009.7.16 付。
24 「中国海軍機、尖閣に最接近：空自 F-15 が緊急発進：『こまでは初めて』と防衛省」『産経新聞』、2011.3.3 付等の報道。
25 Andrew F. Krepinevich, Why AirSea Battle?, p.7.
26 Jan van Tol, AirSea Battle, p.xii.

- 27 Ibid. p.xv.
28 Ibid. p.19-20.
29 Ibid. p.95.
30 Office of the Secretary of Defense, Quadrennial Defense Review Report, (Washington DC: Department of Defense, 2010), p.32-34.
31 Jan van Tol, AirSea Battle, p.92.
32 日本を射程内に収める DF-21/CSS-5 を改良した D 型で、最終段階で移動目標に向かって方向を転換させる弾道ミサイルである。再突入時の誘導技術やシステムの抗堪性の問題、宇宙センサーによる動的目標の追尾及び未来位置算出能力の問題、第 2 砲兵部隊等の C4I の問題について不明なところがあるが、広域に影響を及ぼす弾頭を装備して複数のミサイルを散発的に使うということも考えられ脅威である。
33 Office of the Secretary of Defense, Quadrennial Defense Review Report, (Washington DC: Department of Defense, 2010), p.33.
34 Ibid.
35 Michael Finnegan, "Managing Unmet Expectations in the U.S.-Japan Alliance," NBR Special Report, #17, November 2009, p.25.
36 NBR レポートは、「作戦計画段階と実践段階のいずれでも行動を共にするのではなく、それを可能にする仕組みとプロセスがきちんと確立していなくてはならない」と提起している。(Michael Finnegan, "Managing Unmet Expectations in the U.S.-Japan Alliance," p.23.)
37 日本においても、より前方における敵攻撃力の無能力・低減化策全てが違法とされているわけではない。1956 年 2 月、衆議院内閣委員会での「座して自滅を待つことが憲法の趣旨ではない。誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がない場合、誘導弾等の基地を叩くことは、法理的には自衛の範囲に含まれる」趣旨の答弁があり、これが政府見解となっている。

研修報告

「宮城県の被災地研修から」

日本安全保障・危機管理学会理事長

二見 宣

6 月末に渡辺利夫会長のお供をして、花澤顧問と宮城県に行ってまいりました。

3 月 11 日に震災してから、3 か月半が経過するのに、がれきの処理さえまだまだの状況でした。村井県知事や君塚方面総監など、多くの関係者からご意見をお伺いいたしました。

その中で、私なりに特に印象に残ったご意見を 4 点紹介いたします。

- 1 自衛隊が早々に、道路を啓開してくれたのに、その後の復旧活動が遅い。
- 2 国として示すべき、「実施すること（できること）」と「できないこと」を、国は示さない。



君塚方面総監（現・陸上幕僚長）と（仙台駐屯地）

- 3 某国の救援隊員は、行方不明者の搜索のついでに、金目のある家財を捜していた。

（別の会での報告：地震発生時に東京駅で、店頭の「弁当」がホームへ荷崩れした時、某国人旅行団は、我先に「弁当」を拾い、持ち去った）。国民性の差異を痛感した。

- 4 米軍との関係では、仙台空港や孤立した大島のフェリー港の回復など適切な調整ができた。（富士学校での海兵隊司令官の挨拶：トモダチ作戦で多くの方から感謝された。しかし、自衛隊員の活動から、海兵隊員が多くのを学んだ。米軍の方が、自衛隊に感謝しています。）



村井宮城県知事と（宮城県庁）

核テロリズムの脅威分析

日本安全保障・危機管理学会 会員

富永 靖敬

緒言

オウム真理教による地下鉄サリン事件、アルカイダによる 9.11 同時多発テロ事件は、核テロの実現可能性を我々に認識させた事件であった。

その一方で、これら核テロ候補とされたテロ組織であっても、その実現を果たすことはできなかったのもまた事実である¹。

では、はたして核テロは起こりうるのか。不確実性が伴う将来を確実に予見することは不可能である。しかし、過去の経験、研究の蓄積から、どのような条件の下で核テロが実現可能となるのかは考察できるのではないかな。

本稿では、従来の物理的環境の脆弱性から核テロを論ずる議論を補完することを目的として、テロ組織に焦点を当て、核テロ発生の条件を考察してみた。

核テロリズム論の背景²

核テロの脅威を構成するのは、テロ組織の意図と能力である。従来の核物質管理の脆弱性といった物理的環境に着目した研究は、テロ組織の能力の一部を説明するものであった。

テロ組織の能力は、組織自体の資源動員力に加え、資源を獲得しやすい環境であるか否かに左右される。したがって、核セキュリティの議論のみから核テロの脅威を分析するだけでは十分ではない。しかし、従来の研究では、テロ組織に焦点を当てた核テロリズム論はむしろ少数であった。何故か。

まず考えられる点は、地下組織という性質上、テロ組織の意図と能力を判断することは困難であるため、テロ組織を機会主義的な主体と仮定した上で、物理的環境の脆弱性に着目した点である。

核テロリズム論が登場した 70 年代は、左翼系テロ事件が頻発したことに加え、原子力施設の建設が増加した時期であった。赤軍系のテロは、特定の人物、

略歴

同志社大学 法学部政治学科卒業（2008 年）

東京大学 公共政策大学院修了（2010 年）

大阪大学大学院 国際公共政策研究科

博士後期課程在籍（現在）

対象を排除する限定的な目的を持った従来のテロから無差別的なテロへの変化を象徴していた。

さらに、90 年代に入ると、オウム真理教の地下鉄サリン事件、ティモシー・マクベイによるオクラホマシティビル爆破事件など、文字通り大量殺傷を目的としたテロ事件が発生した。加えて、ソ連自壊後、核物質の盗難事件が相次ぎ、核物質管理の杜撰さが明らかとなることで、テロ組織が核テロを起こすのではないかというシナリオが流布したのである³。

つまり、テロ組織の意図と能力の把握の困難さ、無差別攻撃を実行するテロリストの出現が、破壊活動を最大化できる手段があれば、テロリストはそれを積極的に採用するだろうという仮定を生み出したと言える。その結果、核テロは起こるかどうかの問題ではなく、いつ起こるかが問題である、と考えられてきた。

しかし、果たしてこの仮定は正しいのか。テロリズム研究者の多くは、核テロ発生の可能性に否定的であった。

テロの目的は、暴力的手段でもって自らの政治的主張を行うことであって、標的そのものの破壊ではない⁴。「撃つなアブドゥル！まだゴールデンタイムじゃない！」⁵という表現に象徴されるように、「テロリストの攻撃は、電子メディアや国際報道記者の関心を集められるよう、慎重に演出されることが多い」⁶のである。したがって、メッセージの受け手すら殲滅させる可能性のある核テロは、テロ組織の目的から考えると適切な攻撃手法とは言い難い。

このように考えるテロリズム研究者にとって、核テロは主要な研究テーマとはなり得なかった。この

結果、核防護の脆弱性から核テロの危険性を主張する議論が多勢となり⁷、どのようなアクターが核テロに関与しうるのかという理論的考察が欠如したまま、核テロの危険性ばかりが指摘される事態にならざるを得なかったのである。

しかし、オウム真理教の地下鉄サリン事件、9.11同時多発テロ事件以降、テロリズム研究者の間でも、核テロの実現可能性が囁かれてきたのもまた事実である。

したがって、次節以降では、先行研究を参照しながら、どのようなテロ組織が核テロ候補となり得るのかを明らかにしてみたい。

核テロの主体—理論的考察—

テロ組織は、特定の政治的目標を達成するために如何なる手段が最適かを考える。つまり、手段は目標に依存する。したがって、テロ組織がどのような手段を使用する可能性があるかを判断するためには、当該組織が如何なる目標を有するのかが確認されなければならない。

テロリズム研究において統一された分類があるわけではないが、一般的には、宗教テロ、民族テロ、政治的テロ（左翼・右翼など）、社会争点テロ（動物愛護や環境問題）、個人妄想テロ（ネオ・アナーキストなど）といった分類が用いられる⁸。

宮坂は、民族主義や分離独立を指向するテロ組織を「領土的テロリズム」、その他の宗教テロ、政治的テロなどを「観念的テロリズム」と分類した⁹。領土的テロリズムは、特定の領土に基づいた限定的且つ交渉可能な目標を指向するのに対し、観念的テロリズムは、現実から遊離した目標を有し、交渉による解決が不可能な点が特徴である。

領土的テロ組織の目標はあくまで特定の領域の独立であるため、その目的に合致する手法、あるいは対象に対して行われるテロ攻撃でなければ正当化されない。テロ組織は、支援者である住民の期待を受けており、彼らが望む以上の活動を行うことはできない。

Bloom が指摘するように、ハマスによる自爆攻撃は、住民による自爆攻撃の支持の高低によって、その発生件数が大きく変化する¹⁰。したがって、領土的テロリズムに分類されるテロ組織が、核を用いたテロを起こす可能性は極めて低い。特定の領土の独立を目指すために核兵器を用いることは、目的と手段が不相応であり、住民の支持を得られない。

一方で、観念的テロリズムは、そのハードルを越える。観念的テロリズムは、直接的に結びつく領土も領民もおらず、その意向に影響されることはない。しかし、観念的テロリズムは、コミュニティとの関係性が希薄なために、資源動員において困難に直面する¹¹。アイルランド共和国軍やフィリピンのモロ・イスラム解放戦線のような領土的テロリズムは、領域内の住民との距離が近く、また彼らが活動のために有形無形の支援を行う。一方で、固有な領域を有さない観念的テロリズムは、地域住民から直接的に支援を得ることは難しい。

確かに現在では、グローバルなモノとカネの動きにより、国際的な資源動員が可能である。しかし、資源提供者と受給者の距離の拡大は、国内外の取り締まりに脆弱であることも意味する。事実、テロ組織のライフスパンに関する研究から明らかなように、観念的テロ組織の活動継続年数は、領土的テロ組織に比して圧倒的に短い¹²。

つまり、核テロを実行する動機を有するテロ組織ほど資源動員が困難である一方で、資源動員力に優れている組織ほどその手段に制約がある。この点を考慮すると、核テロ発生の可能性は高いとは言えない。無論、オウム真理教のように、サリンを用いたテロに成功した組織も存する。これは、観念的テロリズムという性質に加え、日本という先進国で誕生したテロ組織であるため、専門知識を有するメンバー、資金ともに豊富に揃えることが可能であったという特定の状況に由来する^{13, 14}。

つまり、この文脈において、核テロ候補となり得るテロ組織とは、観念的テロ組織に属し、十分な有形無形の資源を動員できるテロ組織となる。

事例—ジェマ・イスラミヤ

ここで、アリソンの『核テロ』において、核テロ実行組織の候補の一つとして挙げられているジェマ・イスラミヤ（Jemaah Islamiyah、以下 JI と略）を例に考えてみたい¹⁵。

2002年バリ島爆破テロ事件に代表されるように、欧米系の人・施設を標的とした攻撃を行ってきた JI は、アルカイダの東南アジア支部として位置づけられることが多かった¹⁶。

JI の一部のメンバーは、アルカイダの大量破壊兵器開発プログラムを担当していたとされ、これらの点から JI を核テロ候補と考えるのは一見妥当かもしれ

ない¹⁷。

しかし、先の分析枠組みで考えた場合、JI は核テロ候補として適当な対象ではない。目標という点では、JI には、アルカイダのグローバル・ジハードに共鳴する少数のグループとローカルな組織としてインドネシアのイスラム国家化を目指す多数派のグループが存在した¹⁸。2000 年前後から両者の亀裂は生じており、後者のグループは、アルカイダとの協力関係にも否定的であった。02 年以降の主要なテロ事件は、主にアルカイダに共鳴するグループによって主導されたものである。

ローカルな目標を有し、同じムスリムの犠牲が生じることに否定的であった多数派のグループがそもそも核テロの動機を持つことは考えにくい。一方で、アルカイダとの大量破壊兵器プログラムを進めつつあった少数派のグループには、必要な資材を入手する資源動員力、専門知識はなく、結局プログラムは破綻した。

急進派は、02 年以降も定期的にテロ事件を発生させたが、資源取得で困難に直面し、事件規模は縮小傾向であった。さらに、03 年以降のテロ事件を主導していたノルディン・トップ死亡後は、インドネシアのテロ組織には国内化の現象が見られる¹⁹。

「テロ活動は海中のサメのようなもの」²⁰であると指摘されるように、テロリストは常に活動し続けなければ存在しないに等しい。

アルカイダからの資金援助を得られなくなった急進派が、活動継続のために「領域化」することで、生存の道を図ろうとしたとも考えられる。しかし、領域化することとは、支持者の意向に活動を左右されることを意味するため、大量破壊を伴うテロ活動は現実的な選択肢とはならないであろう。

以上から明らかなように、アルカイダとの関係のみから核テロ候補か否かを考えるのは十分ではない。その組織の歴史、目標、資源動員力を分析した上で、核テロを行う意図、能力があるのか否かが判別されなければならない。

結 語

本稿では、従来の核テロリズム論が主に物理的環境の脆弱性に偏重していた状況を考慮し、テロリズム研究の議論を援用しながら、如何なるテロ組織が核テロの意図と能力を有するのかを論じた。

観念的テロリズムは、脱領域性という性質から、コミュニティの意向に影響されることなく、核テロの意

図を持ちうる。つまり、核テロ候補に相応しいテロ組織とは、観念的テロに属しながら、物理的資源、専門知識を豊富に有する組織である。

このような条件を加味しないまま核テロを論じるとは、テロ組織の意図を読み違え、その能力を過大に評価していると言わざるを得ない。

核テロの議論には、物理的環境の脆弱性に加え、その主体となるテロリストの意図、能力もまた考慮に入れることでバランスのとれた議論が可能となる。

注)

- 1 グレアム・アリソン (秋山信将、戸崎洋史、堀部純子訳) . 2006. 『核テロー今ここにある恐怖のシナリオ』日本経済新聞社, 第1章.
- 2 本稿での核テロリズム論の背景に関する議論では、次の文献を参考にした。Cameron, Gavin. 2004. "Weapons of Mass Destruction Terrorism Research: Past and Future," in Andrew Silke (ed.), Research on Terrorism: trends, achievements, and failures, Routledge: New York. 宮坂直史 . 2008. 「核テロリズム—その背景、類型、対策—」 浅田正彦、戸崎洋史編『核軍縮不拡散の法と政治』信山社.
- 3 IAEA 核物質密輸データベースによると、93 年から 05 年までの間に 897 件の核物質の盗難事件が報告されている。
- 4 Jenkins, Brian M. 2008. Will Terrorists Go Nuclear? Prometheus books: New York, p. 101.
- 5 福田充 . 2009. 『メディアとテロリズム』新潮社, p.12.
- 6 ブルース・ホフマン (上野元美訳) . 1999. 『テロリズム—正義という名の邪悪な殺戮』原書房, p.178.
- 7 例えば以下の文献が詳しい。Leventhal, Paul and Yonah Alexander. 1987. Preventing Nuclear Terrorism: The Report and Papers of International Task Force on Prevention of Nuclear Terrorism, Lexington Books. Leventhal, Paul, Tanzer, Sharon, and Steven Dolley. 2002. Nuclear Power and the Spread of Nuclear Weapons: Can we have one without others? Brassey's Incorporated.
- 8 宮坂直史 . 2002. 『国際テロリズム論』芦書房, p.38.
- 9 同上
- 10 Bloom, Mia. 2007. Dying to Kill The Allure of Suicide Terror With a New Preface, Columbia Press: New York, pp. 22-23.
- 11 Richardson, Louis. 2006. What Terrorists Want: Understanding The Enemy Containing The Threat, Random House Trade Paperbacks: New York, p.26.
- 12 Cronin, Audrey K. 2009. How Terrorism Ends: Understanding the Decline and Demise of Terrorists Campaigns, Princeton University Press: New Jersey.
- 13 オウム真理教の核テロの試みについては、以下の文献が詳しい。Daly, Sara, Parachini, John, and William Rosenau. 2005. Aum Shinrikyo, Al Qaeda, and the Kinshasa Reactor-Implications of Three Case Studies for Combating Nuclear Terrorism, RAND Corporation: Santa Monica, CA.
- 14 オウム真理教ほど資源に恵まれた組織であっても、核テロの実現は不可能であったともいえる。
- 15 アリソン、前掲書、p.35.
- 16 バリ島爆破テロ事件については以下を参照されたい。拙稿、2010. 「ジェマ・イスラミヤのテロネットワーク」『軍縮研究』1: 32-47.
- 17 Loeb, Cheryl. 2009. "Jihadist and Biological and Toxin Weapons" In Gary Ackerman and Jeremy Tamsett (eds.). Jihadists and Weapons of Mass Destruction, CRC Press: New York.
- 18 Jones, Sydney. 2005. "The hardliners are called Thofa Muqatilah" TEMPO, October 24: 38.
- 19 International Crisis Group. 2010. Indonesia: Jihadi Surprise in Aceh, Jakarta/Brussels.
- 20 ホフマン、前掲書、p.220.

安全保障政策における「力」の効用

日本安全保障・危機管理学会 会員
千葉商科大学 講師

水野 均

序論—安全保障に「力」は無用か？

今年3月に発生した東日本大震災では、自衛隊が単独あるいは米軍と協力して、被災者の救援・避難、行方不明者の搜索、原発事故への対処等、献身的に活躍している。

しかし、憲法第9条の擁護と日米安保条約への反対（護憲・反安保）を唱える陣営からは、「今回の救援活動で、自衛隊が災害救援を名目として、有事を想定した運用及び日米安保新ガイドラインに基づく在日米軍との連絡調整が行われ、なし崩し的に自衛隊と米軍との一体化が進む危険があるゆえに、海外出動も可能な非軍事の災害救援部隊に自衛隊を転換すべきである」⁽¹⁾等、依然として、自衛隊や米軍の活動に否定的な見解が示されている。

要するに、軍隊等「力」の要素を排除して国の安全保障を実現しようというのが、護憲・反安保陣営の掲げる目標らしい。しかし、国家に対する攻撃という行為自体が、こうした「力」の要素をほぼ例外なく随伴している以上、その対抗措置として、自国を守るために「力」の要素を排除することが、果たして可能なのであろうか。

こうした観点から、この稿では、安全保障政策において「力」は効用を持ち得ないのかについて、日本及び国際関係における安全保障政策の推移を辿りつつ検討してみたい。

明治の日本が直面した「力」の脅威

20世紀初頭までの国際関係では、国家が自らを守るため（自衛戦争）のみならず、自国の支配領域（属国・植民地等）を拡大して国益を増す（侵略戦争）ためにも、軍隊等によって「力」を行使することが公然となされていた。

こうした国益の増大を目指した「力」の脅威は、19世紀の欧州で誕生した新興国家にも共通しており、こうした国々は列強に侵略され支配下に置かれまいと、「力」を強化して安全を守る政策に傾注していった。成立した直後のドイツで首相の座にあったビスマルクが、明治新政府の指導者が訪独した際に、「国際関係の実態は弱肉強食であり、英仏等の大国が植民地を支配し、他国を

略歴

昭和34年 北海道生まれ
昭和59年 北海道大学 法学部卒
昭和64年 上智大学大学院修了
（専攻：日本政治外交史、安全保障政策）
現在 千葉商科大学 講師
日米安保に関する著書多数

圧倒する中で、小国が独立を守るためには軍事力を行使するもやむを得ない」⁽²⁾と語ったのは、「力」を強化しての安全保障政策を重視してのものであった。

そして、成立間もない明治日本も、ドイツと同様の軍事的脅威に直面していた。

欧米列強は、新たに誕生した日本が脆弱で不安定であった場合、その隙をついて自国の属国・植民地にしようと狙っていた。例えば、明治日本の成立前夜に徳川幕府と薩長連合及び朝廷との間で起こった戊辰戦争（1868～69年）で、英国が薩長側、フランスが幕府をそれぞれ武器の供与等で支援したのも、応援した側が勝利して日本の政権を握った場合、日本への影響力を強めようとの思惑からであった。

「力」で成功した安全保障—日清・日露戦争

その後、明治新政府は、岩倉具視（公家出身）や山県有朋（陸軍の指導者）らによる「日本が強い軍隊を作らないと欧米列強の植民地にされる」との建議を受け、徴兵制の導入による国民軍の創設に踏み切った⁽³⁾。また、副島種臣（外務卿）の「台湾と朝鮮を日本の支配下に置いて清国を封じ込め、ロシアによるアジアへの侵入を防衛する」⁽⁴⁾という構想に基づき、日本の領域外（海上や近隣国家・地域）に防衛圏を作る方針を固めた。

さらに日本は、こうした防衛圏の確立を目指して、日清戦争（1894～95年）・日露戦争（1904～05年）に踏み切った。当時の清国は、朝鮮半島を自らの支配圏内と捉えていた。またロシアは、満州から朝鮮半島を支配圏に収めて日本海から太平洋への進出を企てており、これらは日本政府にとって、自らの安全保障に対する「力」の脅威と映っていた。

両戦争では、清国もロシアも共に国土の面積及び軍隊

の規模が日本を上回っていたが、日本は早期に戦いを終結させて講和に持ち込み、朝鮮半島・台湾・樺太・満州（中国東北部）に防衛圏を形成した。これは、戦争が長期化すると兵員数や武器の保有量に限りのある日本が不利になるという判断に基づくものであった。例えば日清戦争時、現地陸軍司令官となっていた山県有朋は、清国の首都・北京を攻略する案を広島の大本営に具申したが、首相の伊藤博文は、「日本が有利なうちに講和するのが得策である」と天皇に進言し、山形の案を退けた。また、日露戦争の際には、奉天会戦後、満州軍総司令官の大山巖・元帥が、「今後さらに戦争を続けるのは外交と協調しない限り無意味だ」と政府・大本営に進言し、これによって日本は対露講和へと動き出した。

日本はこれらの戦争で、自らの持つ「力」の限界を踏まえた上で行使し、自国の安全保障に成功したのであった。

「力」で失敗した安全保障―日中・日米戦争

しかし、日露戦争後もシベリア出兵（1918～22年）や山東出兵（1927～28年）等、戦争という「力」によって防衛圏を拡張し続ける日本の姿は、欧米諸国に「自国防衛を口実に支配領域を拡大している」と映っていた。中でも米国は、安全保障政策を立案する際の仮想敵国として日本を位置づけるまでになっていた。防衛圏を広げることによって自国の安全を一層強固にしようとする政策が、逆に日本の安全を脅かし始めていた。

そのような中、日本は防衛圏を一層拡大して欧米列強を威嚇し、対立の契機を低下させようと、満州事変（1931年）さらには日中戦争（1937～45年）に踏み切った。しかし、米国もアジア太平洋地域への支配圏の拡大に乗り出していたため、日米両国の関係悪化は決定的となった。米国は日本との関係改善の交渉で、中国本土からの撤兵を日本に求めて譲らず、さらには日本への石油の輸出を禁止するという措置で圧力をかけた。こうして追い詰められた日本政府・軍部は、勢力圏の確保に固執するあまり、「短期決戦で米国に勝利し講和に持ち込もう」と1941年12月8日、開戦に踏み切った。

しかし、米国は日本と比べて石油の生産量で530倍、鉄鋼生産高で74倍と、戦争するための「力」が圧倒的に上回っていた。従って、このような米国との戦争は、日本にとって「力」の限界を超えていた。開戦後1年足らずで戦局は米国に有利となり、兵員数、武器・兵器の量及び破壊力等で劣位に立った日本は、戦争の遂行に必要な物資を、交戦中の中国から収奪するしかないまでに追い込まれ⁶⁾、敗北・後退を続けた。そして、本土への

空襲、沖縄戦の敗北、広島・長崎への原爆投下、ソ連の参戦によって、日本の政府・軍部は戦闘の継続を断念し、1945年8月15日、明治以来獲得した中国・朝鮮等の防衛圏を全て放棄して米国側に降伏した。日本は「力」を適切に行使し得ず、安全保障政策に失敗したのであった。

対米戦後の日本で低下した「力」を行使する契機

こうして、「力」に基づく安全保障に失敗した日本は、戦後、米国の非武装化方針によって軍隊を解体され、米国側の原案に基づく憲法第9条を制定し、その後、自衛するための最小限の「力」として自衛隊を創設し、日米安保条約を結んで米国との同盟に入った⁶⁾。

その後、米国とソ連は核兵器の開発・保有競争に突入したが、その結果、米ソ両国の築いた同盟の間では、「核抑止」（核兵器が巨大な破壊力を持つため、戦争で使用してしまうのを恐れて戦争することが困難となる）に基づく不戦状態が現出し、それは「冷戦の終結」（1989年）後も基本的に続いている。また、米ソ（ソ連は1991年にロシアとなった）は、自らと英国、フランス、中国以外の国々が核兵器を保有するのを原則として禁止し、中小国間の地域紛争が核兵器の使用に至らないように図っている。

こうした中で、日本は、「周辺事態法」（1999年）や各種の有事立法を制定し、自衛隊による「力」の行使を最小限に留める（自衛隊は、米軍と共同して戦争することなく、米軍に物資を補給する「後方支援」を行う）形での安全保障政策を推進している。これは、「力」の行使によって自国を守るという対米戦争前と異なり、自国の領域を守るための備えを固める（「力」による侵略の抑止）ことに重きを置いていた。この結果、日本が安全保障政策で「力」を行使する契機は大きく低下した一方、対米戦争後、2010年に至るまでの間に、日本に対する外部からの軍事侵略は発生していない。

このような安全保障政策に対する直近の世論調査では、憲法第9条を「変えない方がよい」という意見が59パーセントと、「変える方がよい」の30パーセントに勝る⁷⁾一方で、「中国と台湾の軍事衝突に米軍が介入した際、自衛隊は米軍に後方支援する」に「賛成する」が57パーセントで、「反対する」は30パーセントにとどまっている⁸⁾。

憲法第9条で軍隊という「力」の不保持・不行使という建前を守りつつ、自衛するための「力」を最小限にとどめるという日本政府の選択を、国民世論は基本的に評価しているといえよう。

依然として残る「力」による脅威

しかし、日本に対する「力」による脅威が皆無になったとは言いきれない。

例えば、「冷戦の終結」後の朝鮮半島で、北朝鮮は旧ソ連・ロシアからの支援が激減したために深刻な経済危機に陥った一方で、韓国は米国の支援や中国・ロシアとの経済交流を活発化し、大きな発展を遂げた。これに焦りを抱いた北朝鮮は核兵器及びその搭載が可能なミサイルの開発に乗り出して国威の回復を図り、核実験、ミサイルの発射実験、韓国との国境線での武力行使等を繰り返している。

米国は北朝鮮の核開発を断念させて朝鮮半島を安定させようと、6者協議を度々開催しているが、「経済援助を受ける前の核開発の放棄」を求める米国に対して、北朝鮮は「経済援助を得た後の核開発の放棄」を主張して譲らず、協議は進展していない。

また、日本と中国の間には尖閣列島等の帰属をめぐる対立が解決しておらず、2010年秋に勃発したような、海上保安庁の巡視船と中国の漁船との衝突等が頻発している。これに対して米国のクリントン国務長官は「尖閣列島は、日米安保条約で防衛する対象となる地域だ」と発言する⁽⁹⁾等、日中間の対立が米国による「力」の行使につながる契機も残っている。

さらに日本は、テロ特措法(2001～07年)、補給支援法(2008～10年)に基づき、対テロ戦争を遂行する米軍等への後方支援活動に従事した。さらに、海賊対処法(2009年)を制定し、海上自衛隊の艦船が北アフリカのソマリア沖合に出動し、米国の海軍等と協力して同海域の安全確保に従事している。これは、中近東から日本へ石油を輸入する経路の安全を確保する意味も持っている。しかし、そこに出没する海賊は、米国が対テロ戦争で攻撃の対象としているイスラム系武装集団「アルカイダ」との関係が指摘されている。

そしてイスラム過激派側は、日本をはじめ、米国に協力する国々に「力」によって報復することを、インターネット等で度々示唆している。

「力」を否定しきれない護憲・反安保陣営

こうした日本に対する「力」の脅威への対策として、政界での護憲・反安保陣営の中心人物といわれた石橋政嗣(元日本社会党委員長)は、自ら作成した安全保障政策案(石橋構想)の中で、「自衛隊を国民警察隊に改組して、その任務を国内治安対策に限定し、社会党が政権をとった後に、国民警察隊から平和国土建設隊を作り、

残りを削減・縮小する」と記したものの、自衛隊に代わる国民警察隊の内容・規模等については、「まだ具体化する段階ではない」と明らかにしていなかった⁽¹⁰⁾。しかし、国民警察隊のような「警察」が国家・社会の安全を守るためには、一定の武器・兵器等の「力」を保持することが求められるという点に照らしても、「石橋構想」は、「力」による安全保障政策を否定するには至らなかった。

また、1995～96年にかけて、沖縄県で米軍基地の撤廃を求める運動が高まった折、当時の大田昌秀・同県知事は、「私は日米安保を廃棄しろなどとは言っておらず、沖縄の基地をできるところから縮小してほしいと申し上げている」、「日米安保体制がそれほど重要であるというのであれば、どうしてその責任を全日本国民で負担しないのか」と発言していた⁽¹¹⁾。ここには、米軍基地が(沖縄県以外の)日本に存在すること自体への反対及び在日米軍が日本への軍事侵略に対する「抑止力」の役割を果たすことへの疑いは示されていなかった。

そして、最近の世論調査でも、「日米安保条約が日本のためになっているか」という問いに、「なっている」が70パーセントと、「なっていない」の16パーセントを大きく上回り、「在日米軍基地は日本にとってプラスかマイナスか」との問いには、「プラス」が53パーセントで、「マイナス」の28パーセントに優っていた⁽¹²⁾。安全保障政策に「力」が不可欠という認識は、日本国民の多くに浸透していると言える。

結論—求められるのは「力」の適切な行使

以上の検討より、国家の安全保障政策においては、武器・軍隊等の「力」が依然として不可欠の要素となっており、それを適切に行使することが安全保障の成否に極めて重要な意味を持つということが指摘できよう。

より具体的に論ずると、他の国家からの軍事攻撃(及びその脅威)に対しては、そうした侵略を未然に防ぐ「抑止」を基本とし、実際に攻撃された際には自国領域の侵入阻止や撃退を第一目標とする(先制攻撃及び自国領域外での追撃は、相手の反撃能力を破壊できない限り踏み込まない)。また、国家以外の組織(テロ集団等)からの軍事攻撃・脅威には、「抑止」及び速やかな撃退に加え、攻撃される前に集団を発見・拘束する措置に打って出るのも有効であろう。

そして、こうした、個々の事例に応じて、多様な「力」の行使に備えることの延長上に、事故・災害への迅速な救援活動が位置づけられるということも、今回の大震災で十分に証明されたはずである。

注：

- (1) 水島朝穂「非軍事の救援組織へ転換を」、『朝日新聞』2011年5月7日。
- (2) 瀧井一博『文明史のなかの明治憲法』（講談社選書メチエ、2003年）、72～74頁。
- (3) 岩倉や山県の見解書については、水野『海外非派兵の論理』（新評論、1997年）、22～25頁。
- (4) 池井優『増補・日本外交史概説』（慶應通信、1984年）、54頁。
- (5) 1942年12月21日に開かれた御前会議の議題。大江志乃夫『御前会議』（中公新書、1991年）110～111頁。
- (6) 米国は当初、日本を自国への脅威とならないよう「非武装化」するために憲法第9条の原案を作成したが、その後、「冷戦」の開始に伴い、日本を「対ソ軍事基地化」する方針へと転換し、日本に再軍備を要求するように

- なった。原彬久『戦後日本と国際政治』（中央公論社、1988年）10～15頁。
- (7) 『朝日新聞』2011年5月3日。
- (8) 同上、2010年12月24日。
- (9) 同上、2010年9月24日。
- (10) 日本社会党結党40周年記念出版刊行委員会編『資料日本社会党40年史』（日本社会党中央本部、1985年）812～814頁。
- (11) 大田「本土から沖縄は『見れども見えず』なのでしょうか」『世界』1996年5月号、156頁。
- (12) 『朝日新聞』2010年12月24日。

コラム・・・・・・・・・・辛口・甘口・への家口

被災地ボランティアに参加して

予備自衛官 稲葉 幸子

東日本大震災発生後の三週間後から、宮城県七ヶ浜町にボランティアとして、行くことにした。ボランティアの日程は五日間で、総員21名での参加であった。

初日は、バスで早朝に都内を出発し、夕方ごろ到着。途中のバスから見える悲惨な光景に息をのんだ。

2日目以降の活動は、町の社会福祉協議会の下でのボランティア・センターで行った。町役場が高台にあったので、津波の被害を受けず、ボランティアの受け入れも早かった。

2日目は近隣の住民の方に、ボランティア・センターの存在を知っていただくために、チラシを配布して歩いた。また、何かお困りのことがないか、住民の方に会って普通の話をする中で、ニーズがうかがった。当時は、七ヶ浜町には、電気は通じてはいるものの、水道はまだまだ、断水が続いており、地元の方は近隣のプールの水をバケツに入れて、運んでおり、高齢者の方は、重く、大変そうだった。畳の搬出や泥の撤去の手伝いを行った。

3日目、4日目は足湯のボランティア。男女混合の5名づつほどの班に分かれて、避難所や役場での足湯を行った。足湯を行いながら、住民の方話に耳を傾けた。津波の被害から、着のみ着のま



まで逃れてきた体験を聞いたり、役場の方が不眠不休で仕事をされているのを聞き、ほんの少しの時間でもくつろいでいただけたら、という思いでいっぱいだった。最終日はバスで移動。

私自身は、2007年の中越沖地震に自分自身が遭遇し、予備自衛官となった。私の住む埼玉県は地震直後、自衛隊から出頭の意味確認の電話連絡もすらなく、居てもたってもいられなくなり、自分でボランティアの募集を探して、参加することにした。常備自衛官が10万5千人体制で被災地に配置されて、安全保障面が手薄になるのでは、と懸念されている中、自衛隊の活動を手伝えなかったことを大変、遺憾に思う。

中国の犯罪者

陸上自衛官

守 恒一

はじめに

「日本人が攻めてったけど、いくら攻めても驚かないんです。日本 いくら攻めて来ても驚くことナニナイ。三代 住んでるとみなシナ人になるといったそうだけどね…」⁽¹⁾

これは、立川談志師匠の落語「鉄拐」のまくらである。まくらなら冗談だが、しかし、現代の中国人がまじめにこういうことを論じているのを読むと、驚かされる。

『もし、日本が中国に勝っていたら』⁽²⁾という論文は、中国人による現代中国批判である。中国の言論界で大きな論争を巻き起こしたという。しかし、その結論で、談志師匠の「鉄拐」のまくらと同じようなことを言うのである。

すなわち、「日本は米国に負けたのであって、中国に負けたわけではない。中国は勝った側に付いていたために戦勝国になっただけ。もし、日本と米国が戦争をしなかったのなら、中国は日本に支配されただろう。そしてどうなるかというと、過去の征服王朝の諸民族と同じように、日本人も中国化して日本人はいなくなる。日本という国も存在しなくなる。みな中国人になり、日本列島も中国の一部になる」というのである。

われわれは、領土・領海・領空という西洋的な近代国家の概念に慣らされている。中国も表面的にはそうなっているのだろうが、本音は違うのだろうか。

1 満洲 そしてモンゴル

戦後は、満洲という土地も、満洲族という民族も、存在しないかのような報道のされ方である。そんな頃に、学習院大学の故・香山健一教授（この人は満洲育ちだったと記憶する）が、満洲を訪

問したら、「今では中国人とされている満洲人たちが、昔は俺たちの国もあったんだと言って、涙を流していた」と私に語ってくれたのである。⁽³⁾

かつて、「満洲」と言われたところは、現在、「中国の東北地方」となっている。しかし、中国人すなわち漢族の土地ではなかったという厳然とした証が、漢族自身によって建てられている。「万里の長城」である。

満洲の満洲族が、万里の長城を超えて漢族の明朝を征服し、清朝を立てた。それ以後、満洲は満洲族の清朝の故地として存在していた。それが、今では漢族の中国共産党支配下の東北地方になってしまっている。

ところが中国共産党は、この満洲族の清朝の最大版図が本来の中国の領土と考えているらしい。

中国の軍事問題を論じている『「中国の戦争」に日本は絶対巻き込まれる』には、「先に近代中国の課題は、アヘン戦争以来の混乱から国家の秩序を回復することであったと述べたが、それと同時に毛沢東を先頭とする指導者らの念頭にあったのは「帝国主義列強」に奪われた領土を取り戻し、「中華世界の復興」を果たすことであった。「中華世界の復興」とは、具体的には清朝最盛期の版図を回復することである」⁽⁴⁾として、清朝最盛期の版図に「中国」という名称を冠している、中国の中学校の教科書の地図を挙げている。

中華人民共和国イコール清朝には、かなりの違和感を覚える。清朝の満洲族の皇帝たちが広げた領土を、中国共産党が自国領土と主張する。毛沢東そして中国共産党は、いつから清朝の継承者になったのだろうか。

だが、こういったことは、中国に住む漢族の人達にとり、どうでもいいことらしい。

先に挙げた『もし、日本が中国に勝っていたら』という論文には、こんな一節がある。「チン

ギスハーンは、ヨーロッパ・アジア大陸を平らげて、中国を含め四十か国以上の国々を滅ぼしたのだが、最終的には[中国のモンゴル族]となったのであり、決して別の国のモンゴルにはならなかった」⁶⁾。これは著者の個人的見解に留まらず、大方の中国人の考え方でもあるのではないか。

こんな一節もある「チンギス・ハーンは、モンゴル帝国の創始者であり、中国の元朝の太祖である。モンゴル人であるが中国人でもある。厳格に言えば、彼は生前は中国の侵略者で、死後に中国人となったのである」⁶⁾。

こういった考え方が、中国共産党をして、民族論をあいまいなままにして、漢族による他の民族支配を既成事実化するのに役立っているのかもしれない。三代住めば、モンゴル人もチベット人もみな中国人。その一方で、過去の植民地支配の屈辱にテコ入れして愛国心をあおる、というより、中国共産党への忠誠心を植え付ける。また、そうでもしなければ『もし、日本が中国に勝っていたら』のような「中国共産党より日本に支配されたほうがマシだった」という不埒な言動が跳梁跋扈することになる。

2 違う国の違う歴史

近代国家という西洋で考え出された概念は、日本では不思議なほど違和感なく受け入れられた。幕末の動乱は十年ほどで終わり、明治になると、憲法が制定され、裁判制度、官僚制度そして議会もでき、近代国家が運営された。また、教育制度も整い、陸海軍も整備されて、日本国民が出来上がった。

しかしこれは、奇跡的な出来事であり、中国ではこうは上手くいかなかったということを、日本人は忘れがちである。

当時も、明治維新と同じ事が中国でも起きるだろうと考えられていたが、結局、辛亥革命が起きても、近代国家は出来上がらず、毛沢東の共産党独裁によりやっと近代化した。現在、中国の経済発展を、かつての日本の高度経済成長になぞらえる向きがあるが、果たしてそうだろうか。

日本は日清・日露戦争に勝利して、欧米と並ぶ大国になり、太平洋戦争では、太平洋から東南アジアの広範囲に、組織的に兵力を送りこみ、空母

を中心とする当時最新の軍事力で米国と戦った。また、敗戦により国家が壊滅的打撃を受けているにも関わらず、4年間で624万人以上の軍人・民間人が引揚げている。日本人の組織力の高さである。⁷⁾

一方中国では、毛主席指導の下、土法炉で有名な大躍進政策を行い、全土を飢饉に落とし入れた。その後、文化大革命により、さらなる混乱と破壊が行われた。こういった状況下で、社会的・技術的な蓄積ができるはずがない。中国の社会と経済は、今もその上に乗っている。資本も技術も組織も、外国からやってきたのである。

そして、今でも、政治は、中国共産党以外の路線は認められない。また、共産党員として出世する以外、政治に参画することは不可能である。そして、共産党に繋がっていなければ、経済的恩恵にあずかることもできない。そして、それが、権力闘争と暴動の火種になっている。

日本人は、国家の揺籃期に隋・唐帝国の影響を受けたため、中国を偉大だと思ふ観念が抜けない。そのため、孫文が辛亥革命を起こすとこれに期待し、毛沢東が文化大革命を起こすと迎合する人達が現れ、経済発展すると世界の超大国になる日も近いといった風聞が立つ。しかし、普通に考えると、好景気の次に来るのは不景気である。それとも、中国共産党指導下では不景気はないのだろうか。

中国は、年々軍事力を二桁規模で積み上げている独裁国家であり、核保有国でもある。不況になったからといって、それに見合っただけ、軍事力を削減するとはとても思えない。

3 戦略的辺疆と膨張策

平松重雄氏の『中国の安全保障戦略』には、中国軍内で新しい軍事力の構築に関して「国防発展戦略」の中で展開された論議として「戦略的辺疆」の説明がなされている。「戦略的辺疆」は、「領土・領海・領域」に制約されず、総合国力の変化に伴って変化し、「相対的に不安定性と不確実性を持っている」ところに求められる。具体的に述べるならば、「戦略的辺疆」は「総合国力の増減によって伸縮する」⁸⁾。

清朝の最大版図に正統性を求める一方で、総合

国力の増減により国土も伸縮するとしている。しかし、過去の歴史に鑑みても国土の伸縮は、ほとんどが戦争の結果である。同書によるとこれが、中国の海洋進出の論拠になっているという。

有名な第1列島線・第2列島線には、何ら正統性はないが、論拠ならあるのである。すなわち、総合国力の増加に伴い国土は膨張する。その手段は、軍事力である。

共産主義革命がなんだか分からなくなってしまう現在、そして、経済不況に襲われる将来、中国共産党の最後のよりどころが、これに基づく政策となるのではないか。

不況がやって来る。外国企業と資本は撤退する。中国のお金持達も自由と私有財産が保障されている外国に逃げてしまう。残るのは、中国共産党と人民解放軍、そして貧しい人民。その時、中国は、経済発展する大国から、発展の見込みのない貧しい軍事大国へと転落するかもしれない。そして、人民の愛国心を煽り、不満のはけ口を華々しい戦勝に求めようとする、劣悪な侵略国家が出来あがってしまう。

中国の漁船が日本の巡視艇に、舳先から体当たりしてくるなどということでは、済まなくなってくるのである。

最もターゲットにしやすい国は日本である。過去の侵略への当然の報復、其の実、海底資源の強奪。また、現実的に判断して、最も軍事力を指向しやすいのは、台湾である。永年準備してきたことを実行に移す。

中国は、台湾を国内だと主張している。しかし、周知のとおり、台湾は、もともと清朝の版図であり、日清戦争の結果、日本の領土となり、日本が米国に敗北した結果、戦勝国側にいた中華民国の領土となり、そして、国共内戦に敗北した蒋介石と国民党が逃げ込んで今日に至っている。そして、今は、李登輝氏らにより自由な民主主義国家となっている。

中華人民共和国は、日本政府が公式に認めた国であり、その国の主張は尊重しなければならない。しかし、それがため自由で民主的な政府に対する、理不尽な軍事行動を認めざるを得ないのははなはだ遺憾なことである。ということで、軍事力による実行支配は大きな問題になるだろう。しかし、中国共産党の支配体制を維持するためには、背に

腹は代えられない。

4 沖縄も中国

沖縄が、本来中国の領土だと考えている日本人はいない。しかし、中国では違うようなのである。

昨今の中国事情を伝える、富坂 聡氏の『苛立つ中国』には、北京大学歴史学系教授であり北京市中日文化交流学会秘書長も兼務する徐勇氏への尖閣諸島問題に関するインタビューが載せられている。しかし、徐教授の主張は、尖閣諸島にとどまらず沖縄にまで及んでいる。

徐教授の主張は、日本が現在沖縄を領有していること自体が違法だということだが、実は、中国ではこの考え方をさらに進めて、沖縄でさえも中国の領土であるとする主張は意外に多く聞かれるのである。”

さらに徐教授は、古来、中国と琉球は日本より交流が親密であった。それを日本が武力により琉球王室を滅ぼしたのだと主張する。

それについて、著者の富坂氏は、次のように中国への不信感を募らせている。

「そもそも、日本の沖縄返還運動に対しては、当時の毛沢東主席や周恩来総理自身もはっきりと支持を表明している。国家を代表する人々の判断さえ、後に簡単に翻すというのであれば、日本は中国の何を信頼すればよいというのだろうか」⁽⁹⁾

沖縄は中国領というのは“本来清朝の最大版図が中国の領土”という認識が元になっていると思われる。先に掲げた、清朝最盛期の版図に「中国」という名称を冠している中国の中学校の教科書の地図の説明には、「琉球列島。1879年、日本により占領」とある。沖縄県が設置された年である。

当時の沖縄は、薩摩藩に実行支配されつつ、琉球王国として清朝に朝貢するという複雑な関係に置かれていた。日本に近代国家が出来ると、中国古来の冊封制度と日本の近代国家としての領土問題が衝突し、それが日清戦争の一因となったと考えられるが、日本の勝利により沖縄の日本領有も決着がついたはずである。しかし、そうは思っていない人達が、中国にはいるのである。もし、この主張が政治化すると中国は日清戦争以前の関係を蒸し返すようになる。

5 中国の犯罪者

中国共産党政府が、どういうものかということ、を、ノルウェー・ノーベル委員会が浮き彫りにしてくれた。2010年のノーベル平和賞は、中国の犯罪者「劉曉波氏」に送られた。彼は一体何をしたというのだろうか。

「08憲章」を起草した罪によるものだという。それは以下のような内容である。

「はじめに中国の現代史を語り、改革開放後もなお、依然として誰もが知っている政治的現実がある。統治集団は引き続き権威主義統治を維持し、政治改革を拒絶している。そのため官僚は腐敗し、法治は実現せず、人権は色あせ、道徳は減び、社会は二極化し、経済は奇形的発展をし、自然環境と人文環境は二重に破壊され、国民の自由・財産・幸福追求の権利は制度的保障を得られず、各種の社会矛盾が蓄積し続け、不満は高まり続けている。とりわけ官民対立の激化と、騒乱事件の激増はまさに破滅的な制御不能に向かっており、現行体制の時代遅れは直ちに改めざるをえない状態に立ち入っている」として、中国の現状を批判し、かつ、憂えている。

次に、基本的理念として、「自由・人権・平等・民主・憲政」を掲げている。

そして、基本的主張として、「憲法改正・権力分立（三権分立）・立法民主・司法の独立・公器公用（公務員の政治的中立）・人権保障・公職選挙・都市と農民の平等・結社の自由・集会の自由・言論の自由・宗教の自由・国民教育（共産党への奉仕や共産主義教育の廃止）・財産の保護（私有財産権の確立）・財税改革（議会などの決議を経ない増税・新規課税の禁止）・社会保障・環境保護・連邦平和・正義の転換（政治的迫害からの名誉回復）」を掲げている。

結語として、「中国は、国連安保理の常任理事国の一つとして、また、人権理事会のメンバーとして、人類の平和事業と人権の進歩のために貢献すべきである」と結んでいる。⁽¹⁰⁾

我々日本人には、なんでもない内容だが、中国共産党の支配する中国でこういうことを主張すると「国家政権転覆扇動罪」で捕まり、懲役11年の立派な犯罪者となる。

これでいくと、日本は学校で、中国流に言え

ば、国家反逆者を養成しているのである。そして、日本国政府は犯罪的思想を有する犯罪者国家である。

ノルウェー・ノーベル委員会は、「劉曉波氏」にノーベル平和賞を送ることにより、中国共産党政府は、日本や欧米各国と、基本的にまったく相いれない体制であることを、世界中に認識させた。

これで思い出されるのは、1989年に起きた「天安門事件」である。民主化を求めて天安門に集まっていた無辜の民衆を、人民解放軍が虐殺し、北京を血に染めた、あの有名な事件である。

おわりに

隣の国が、いかなる思想的傾向を有しているかを知ることは、重要なことである。これは経済状態がどうなろうと変わらない。彼らが、民主化要求を国家政権転覆扇動罪で裁くように、国家が転覆しなければ、変わることはないだろう。

GDPが世界何位であるかなどは、こういうことに比べれば、浮薄な話ではないのか。日中友好も結構だが、日本は経済大国という過去の亡霊に、いつまでも引きずられているべきではない。

ほんとうの犯罪者は誰なのかを考えつつ、隣の国と向きあうべきである。そして、日本が本当に守るべきは、何かを考えていきたい。

注

- (1) 『立川談志ひとり会第二期落語ライブ '94～'95「短命」「鉄 拐」』竹書房、1995年
- (2) 『もし、日本が中国に勝っていたら』趙無眠 著、富坂聡 訳、文春新書、2007年
- (3) 『完訳 紫禁城の黄昏（上）』R・F・ジョンストン著、中山 理 訳 渡辺昇一 監修 祥伝社、平成17年（p.13）
- (4) 『「中国の戦争」に日本は絶対巻き込まれる』平松重雄 著、徳間書店、2008年（p.20～22）
- (5) 前掲書『もし、日本が中国に勝っていたら』（p.171～172）
- (6) 前掲書『もし、日本が中国に勝っていたら』（p.132）
- (7) 『戦争の論理 - 日露戦争から太平洋戦争まで -』加藤陽子 著 勁草書房、2005年（p.204）
- (8) 『中国の安全保障戦略』平松重雄 著、勁草書房、2005年 （p.101）
- (9) 『苛立つ中国』富坂聡 著、文藝春秋、2008年（p.134～136）
- (10) 以下のホームページから引用した。http://blog.goo.ne.jp/sinpenzakki/e/597ba5ce0aa3d216cfc15f464f68cfd2
その他、執筆にあたり『Wikipedia』を参考とした。

リビアに対する介入の意義と限界

防衛大学校 防衛学教育学群
国防論教育室 准教授

田中 誠

はじめに

大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ 国 (The Great Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya: 以下「リビア」) では、ムアンマル・アル・カダフィ革命指導者 (Muammar Al Qadhafi: 以下「カダフィ大佐」) の独裁政権と反政府勢力との内戦が長期化している。内戦の契機となったのは、2011年2月15日にベンガジで勃発した反政府デモである。カダフィ政権によるリビア国民に対する組織的な著しい人権の侵害が明らかになると、国際連合安全保障理事会 (以下「安保理」) は、以下のような司法介入と軍事介入を求める決定を行った。

第1に、安保理決議1970 (2011年2月26日) によって、2011年2月15日以降のリビアにおける事態が国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) 検察官へ付託された (4項)¹。同決議に基づいてICC検察官の請求を受けたICC第1予審裁判部は2011年6月27日、カダフィ大佐とその次男であるカダフィ、セイフ・アルアラブ (Qadhafi, Saif al-Arab)、軍部諜報部長 (Director Military Intelligence) アル・サヌーシ、アブドラ大佐 (Al-Senussi, Colonel Abdullah) の3名に係る逮捕状の発付を決定した²。逮捕理由は、人道に対する犯罪の殺人 (ICC 規程7条1項 (a)) 及び迫害 (同条同項 (h)) を行った容疑である (25条3項 (a))³。現在までのところ、被疑者3名に対する逮捕状は執行されていない。

第2に、安保理決議1973 (2011年3月17) は、文民及び文民居住地区を守るために武力を行使する権限を加盟国に付与した (4項)⁴。当初アメリカの指揮下にあった多国籍軍 (coalition forces) は、同決議に基づいて2011年の現地時間3月19日午後 (日本時間20日未明)、巡航ミサイルや軍用機でリビアに対する攻撃を開始した⁵。北大西洋条約機構 (NATO) は同年3月27日、安保理決議1973に基づくリビアにおけるすべての軍事作戦の指揮権をアメ

リカから継承する決定を行った⁶。

安保理は、「リビア国民を保護するリビア当局の責任を想起」し (決議1970前文)、「リビア国民を保護するリビア当局の責任をくり返し表明し、また武力紛争の当事者が文民の保護を確実にするためのあらゆる実行可能な措置を講じる主要な責任を負っていることを再確認」 (決議1973前文) した。「保護する責任 (responsibility to protect: R to P, R2P)」は、介入を正当化するイデオロギーとして、2005年9月16日に世界サミット (国連首脳会合) で採択された成果文書の中で提唱された概念⁷である。「保護する責任」とは、①個別の国家が、集団殺害、戦争犯罪、民族浄化及び「人道に対する犯罪」からその国の人々を保護する責任を負うこと、②この責任の実行と、保護する能力の構築において、国際社会が国家を支援すること、③国家が、上記4つの犯罪及び違反から人々を保護することに、「明らかに失敗している」場合には、国際社会が、安保理を通じて、また国際連合憲章 (以下「国連憲章」) に従って、「適切な時期に断固とした方法」によって、集団的な行動を取る用意があることを意味する⁸。

リビアに対する介入は、国家主権の侵害に当たらないのであろうか。国家主権は、対内的には、中央集権化された国家権力を意味し、対外的には、主権国家相互の関係において、独立で対等であることを意味する⁹。そもそも国際社会は主権をもつ国民国家を基本的構成要素としており、各国内の問題は原則として当該領域国に委ねられている。国連憲章は、「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第7章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。」 (2条7項) と規定する。したがって、国連憲章第7章を根拠にして行われた国連の強制措置は、武力行使禁止原則 (同条4項) にも内政不干渉原則 (同条7項) にも違反し

ないことになる。

現在までのところ、リビアに対する介入には、カダフィ政権と反政府勢力との平和的な解決を促進する顕著な効果が認められない。期待された効果が表れない原因はどこにあるのであろうか。この問いに答えるため、本稿は、国際社会によるリビアに対する介入の意義と限界を明らかにすることを目的とする。このため、平和の実現と正義の実現との相克という視点から、ICCの管轄権行使の限界を考察した後、武力行使の目的と政治的目的との乖離という視点から、リビアに対する武力行使の限界に関する検討を行う。

I 平和の実現と正義の実現との相克

1 平和の実現を優先させた国際人道法の論理

ジュネーヴ諸条約共通第3条及び第2追加議定書は、内戦に適用される国際人道法である。ここで注目すべきは、第2追加議定書が、正義の実現より平和の実現を優先させる次のような規定を置いていることである。同議定書は、「敵対行為の終了の際に、権限のある当局は、武力紛争に参加した者又は武力紛争に関連する理由で自由を奪われた者（収容されているか抑留されているかを問わない。）に対して、できる限り広範な恩赦を与えるよう努力する」（6条5項）と規定する。同条の趣旨は、和解という儀礼的な処置を奨励し、引き裂かれていた国家の精髓における正常な関係の再構築に寄与することであると解されている¹⁰。紛争地域において平和を実現するためには、政治的理由からの妥協が不可欠であるところ、法的正義を追求する司法機能は、政治的妥協とは無縁であり、平和の実現に寄与しないという論理である。

2 正義の実現を優先させた ICC 規程の論理

ICC 規程の前文では、「重大な犯罪が世界の平和、安全及び福祉を脅かすこと」が認識され、「国際社会（international community）全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされてはならないこと」が確認され、「これらの犯罪を行った者が処罰を免れることを終わらせ、もってそのような犯罪の防止に貢献すること」が決意され、「国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務であること」が想起さ

れている。「保護する責任」の概念における第1の柱「国家による保護の責任」は、自国民であるか否かを問わず、集団殺害犯罪、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪からその国の人々を保護する、国家の持続した責任である。ICCは、「保護する責任を履行する不可欠な手段を加えた」ものと位置付けられる¹¹。

3 ICC の管轄権と安保理の役割

ICCは、国家の刑事裁判権を補完し（前文10段、1条）、「国際社会（international community）全体の関心事である最も重大な犯罪」（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪）について管轄権を有する（5条）。ICCが管轄権を行使する端緒は、犯罪が実行されたと考えられる事態に関する、①締約国のICCへの付託、②国連憲章第7章に基づく安保理のICCへの付託、③ICC検察官の捜査着手の、3つの場合である（ICC規程13条）。①③の場合には、犯罪地国又は被疑者国籍国が、締約国又は「ICCの管轄権を受諾した非締約国」であることが、ICCによる管轄権行使の前提条件となる（同12条）。これに対して、②安保理の付託の場合、このような前提条件は不要である。

ICCは、国連の直接的統制を受けない独立した組織であるため、ICC規程の起草にあたっては、安保理の負う「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」（国連憲章24条1項）とICCの政治的独立性とをいかに調和させるかが問題となった。安保理が国連憲章第7章に基づいて事態をICCに付託する権限を認めたICC規程13条(b)は、安保理にICCの刑事裁判権を設定する権限があることをICC規程自ら確認した規定であると解されている¹²。これに対して、安保理がICCの捜査又は訴追を延期する権限を認めたICC規程16条は¹³、正義よりも平和の実現を優先させる可能性を容認した規定と解することができる。

4 ICC に対する国の司法上の協力

ICCの管轄権行使に必要な法執行（逮捕等）の権限は、基本的にICC規程締約国の協力を得て行うべきものとされている。締約国は、ICCに協力を行う条約上の義務を負うのに対して、非締約国は、そのような義務がなく任意に協力すれば足りる（86条・87条）。そこで、安保理決議1970は、リビア当局（ICC規程非締約国）及びICC規程非締約国に対し、ICC

及びICC 検察官と協力することを求める規定を設けた（5項）。

リビアがICC に協力する義務を負う法的根拠は何か。リビアにおける事態は、国連憲章第7章に基づいて安保理によってICC に付託された（ICC 規程13条(b)）。したがって、リビアがICC の管轄権を受諾しなかったとしても、ICC の管轄権は設定される。もっとも、安保理決議それ自体が、国連加盟国に対して法的履行義務を課すものではない。国連加盟国が安保理の決定を履行することは、当該国が締結している国際約束である国連憲章上の義務の履行となると解される¹⁴。リビアを含む国連加盟国は、安保理の決定を受諾し、履行する義務を負っているため（国連憲章25条）、ICC 規程締約国であるか否かにかかわらず、ICC に協力する義務を負うのである。

内戦を終結させる手段の一つとしてカダフィ大佐の亡命が考えられる。亡命先となった国がICC 規程締約国でなければ、ICC による逮捕・引渡しへの請求に応じる条約上の義務を負わない（ICC 規程89条）。しかし、ICC 規程非締約国であっても、安保理決議1970の5項及び国連憲章25条に基づいて、ICC 及びICC 検察官と協力する義務を負うことになる。

II 武力行使の目的と政治的目的との乖離

1 安保理決議1973に基づく武力行使の目的

安保理決議1973は、加盟国に対し、リビア領域におけるあらゆる形態の外国軍の占領を排除する一方で、リビアにおいて攻撃の脅威の下にある文民及び文民居住地区を守るために、必要なあらゆる措置を講じる権限を付与した（4項）¹⁵。「必要なあらゆる措置を講じる権限」（4項）は、2つの条件の下に武力行使の禁止を解除するという法的効果を有するものである。第1の条件は、外国軍の占領の排除、つまり地上軍の展開が許容されないことであり、海軍と空軍の使用に限定されることを意味する。第2の条件は、武力行使が文民及び文民居住地区の保護という目的に限定されることである。安保理決議1970が全会一致で採択されたのに対して、安保理決議1973が常任理事国の中国とロシアを含む5カ国の棄権を伴って採択されたことは、リビアに対する武力行使に関して国際社会における完全な合意が必ずしも形成されていたとはいえないことを雄弁に物語る¹⁶。

安保理決議1973は、安保理が「保護する責任」を軍事的に履行することを表明した最初の決議と解される¹⁷。「保護する責任」の第3の柱「適切な時期における断固とした対応」とは、国家が明らかに保護を提供できない場合に、適切な時期に断固とした方法で、集団として対応する国連加盟国の責任である。国連が第7章を含む国連憲章に従い、安保理を通じて「適切な時期に断固とした」方法で集団的行動を採用することができるためには、①平和的な手段が不十分である場合、②国家当局が、集団殺害、戦争犯罪、民族浄化及び「人道に対する犯罪」から自国民を保護することに明らかに失敗している場合、の2つの条件を充たす必要がある¹⁸。リビアにおける事態では、これらの条件が充たされていたものと評価することができる。

2 カダフィ政権の退陣という政治的目的

安保理決議によって武力行使の目的が文民保護に限定されているにもかかわらず、実態は、主要国がカダフィ政権の退陣という政治的目的を掲げている。例えば、アメリカのオバマ大統領は、2011年3月29日にNBC、ABC、CBCのインタビューに応じ、①軍事的な手段だけでなく、その他の制裁手段を通じて一定の圧力をかけ続けることにより、カダフィ大佐が最終的に退陣することを目的とすること、②リビアの反政府勢力へ通信機器や医療用品、輸送支援等の非軍事的な支援を提供する合意がすでに締結されていることを明らかにした¹⁹。

内戦が膠着状態にある一方で、反政府勢力を代表するリビア暫定国民評議会（National Transitional Council）を承認する国家が増加している。2011年7月15日イスタンブール（トルコ共和国）において、トルコ共和国政府及びアラブ首長国連邦政府主催の下、第4回リビア・コンタクト・グループ会合が開催された²⁰。参加国によって確認された事項としては、①結束してカダフィ政権に圧力をかけること、②政治的解決について国連の役割を強く支持すること、③カダフィ政権には正統性がないこと等である。トルコ外相及びUAE外相の共同議長声明では、リビア暫定国民評議会を「リビアにおける正統な統治当局（the legitimate governing authority in Libya）」として取り扱うとの言及がなされた。日本は、暫定国民評議会を「リビアにおける正統な対話相手（the legitimate interlocutor of the Libyan people）」と位置付けることを表明した。

以上の国家実行は、「政府承認 (recognition of governments)」と考えられる。政府承認とは、既存国家の内部で革命やクーデターにより政府が非合法に変更した場合に、新政府が当該国家の正式な政府であると外国が認めることである。国家は、実力抗争により政府が交代しても、国際法上はその同一性を維持するため、他国との間で国際法上の権利義務関係を継続する。そこで、他国としては、新旧どちらの代表権を通じて外交関係を維持するかが重要な関心事となる²¹。政府承認がなされるための要件は、新政府の権力が当該国家の領域の大半に及び、実効的な支配が一般的に確立されている事実である。したがって、領域の一部に旧政府が残存していても、新政府を駆逐する可能性がない場合には、他国が新政府を承認しても差し支えないといわれている。しかし、新政府の支配が不安定な段階で他国がこれを承認する「尚早の承認」は、内政不干渉義務に違反する。

おわりに

以上、国際社会によるリビアに対する介入の意義と限界について考察を行った。国連加盟国に武力行使の権限を付与した安保理決議 1973 は、安保理が「保護する責任」を軍事的に履行することを表明した最初の決議として重要な意義を有する。しかし、武力行使権限は、①地上軍の展開の禁止、②文民及び文民居住地区の保護目的、という条件の下で付与されているにすぎない。国際社会を構成する主要国が、カダフィ政権の退陣という政治的目的を有しているにもかかわらず、政治的目的をそのまま軍事作戦の目的にすることができないという矛盾がある。したがって、現在までのところ、軍事作戦が、反政府勢力によるカダフィ政権の打倒に大きく寄与するには至っていない。さらに、安保理決議 1970 に基づいてカダフィ大佐等に対する ICC の逮捕状が発付されたことは、カダフィ大佐による政治的妥協をますます困難にしたともいえる。そもそも法的正義の追求は、その性質上政治的妥協になじまないため、平和の実現へ寄与することを期待できないからである。この点、国家の司法主権を尊重して恩赦を奨励することによって、平和の実現を優先させるべきであるという思想が国際人道法にはある。

リビアにおいて「平和」と「正義」を両立させるための方策を考える上で先例となるのが、スーダン

のダルフルの事態である。安保理が ICC に付託した最初の事態は、スーダンのダルフル地方における 2002 年 7 月 1 日以降の事態（安保理決議 1593 (2005 年)）であった²²。「世界最大の人道危機」といわれたダルフルの事態（2002～2004 年）は、国際社会が「保護する責任」を履行する試金石となった。しかし、ダルフルの集団殺害を阻止するために、国際社会を代表する諸国によって積極的な介入策が講じられることはなかった。幸いにも和平合意に至った結果、南部地域は住民投票により北部からの分離独立を実現した（2011 年 7 月 9 日）。もっとも、スーダン大統領オマル・ハサン・アフマド・アル・バシル (Omer Hassan Ahmed Al - Bashir) に対して 2009 年に発付された ICC の逮捕状は²³、いまだに執行されていない。スーダンでは、ICC の法的正義が貫徹されていないとはいえ、平和の道筋が見えてきた。しかし、リビアの現状を見る限り、「平和」と「正義」は、いずれも実現の可能性が不透明である。スーダンとリビアの 2 つの事例は、「平和」と「正義」を両立させることの困難性を雄弁に物語る。

注)

1 UN Security Council Resolution 1970, UN Document S/RES/1970, February 26, 2011(hereinafter S/RES/1970), para.4<<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N11/245/58/PDF/N1124558.pdf?OpenElement>>, as of March 31, 2011.

2 Situation in the Libyan Arab Jamahiriya, Decision on the "Prosecutor's Application Pursuant to Article 58 as to Muammar Mohammed Abu Minyar GADDAFI, Saif Al-Islam GADDAFI and Abdullah ALSENUSSI", ICC-01/11, June 27, 2011, p.41 <<http://www.icc-cpi.int/iccdocs/doc/doc1099314.pdf>>, as of July 23, 2011.

3 ICC 規程 7 条は、「『人道に対する犯罪』とは、文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次のいずれかの行為をいう。(a) 殺人 (後略)」(1 項)、「『文民たる住民に対する攻撃』とは、そのような攻撃を行うとの国若しくは組織の政策に従い又は当該政策を推進するため、文民たる住民に対して 1 に掲げる行為を多重的に行うことを含む一連の行為をいう。」(2 項 (a))、「『迫害』とは、集団又は共同体の同一性を理由として、国際法に違反して基本的な権利を意図的にかつ著しくはく奪することをいう。」(2 項 (g)) と規定する。ICC 規程 25 条 3 項は、「いずれの者も、次の行為を行った場合には、この規程により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について刑事上の責任を有し、かつ、刑罰を科される。(a) 単独で、他の者と共同して、又は他の者が刑事上の責任を有するか否かにかかわらず当該他の者を通じて当該犯罪を行うこと。(後略)」と規定する。

4 UN Security Council Resolution 1973, UN Document S/RES/1973, March 17, 2011(hereinafter S/RES/1973), para.4<<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N11/268/39/PDF/N1126839.pdf?OpenElement>>, as of March 31, 2011.

5 AFP, March 20, 2011<<http://www.afpbb.com/article/war-unrest/2791370/6980395>>, as of March 31, 2011.

6 "NATO and Libya - Operation Unified Protector," NATO HQ, <http://www.nato.int/cps/en/natolive/topics_71652.htm?>, as of June 8, 2011.

7 Resolution adopted by the General Assembly, "2005 World Summit Outcome", UN Doc. A/RES/60/1, October 24,

2005, paras.138-139.

8 Report of the Secretary-General, "Implementing the responsibility to protect", UN Document A/63/677, January 12, 2009(hereinafter "Implementing the responsibility to protect"), Summary.

9 柳原正治他編『ブラクティス国際法講義』(信山社、2010年)115頁。

10 Commentary on the Protocol Additional to the Geneva Conventions of

12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts (Protocol II), 8 June 1977, No.4618.

<http://www.icrc.org/ihlnsf/COM/475-760010?OpenDocument>, as of May 11, 2011.

"Implementing the responsibility to protect", para.18.

11 William A.Schabas, The UN International Criminal Tribunals, (Cambridge University Press, 2006), p.53.

12 ICC 規程 16 条は、「いかなる捜査又は訴追についても、安全保障理事会が国際連合憲章第7章の規定に基づいて採択した決議により裁判所に対してこれらを開始せず、又は続行しないことを要請した後12箇月の間、この規程に基づいて開始し、又は続行することができない。安全保障理事会は、その要請を同一の条件において更新することができる。」と規定する。

13 岡野正敬「国連安保理の機能変化と安保理改革—日本の安保理常任理事国入り問題」村瀬信也編『国連安保理の機能変化』(東信堂、2009年)198頁。

14 S/RES/1973, para.4.

15 常任理事国5カ国のうち、アメリカ、イギリス、フランスが賛成、中国とロシアは棄権、非常任理事国10カ国のうち、ガボン、コロンビア、ナイジェリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、南アフリカ、レバノンが賛成、インド、ドイツ、ブラジルは棄権した。UN Security Council Sixty-sixth year 6498th meeting, Agenda, The situation in Libya, UN Document S/PV.6498, March 17, 2011<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/PRO/N11/267/18/PDF/N1126718.pdf?OpenElement>, as of March 31, 2011.

17 同趣旨の指摘は、「保護する責任」について造詣の深い Ramesh Thakur 教授によってもされている。Ramesh Thakur, "UN breathes life into 'responsibility to protect'," Toronto Star (March 21, 2011), para.7<http://www.thestar.com/opinion/editorialopinion/article/957664-un-breathes-life-into-responsibility-to-protect#article>, as of March 31, 2011.

18 "Implementing the responsibility to protect", para.49.

19 ロイター「米大統領、リビアの反政府勢力に武装機器提供の可能性を排除せず」2011年3月30日(ニューヨーク29日)<http://jp.reuters.com/article/jpAntigovernment/idJPJAPAN-20330920110330>, as of March 31, 2011.

20 同グループの目的は、①国連、AU、アラブ連盟、OIC、EU との緊密な連携の下、リビアを支援するための国際的取組みに指導力と政治的方向性を提供すること、②リビアに関する国際的対応を連携させること、③リビアの当事者との連絡のための国際社会における窓口を提供することである。参加国は、オーストラリア、バーレーン、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マルタ、モロッコ、ポーランド、カタール、スペイン、英国、米国、ブルガリア、オランダ、カタール、エジプト、ポルトガル、ルーマニア、スーダン、チュニジア、セネガル、インド、韓国、ブラジルであり、リビア暫定国民評議会のジブリール執行委員会委員長も参加した。外務省「第4回リビア・コンタクト・グループ」(概要と評価)(2011年7月15日)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/libya/contact1107/gy.html>, as of July 27, 2011.

21 山本草二『国際法(新版)』(有斐閣、1994年)188-189頁。

22 UN Security Council Resolution 1593, UN Document S/RES/1593, March 31, 2005, para.2.

23 Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir, Decision on the Prosecution's Application for a Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir, ICC-02/05-01/09,

書籍紹介

会員諸氏による執筆、または翻訳された出版物を紹介します。

☆『力の信奉者 その思想と戦略』

乾 一字(いぬい いちう) 著

定価 3200 円+税 発行所(有) J C A 出版

2010 年 5 月 10 日発行

著者紹介

日本大学大学院総合社会情報研究科非常勤講師。1930 年生、防衛大学校卒(第6期)、部隊勤務、幕僚などを経て、1980 年駐ルーマニア日本大使館初代防衛駐在官(武官)、陸幕調査部班長、第3施設群群長(工兵連隊長)兼様分担任司令を経て、防衛研究所室長。1990 年 4 月から日本大学大学院総合社会情報研究所教授、2009 年 8 月退職、同研究所非常勤講師。この間、1999 年 4 月から 2003 年 8 月まで日本国際問題研究所客員研究員を兼ねる。

☆『朝 1 分から始める『朝家事』のすすめ!』

沖 幸子(おき さちこ) 著

定価 1155 円 発行所 PHP 研究所

2009 年 9 月 7 日第 1 版第 1 刷発行

著者紹介

生活評論家。ハウスクリーニングサービスの「フラオグルッペ」代表。ドイツ、オランダで生活マーケティングを学ぶ。グローバルな視点を持った暮らしデザイナーとして雑誌・テレビ・講演などで活躍。独自の視点での商品開発なども手がける。TBS テレビ系『中居正広の金曜日のスマたちへ』で披露した、何気ないものを使って暮らしを楽しくするテクニックは「沖マジック」として話題に。前向きに生きる女性の生き方、暮らしをパワフルに応援している。そのパワーの源は、「朝家事」とともに朝食をしっかりとることだとか。家事サポートサービス連絡協議会代表幹事。著書多数。

生物兵器の基礎知識と バイオテロへの対応（下）

日本安全保障・危機管理学会 会員

八木沢 勝昭

○バイオテロが実行された場合に対処する医療機関
地震やテロなどの災害時における傷病者は、初期救急医療体制を整備された「災害拠点病院」に収容されるが、バイオテロを含む感染症が疑われる疾患が発生した際の患者（疑患者含む）は主として感染症法に規定している「感染症指定医療機関」等において検査、治療が実施される。

（２） 感染症指定医療機関

感染症法で規定されている感染防止対策を備えた入院設備等を有する医療機関のことで、原因微生物の種類や危険度に応じて、「特定感染症指定医療機関」、「第１種感染症指定医療機関」、「第２種感染症指定医療機関」が設置されている。

○ 感染症法・感染症の発生を予防して蔓延、拡大を防止する法律。旧法である「伝染病予防法」は明治 30 年（1897 年）に施行後、約 100 年以上経過し、その間、医学（ワクチン、抗生剤開発含む）の進歩と公衆衛生状況の改善等で多数の感染症が撲滅されたところである。さらに、近年の SA RS やエボラウイルスをはじめとする新興感染症等にも適合性のある法律の見直しが図られ、従前の「伝染病予防法、性病予防法、結核予防法、エイズ予防法」と個別に制定されていた法律を平成 10 年（1998 年）～ 19 年（2007 年）までの間に徐々に改正し、施行された。

また、人権配慮および感染症分類の再整理が行われ、感染力・重篤（重症）性を考慮して危険の高い順に一類感染症～五類まで分類（「米国 CDC」の示すバイオテロに使用可能な生物剤リストは異なる）し、医師が保健所への報告を義務付け、これをサーベイランスのデータとする。

＜一類感染症＞…①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ熱、③天然痘（痘そう）、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルグ病、⑦ラッサ熱

◇原則として入院勧告とする

＜二類感染症＞…①急性灰白髄（ポリオ）、②結核、③ジフテリア、④重症急性呼吸器症候群（SARS）、⑤鳥

インフルエンザ（H5 N 1 型）

◇原則として入院勧告とする

＜三類感染症＞…①コレラ、②細菌性赤痢、③腸管出血性大腸菌感染症（O -157、O -104 等）、④腸チフス、⑤パラチフス

◇一般の医療機関での診療も可能
（特定業務への就業制限有り）

＜四類感染症＞…① E 型肝炎、② A 型肝炎、③黄熱、④ Q 熱、⑤狂犬病、⑥炭疽、⑦鳥インフルエンザ（H5N 1 を除く）、⑧ボツリヌス症、⑨マラリア、⑩野兔病、ウェストナイル熱、他 31 種

＜五類感染症＞…①インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等を除く）他 41 種

＜新型インフルエンザ等＞…①新たにヒトからヒトに感染する新型のインフルエンザ、②再興型インフルエンザ（過去にパンデミックしたインフルエンザ）

◇原則として入院勧告とする

○ 一～四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延防止の為、病原体に汚染された（疑い含む）飲食物、衣類、寝具その他物件については消毒、廃棄等の処分ができる。（感染症法第二十九条）

【 特定感染症指定医療機関 】

＜厚生労働大臣指定：全国 3 医療機関 8 床＞

○ 対象感染症と設備等

新興感染症（未知）及びヒトからヒトへの感染が認められる危険な感染症、我が国では治療経験の少ない一類感染症の治療にも対応できる国内最高水準の施設で厚生労働大臣指定の医療機関

〔設備〕…陰圧式気密室、高い洗浄能力を有する病室、大型滅菌器、前室付 2 重ドア、シャワー室、独立高性能 3 重 H E P A フィルター付換気機能、紫外線滅菌排水装置、各種検査機等

特定感染症指定医療機関名	病 床 数	所 在 地
成田赤十字病院	2 床	千葉県
独立行政法人国立国際医療センター病院	4 床	東京都
市立泉佐野病院	2 床	大阪府

（表 5）

【第1種感染症指定医療機関】

第1種感染症 指定医療機関	全国：36医 療 機 関	69床＜都道府 県知事指定＞
------------------	-----------------	-------------------

（表 6）

○ 対象感染症と設備等

一類、二類感染症及び新型インフルエンザの患者を
入院させる医療機関

〔設備〕…特定感染症指定医療機関とほぼ同程度で空気感
染、飛沫感染、接触感染に対応可能な病室とする。

【第2種感染症指定医療機関】

・感染症病床を有する指定医療機関

321 医療機関（1,691 床）

・結核病床を有する指定医療機関

252 医療機関（8,017 床）

・結核患者収容モデル事業を有する指定医療機関

74 医療機関（373 床）

（高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精
神病患者である結核患者に対して一般病床又は精神病床
において収容治療するためのモデル事業）

◇第2種感染症指定医療機関総数

547 医療機関（10,081 床）

※感染症指定医療機関総数

586 医療機関（10,158 床）※15

□ 感染症患者の入院措置について

感染症患者の入院措置の収容の流れとしては（新型
インフルエンザを例）、①特定感染症指定医療機関→
②第一種感染症指定医療機関→③第二種感染症指定医
療機関→④結核病床を有する医療機関→⑤自治体との
協力一般医療機関となる（感染症医療機関の床数は1
万床程度のため）。※16

また、これらの感染症医療機関等の床数を超えて、
パンデミック（感染症の全国的・世界的大流行）した
場合は、各自治体単位で公共の施設や体育館等に収容
することと検討されている。※17

さらに、バイオテロを含む危険度の高い感染症の対
応としては、感染症法第十九条に基づき入院勧告を行
う。厚生労働省は、天然痘（痘そう）の対応を例とし
て、自治体に対し、発生患者数に応じて、患者の入院
措置について次の様なガイドラインを示している。

○ 医療機関への入院等

① 患者数が1～数名の場合：特定・第一種感染症
指定医療機関等

② 患者数が10名程度の場合：第二種感染症指定

医療機関、結核療養所等

③ 患者数が100名程度の場合：第二種感染症指
定医療機関、結核療養所等

④ 患者数が100名以上の場合：体育館、公民館等

・天然痘は感染症法上の一類感染症に位置付けられてい
ることから、天然痘患者（疑い含む）は診断した医師か
ら保健所に届け出を行い、医療機関から自治体担当者が
「国立感染症研究所」に検体を輸送する。

・患者本人から直接保健所に相談があり、天然痘の疑い
があると判断した場合には、保健所の医師が患者宅への
訪問等による症状所見等の確認を実施する（患者が直接、
医療機関への受診行為は、感染の拡大となる危険がある
ため）。※18

・「天然痘」疑い患者については入院勧告を講じることは
できないが、接触者を小数に抑えるため、本人の同意を
得て外出自粛等の行動制限を行う。※19

○ 患者の移送（多くの国民に対する天然痘予防接種：
ワクチン、未接種での状況）

・移送では適切な機材を使用し、移送従事者等の感染防
止のための安全確保に講じる。

（患者の移送従事者は予防接種を実施した者のみとし、
二重の手袋・ガウンを着用、高性能マスク、ゴーグル、
靴カバーを装着する）

・感染拡大防止のため、移送距離を考慮し、短時間で移
送（救急自動車が原則であるが、公用車、民間救急自動
車を使用する際は、2次感染防止のために、運転者や乗
員の部位に仕切りがあることが望ましいが、仕切りがない
場合には、応急処置としてビニール等の資材を使用し、
両面テープでカーテン状に仕切り搬入）する。

・患者をストレッチャーへの移動後は、医療用非透水性
ドレープで包み、飛沫感染防止のため、マスクで覆う。
HEPA フィルター付きのアイソレーター（キャリング
ベットを保有している場合は、その活用が望ましい）。

しかし、首都圏の行政においては、パンデミック時の
対応に多少差異は有るものの、厚生労働省の示すガイド
ライン以上の悪条件でのシミュレーションは勘案してい
ないという※20。危機管理の鉄則は、最悪の状況を想
定し、被害の早期の段階で対応しなければ取り返しのつ
かない状況になるという現実を認識しているようには思
えない（初動の段階で最悪の状況を想定して、被害の範
囲あるいはその程度を広く、深く想定し、状況の変化、
終息化に向かうに応じ、ランクを下げれば良い）。

□ ワクチン接種の業種・職種別での優先順位 （参考：新型インフルエンザ）

〔カテゴリーⅠ〕…発生時に即時に第一線に対応する業

種・職種^{*21}

・医療従事者（感染症指定医療機関の職員、発熱外来の職員）、・保健所職員、・救急隊員（新型インフルエンザ対策に携わる者）、・在外公館職員、・CIQ 関係職員（検疫所、入国管理局、税関職員）、・警察職員（対策に携わる者）、・停留施設従事者、・自衛隊員（携わる者）、・海上保安庁職員（携わる者）、・航空事業者（国際線関係）、空港関係者及び空港機能維持者（検疫集約実施空港）、・水運業者

[カテゴリーⅡ] …国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種^{*22}

- ① 発生時の対策に関する意思決定に関わる者…国・地方自治体の意思決定に関わる者（・首相、閣僚等、関係省庁の対策本部要員、自治体の長その他危機管理上の意思決定に関わる者）
- ② 国民の生命・健康の維持に関わる職業・職種…医療従事者（カテゴリーⅠ以外の医療機関の職員）・福祉・介護従事者、・医薬品関連業者、医療機器関連業者
- ③ 国民の安全・安心の確保に関わる業種・職種…消防署職員、・警察職員、・自衛隊員、海上保安庁職員（以上携わる者以外）、・国会議員、・地方議会議員、・報道機関職員、他6業職種

[カテゴリーⅢ] …国民の最低限の維持に関わる業種・職種

・電気業者、・原子力業者、・水道ガス関係業者、鉄道、航空事業者、・道路旅客、貨物運送業者、・食料品生活必需品販売流通関係者、・国家地方公務員 他14業職種

□ バイオセーフティーレベル

(BSL: Bio Safety Level: 旧P)

細菌やウイルスなどの微生物の危険度を示すレベル。研究する微生物の危険度により分類する BSL1～BSL4 までの4段階のランク付けがあり、研究者の感染や外部への漏出の防止を図った施設。

- BSL-4 施設 (P-4) …最高度の隔離実験室。グローブボックス式ラボと呼ばれる、完全密閉式安全キャビネットに固定されたグローブ（手袋）に両手を入れて実験操作する方式とスーツラボと呼ばれる宇宙服のような陽圧式気密防護服を着装し、周辺を立入制限された二重ドアとエアロックにより外部と完全に隔離された実験室を使用する2種類の運用方式があるが、後者が現在の世界的主流となっている。

・BSL-4 に分類される病原体…未知の新興病原体、エボラウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、痘そうウイルス（天然痘）、マチュポウイルス（ボリビア出血熱）、フニンウイルス（アルゼンチン出血熱）、

マールブルグウイルス、

・BSL-4 施設が病原体の診断・研究を実施されている国家…日本、アメリカ合衆国、ロシア、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、中国、台湾、オーストラリア、ベラルーシ、カナダ、チェコ、オランダ、ガボン、インド、シンガポール、南アフリカ、スウェーデン、スイス、韓国（計画中）。

注）諸外国では新興感染症および危険なウイルス感染症の増加に対応するために、BSL-4 施設が相次いで建設され、運用されている状況にある。我が国には BSL-4 施設が、国立感染症研究所村山分室（東京都武蔵村山市）に設置（理化学研究所：茨城県つくば市、微生物遺伝子の組み換え専用で1987年より稼働していない^{*23}）されているが、近隣住民等の反対によって現在も稼働停止中である。したがって、病原体の研究ができず、パンデミックの際は、他国より対応が遅れることになる。

市民レベルでの対応

バイオテロ行為が実行されても、病原性微生物の感染被害という特異性から犯行声明あるいは確実性の高い目撃証言や通常とは異なる発生形態を示さない限り、その断定は極めて困難といえる。

また、病原性微生物の種類によっては、不特定多数の市民が被害者となることもあり、人々は感染の恐怖と就業・就学制限や流通経路等に支障をも想定され、経済的損失は計り知れない。

しかし、相手が感染症という病気のため、爆弾や化学兵器、核兵器のように特別な装備あるいは設備等は必要としないで、我々一人一人が正しい知識と対処方法で、被害が少なくなるようにできる。

感染症の有力な防止対策は、ワクチン接種や薬剤の投与の他に感染（疑い）患者と接触しないことが最も効果的なる。加えて、感染患者を早期に入院措置（隔離）とし、接触を極力制限することも有効な対処策である。

- 接触者との追跡調査…保健所等は感染者から職業や生活状況を聞き取り、リストアップして接触者を割り出して感染の拡大防止上基本となる重要な項目であるので、市民は極力協力すべきである。

①発症した日時（発熱、悪寒、下痢、嘔吐、発疹等の身体的変化）、②通常的生活パターン、③その期間内において接触した人物が分かれば、連絡手段を報告する。④接触した物品。

- 多くの感染症は、発熱の症状所見を示すことがあるので特に注意されたい。

□ 被害を拡大させないための防止策（参考）

バイオテロが実施された場合、一般市民でも発見時の初期対応の善し悪しによって、自分自身と数多くの人々に感染の拡大を防止することになる。生物剤の曝露（使用、散布）が疑われた状況での対応（化学剤でもほぼ同様）は次の様にする。

- ①身に覚えのない不審物に触ったり、臭いを嗅いだりしない。
 - ②差出人不明や無記名、身に覚えのない郵便物や宅配便には特に注意し、中味を開けない。
 - ③万一、不審物や不審郵便物等を開けてしまった場合は、室内に居る時においては、窓を閉め、拡散防止のため空調・エアコン・扇風機や換気扇を止め部屋の外に避難する。
 - ④不審物あるいは不審者を目撃した場合、その前後に居た人、居なくなった人を記録しておく。
 - ⑤不審な加湿器等が有る場合は、コンセントを抜き、部屋から退避してドアを閉める。
 - ⑥容器などから内容物露出している場合は、ビニール・紙等で覆い拡散を防止する。
 - ⑦退避後、身体で手と露出した部分は、流水で十分洗い、うがいをする。
 - ⑧可能であれば衣服を全て脱ぎシャワーを浴びる、脱いだ服はビニール袋に入れ口を縛る、新しい服装に着がえる。
 - ⑨警察に110番通報し状況を詳しく伝え、指示されたように行動する。
- 「白い粉」…2001年9.11テロの約1ヶ月後、米国における炭疽菌テロでは、メディアや上院議員宛てに郵便物を送付し、開封して舞いあがった白い粉を吸い込んで発病した。この白い粉の正体は、タルク（滑石：ベビーパウダーや化粧品等にも使用される）であったが、この場合の初動検査は、スクリーニング（ふるい分け）が実施され、ニンヒドリン反応試験（試薬を添加して加熱）で紫色に変色すると陽性となり、微生物の混入の可能性があるため再度専門的な検査が行われる。
- 市民生活での感染予防の方法…①流水での入念な手洗い。②マスクをする、咳やくしゃみをしている人は飛沫感染防止のため。③不特定多数の人が集まる場所はできるかぎり避ける。④ドアノブ等は家庭用塩素系漂白剤で消毒する。⑤国立感染症研究所や外務省のHPを日常的に確認する。

おわりに

バイオテロを題材にすると、必然的に微生物や公衆衛生的な面での記述が8～9割を占めてしまい、健康管理などの視点中心となるので興味を抱かない方も多数であると思ひながら、3回連続にも渡り、掲載させて頂いたことに感謝したい。さて、今回このテーマでの資料調査にあたり、大変問題となる点が幾つかあった。まず、我が国では、非常に危険なウイルスを研究する施設

「BSL-4」が長期に渡り稼働されていない現状である。このことについて厚生労働省^{*24}に問い合わせたところ、日常的に一類感染症の様なウイルスの病原体を常備して研究を継続することが、不可能ということであって、国内で当該感染症が発生すれば即、検体の同定は実施可能であるとし、さらに、感染研等の研究者を米国や諸外国に出張させてスキルの向上を図っているとの事であった。しかし、新興微生物やウイルスが突然変異して強毒化する可能性も危惧されており、日々の多角的な研究は必要である。政府は、他の国の世界標準とは大きく立ち遅れている現状を広く国民に周知させるべきである。次に、我が国では、感染症専門医を志す医学生が極端に少ないという。これに対して米国での医学校では、バイオテロをはじめとする感染症対策を危機管理教育に位置づけ、政策提言として積極的に実施している^{*25}。実際、筆者が昨年、幾つかの大学医学生に聞き取った結果（4大学、16名）、感染症に興味のある者は0名であった。ここで唯一の救いであったのは、防衛医科大学校の学生（8名）は全員が興味あるとし学習意欲も高いようだ。文科省所管医学部よりも基礎課程での感染症に関する授業時間が多いと言う。実際、国際平和協力やバイオテロ時には最前線で任務にあたるので必然的であろう。

やはり、この分野においても総括的な危機管理体制の強化が強く望まれる。

そもそも、我が国には政府、行政、国会・地方議員等が、全ての分野において安全保障および危機管理に対する認識と理解力が非常に低く甘いと感じる。このため、国民の大多数は、このことに全く興味を示さないし、政策上の要求も非常に少ないように思う。

最も重要なことは、安全保障と危機管理は正式な学問の重要な分野として国家最優先政策に位置づけ、教育、研究と検証を推進しなければ、近い将来、この国は、亡国への道を更に駆け下りることになる。

参考文献等

- 15) 厚生労働省 「感染症指定医療機関の指定状況」（平成22年4月1日現在）
 - 16) 同 上 「新型インフルエンザガイドライン（平成21年2月）」医療体制 60項
 - 17) 同 上 61項
 - 18) 同 上 「天然痘対策方針（第5版）」 12項
 - 19) 同 上 24項
 - 20) 埼玉県疾病対策課、東京都福祉衛生局、神奈川県保健福祉局（2011年6月：電話照会）
 - 21) 厚生労働省 「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について（第1次案）平成20年9月」 6項
 - 22) 同 上 7項
 - 23) 理化学研究所広報室（2011年7月：電話照会）
 - 24) 厚生労働省大臣官房 厚生科学課危機管理室（2011年7月：電話照会）
 - 25) 秋山 健一 「感染症危機管理シミュレーション訓練の研究」（平成21年度 総括研究報告）
- 参考）倉根 一郎 「BSL - 4施設を必要と新興感染症対策」（平成18年度～20年度）

歴史に学ぶ 危機管理と安全保障 [I] — 20 世紀の検証から三人の独裁者の野望を観る —

鹿島防人の会顧問
当学会 会員

紫村 勉

日本を見たフランス人の知性と感性

昭和 20 年 (1945 年) 未曾有の敗戦国ショックから必死に立ち直ろうとする日本に吹き荒れた赤い旋風、狂気の階級闘争史観からの革命騒動は、わが国に古来より伝わる美風の文化を解体する役割を、独裁者からの強烈なメッセージとして受止めた日本人は、21 世紀にいたってもその亜流の活動を繰り返している。

中世ヨーロッパの歴史にある、イギリスとフランスの王家の領土紛争から生じた百年戦争は、劣勢のフランス軍に突如現れたオルレアン少女ジャンヌダルクが、神の啓示を受けたとして先頭に立ち、フランス軍を勝利に導き聖女と謳われたが、フランス軍の内部抗争からイギリス軍に引き渡され、異端審問にかけられ、魔女として火刑に処せられた。ジャンヌダルクの名誉回復は 24 年後のこと、現在は愛国者として処刑地ルーアンで命日に聖ジャンヌ祭が毎年執り行われているが、人間の歴史の栄光と悲劇が同時に重ねられ、フランス人が有する豊かな感性の栄光と挫折がこの戦争に凝縮されている。

感性に走りやすいフランス国民の平衡感覚は自由、平等、博愛を勝ち取ったフランス革命後その反動としてのナポレオンによる僭主制の歴史が見られる。

19 世紀のフランスの文化面では画壇に開花したクロード・モネの [睡蓮の池] に代表される印象派の画家セザンヌ、ルノワール、ドガの巨匠たちは、第二回パリ万国博覧会において江戸時代の版画家北斎の自画像などに魅了され、大きく影響を受けた。

わが国が永年蓄えてきた絵画文化が、フランス人を通じて世界に注目された。詩人萩原朔太郎による日本人のフランスへの憧憬と同じく、時代をこえてフランスの印象派の画家達にも日本への強烈な憧れがあったと思われる。

時代は移り二十世紀にはいり、次の言葉を遺したフランス人がいる。[私がどうしても滅びて欲しくないと思う民族がある。それは日本人だ。彼らは貧

しい、しかし高貴である]。詩人でありフランスの外交官ポール・クロードル (1868 ~ 1955 年) 氏だ (産経新聞論説委員 石井英夫氏 正論のエッセイから)。経済至上主義の現在の日本国民にとって耳の痛い言葉であるが、この至言を如何に活かして品格ある国家の構築に役立てねばならない。

また、この度の東日本大震災は、大自然が日本民族に与えた一大試練、そしてこの事態を天譴として歴史に刻み込み、将来にわたり自然との共存、その思恵を享受し、民族の尊厳をかけて立ち上がることが肝要である。

時代に翻弄されるのが人間の弱点であれば、歴史に学ぶことが人間の叡智とされますが、現在は、[武士は食わねど高楊枝] の侍の気概もうすく、そして [和魂洋才] をもって開国へと邁進した明治維新の先賢達に比して、大東亜戦争後の東京裁判により断絶された [国史] は、20 世紀に吹き荒れた虚構の唯物史観により日本人の和魂は風前の灯火となっている。

また、唯物史観を上回る中国の共産党の執拗な詐術史観は、独裁者の権力に媚態をさらす朝日新聞を先頭にするマスメディアと信念なき政、官、財の同調者達によって、歴史の教訓にある亡国への道に進んでいるように見える。

20 世紀の戦乱の土台となった階級闘争史観即ち唯物史観を掲げたカール・マルクス自身が、19 世紀末に、[20 世紀は、共産主義という赤い妖怪が地球を駆け巡る] と逆説的の予言をしている。このマルクスの予言を冷徹に実行し独裁者の地位を築いたのがドイツにおけるアドルフ・ヒットラーと好敵手の旧ソ連共産党書記長のスターリン、そして共産党独裁のエピゴーネンを引きずる中国共産党の毛沢東の三人の独裁者であるが、彼らは 20 世紀の地球に何を遺したか。

そして強烈な個性を有し 20 世紀の前半を代表する 3 人の独裁者、ヒットラーとスターリンと毛沢東には同根の病弊がある。即ち他の独裁者と同じく [残虐] の二文字を共有していたことである。

20 世紀に際立った三人の独裁者

1 アドルフ・ヒットラー

第一次大戦直後ドイツは、社会主義革命（共産革命）を目指す集団の武装蜂起を鎮圧し、国民議会で民主的なワイマール憲法を採択し議会制民主主義になった。しかしワイマール憲法は、理想の憲法と言われながら、戦後の不安定な経済的な基盤と列強の狭間でドイツ国民は苦悩し、ワイマール憲法は理想と現実の矛盾を露呈した。

英仏による天文学的数字の賠償金とヴェルサイユ体制の締め付けは、ドイツ国民にとって超インフレと失業者の増加を招き、絶望的な課題であった。しかし、ワイマール憲法を起草したプロイスはユダヤ人法学者であり、ワイマール時代のドイツにおいては少数民族のユダヤ人は、その事により極めて自由を謳歌することができた。

独裁者になるには、古代からの支那（中国）などの歴史に見られる伝統的な易姓革命の皇帝（独裁者）のように軍事力によるものであるが、ナチスによるドイツ第三帝国の成立は憲法の制度的欠陥を巧みなヒット演説と国民の不満からくる大衆心理をつかむ宣伝戦略で支持を拡大した。さらにアーリア人であるドイツ国民の人種的優越性を説いた。これは、ヨーロッパ世界に根強い反ユダヤ人感情を増幅させ、アウシュビッツの悲劇などのホロコースト（大虐殺）につながることであった。

第一次世界大戦において名も無き一兵士に過ぎなかったヒットラーが短い歳月で異常な才能を発揮させたナチスの総統（大統領、首相、党首）という絶対権力者の地位を得た時代と国家間及び民族間の棚（しがらみ）は、21 世紀の初頭の世界において未だ解決していない。

ヒットラーによる残虐な犯罪は、ユダヤ人、そして人類にとっても蛇蝎のごとき固有名詞である。しかし人間の欲望剥き出しの第一次世界大戦は、敗者への賠償金とヴェルサイユ体制に見られるごとく列強間の植民地争奪戦は継続され弱肉強食の反省を試みる余裕などはなく次の大戦の足音さえ聞こえるに至った。

第一次大戦後の失業と天文学的数字のインフレに苦しむドイツ国民の苦悩を背負うヒットラーは米、英、仏のようにブロック経済を成立しえず、後発国たる日本、イタリアと同じく国家社会体制のシフト

をとらざるをえなかった。「恵まれた国」と「恵まれない国」の対立軸を鮮明にしていっていった。

しかし、ヒットラー独裁体制と同じと論述した東京裁判の便宜的な判決には、日本人として承服しがたいものがある。またもう一人の独裁者スターリンとの独ソ不可侵条約に見られるご都合主義の盟友関係から一転して独ソ戦に入った独ソのライバル関係は、日本の外務大臣をして「不可解なり」と発言したが、日本の外務省の情報分析能力の幼稚さを暴露したようなもので、真珠湾攻撃時の開戦通告の遅れによるあの外務省の歴史的怠慢への反省は一言もなく、外務省の「甘えの構造」は現在の中国の独裁者に対し媚態を曝し、熾烈な外交戦を戦う気概を喪失し、すでに外交権を放棄していると言わねばなりません。

2 旧ソ連とスターリン

ドイツの敵国であったイギリスの喜劇役者チャップリンに風刺された「独裁者」ヒットラーに三分の利を許すならば、ワイマール憲法の欠陥から生まれた合法的な独裁者である。

哲学者カール・ヤスパースが祖国ドイツを想い述べた「戦争は一国のみで行われるものではない」とする所謂わが国にある「喧嘩両成敗」の気風は未だ国際的には認知されていないが、階級闘争を是認する共産革命の申し子独裁者スターリンには、第二次大戦の勝者の咎に彼の悪事は隠蔽されがちである。

革命の反動からくる粛清の嵐を生き延びたスターリンの性格は、冷酷無情と狡猾さを備えもっていた。彼の死後、後継者のフルシチョフによって暴露された「スターリン批判」とノーベル賞作家ソルジェニチンによって、自国と支配国（衛星国）を收容所列島と呼ばせた旧ソ連後継独裁者たちとの世界赤色革命の野望とその虚構の壁は瓦解した。しかしマルクスの虚構の理論「共産主義」を最終の政治制度として信じたわが国を始め世界の似非学者とマルクスの理論（資本主義の成熟した社会にのみ共産革命は成立する）に反する低開発国に無責任に革命や戦乱だけを強行輸出していた共産主義の同調者たちの愚行は最も弾刻されるべき 21 世紀の課題である。

血の粛清に始まるスターリンの残虐行為は、盟友でもあり生涯のライバルとなったヒットラーとのポーランド分割をめぐる策謀は、「カチンの森におけるポーランド軍将校 4,200 人以上の虐殺」をはじ

め、自国民、外国人を問わず熾烈をきわめた。特に、わが国に対しては、日ソ不可侵条約を一方的に破り刑務所を出所したばかりのやくざ部隊で編成された兵士とは名ばかりの集団を先頭にして**旧満州や樺太に侵略**、略奪暴行の限りをつくした。その時のスターリンの激しい檄は、「日露戦争の仇を打て」との指令がとばされたと言われる。さらに日本軍将校の65万人におよぶシベリア抑留と6万人以上の死亡などの理不尽なる行為は正義のかけらもなく、ロシア人の貪欲さはどさくさに紛れて掠め取る技も心得ていて、こそ泥棒の正体もあらわにして居座り、わが国に帰属する北方四島を実力支配している。

政治制度は変わっても伝統的なロシア人の無頼漢の体質は同じである。ロシア革命の祖レーニンが「ウソも百回繰り返せば真実になる」と嘯(うそぶ)いていたように、スターリンもまた広大な国土と衛星国に鉄のカーテンをはりめぐらせ共産主義にいたる社会主義の優位性を強調するプロパガンダに終始し、アメリカ政府中枢部と世界中にスパイ活動の拠点を設けていた。

さらに独裁者としてのスターリンの執念は、レーニンの一歩の後継者であった政敵トロツキーの亡命国メキシコに刺客を送りトロツキーを暗殺した。異常な猜疑心の持ち主独裁者スターリンの日常の姿がこの事件に象徴されている。

第二次世界大戦が終わると独裁者スターリンは、国民に向けて、「我々は、次の戦争の準備をしなければならない」と述べた。共産主義による世界制覇(世界赤化計画)を究極の目標としたものである。

ベルリン封鎖から米ソ冷戦の時代に突入すると1949年8月ロシアセミパラチンスクの砂漠でソ連邦最初の実験が行われ世界中が驚嘆した。

1950年6月25日未明には朝鮮半島にスターリンの支持と援助を受けた北朝鮮軍による南への怒涛の進撃が始まる**朝鮮動乱**が勃発した。**米ソ冷戦の代理戦争**がインドシナ半島、アフガニスタン、トルコ、ギリシャばかりでなく、アフリカ大陸、中・南米大陸の国々へと飛び火し、それは第三次世界大戦と呼称しても不思議でないほどの戦乱と飢餓をもたらした。

スターリンを鋼鉄の人と称えた共産主義者たちと同調者たちは、スターリンと彼の後継者たちが20世紀の地球に残した赤い爪痕がいかに深いものであるか今は検証することができる。

3 共産主義の垂流を検証する毛沢東

独裁者毛沢東は、彼の風貌と風体からは想像もつかぬ戦略と残忍さを兼備する独裁者である。歴史上繰り返されてきた中国易制革命からくる独裁者の孤独感と革命の反動すなわち革命の功労者達の処遇(肅清を含め)を伝統的に身につけていたものと思われる。また魯迅の小説にある阿Q的性格の中国人民の統治には、力(軍事力)が一番であることを熟知する独裁者でもあった。

毛沢東が常々口にした、「政権は銃口より生まれる」は、「馬上天下をとる」と同じく軍事力こそ皇帝(独裁者)になる必須の条件であることを熟知する故に、毛沢東は当時、餓死者1000万人を越えるとも言われた飢餓人民を国内にかかえていても核開発に固執し世界中の批判をものともせずゴビの砂漠で核実験(1964年10月)を強行して世界で5番目の核保有国となり、近隣諸国へ核恫喝を厭わなくなった。

強烈な革命(内乱)を生き延びる独裁者への道は、平坦なものではない。軍事力ばかりでなく、強烈なカリスマ性をもつ個性と残忍な性格、強運を齎すような歴史的背景を持ちあわせねばならない。

清朝末期に、[眠れる獅子]から、[眠れるブタ]へと揶揄され、列強の餌食となった中国の20世紀前半、不完全燃焼の辛亥革命は、中国各地に軍閥が勃興し収束のつかない内乱の時代に入った。わずかに軍事的優位さと、孫文の後継者たる蒋介石軍が、中国進出を企図するアメリカの援助をうけ、様々な口実をもうけて日本軍と対峙した。

盧溝橋事件(1937年)を始め、直後に起きた邦人殺害の**残忍な通州事件**などは、事変拡大を目論む八路軍(中国共産党軍)兵士が国民党軍に入り込み策謀し実行したものであった。1936年におきた張学良の裏切りから生じた**西安事件**(蒋介石軟禁事件)は、コミンテルンの指令と巧妙な心理作戦により第二次国共合作となり、新たな抗日戦が共産主義者の思惑どおりに進展した。

[敵の敵は味方]の譬どおり八路軍(毛沢東率いる中国共産党軍)は、宿敵蒋介石率いる国民党軍を抗日戦の全面に出して、自分たちは後方にいて最後まで日本軍と戦う姿勢を見せず、兵力を温存する戦略であった。これによって毛沢東は、蒋介石軍との中国内乱に勝利し、「共産党政権を樹立できたのは、

あくまでも日本軍のお陰である」と毛沢東自身何度も告白している。日本は、謝罪など一切無用のはずであるが、日本の政、官、財のリーダーたちは強権の独裁者に媚態をさらすばかりである。日本のリーダーに国益を意識しているのか問いたしたい。

国民党軍との内乱に勝利した八路軍は、れっきとした中共軍（中国人民解放軍）と呼称されるようになった。1950年には突如勃発した**朝鮮動乱**において国連軍の介入から北朝鮮の劣勢挽回のため中国にいた朝鮮族を主体とした人民義勇軍（人民志願軍）を編成し、米軍主導の国連軍と対戦した人海戦術の恐怖が世界中に伝播されたのである。

旧式で劣勢の兵器装備にも拘わらず兵員力ではるかに国連軍を凌駕する人海戦術は、両軍の戦闘において膠着状態となり、毛沢東の計画通り無尽蔵の人的資源を使ってアメリカ軍を疲弊させることにあった。

その目的は成功し、動乱勃発時の三十八度線を前後して両者はようやく休戦に同意したが、これは戦争の終結ではなく休戦状態が半世紀を経過する異常な戦争が継続していると言わねばならない。

スターリンと毛沢東が作り上げた異端の共産主義国家、金日成王国も二代目から三代目へと世襲され

ようとしている。

スターリンと毛沢東この2人の独裁者の遺産とも言ふべき北朝鮮に対しても、毅然とした外交姿勢で対応しない限り、独裁者金正日の核に日本はますます翻弄されるばかりである。

〔富の公平な配分〕を主眼としたマルクス経済学をマルクス自身が信用していなかったのと同様に、共産党一党独裁の毛沢東も、レーニンも、スターリンもこの事を信じていなかった。労働価値学説を主にして富を分配する国家権力の座に執着し、権力の格差を極限まで拡大し反体制派に対し生殺与奪の権力を乱用したのであるが、〔権力は必ず腐敗する〕の歴史に見られるように、ソ連邦の崩壊も共産主義という巨大な官僚国家の腐敗と矛盾を露呈して、1991年に70年に及ぶソヴィエト共産党の歴史に幕を閉じた。

〔一国二制度〕なる摩訶不思議なスローガンを掲げる中国共産党政権も、その腐敗の権力構造が伝統的な易姓革命の内乱の恐怖に中共政権の現在の幹部たちは脅えている。**ユダヤ民族**は、強力なローマ帝国の外圧により滅亡、流浪の民族となったが、**漢民族**は、腐敗による内圧（革命・内乱）によって世界中に民族が拡散する歴史的宿命をもっている。

コラム・・・・・・・・・・辛口・甘口・への家口

アルカイダ、不透明な脅威に ——今後の国際テロ情勢の傾向——

清和大教員・当学会研究員 **和田 大樹**

国際テロ研究に基づけば、今後のアルカイダについて以下のことが言える。

ビンラディンの死はアルカイダの終焉を意味せず、より地方分権型の体系に変化していく。もはや同時多発テロの再現は、現在のアルカイダには難しいだろう。アルカイダはさらに地域的なアルカイダ組織、イスラム過激派、過激化した個人に依存せざるを得ない。したがって、アルカイダ自身も引き続き、自ら過激化した個人によるテロ攻撃を積極的に呼びかけていく。

テロ事件もより小規模な、費用が掛からないも

のになる可能性が高く、アフガニスタン、パキスタン、イエメン、ソマリアは依然としてアルカイダにとって好都合な環境である。

“アラブの春”はアルカイダの信念や戦略にダメージを与える一方、活動できるスペースを与えてしまった事が懸念されている。アルカイダの脅威はより不透明なものになった。

我々国際社会は依然としてこの不透明な脅威に対し、培ってきた国際テロ対策を継続しなければならない。

日本がサイバー攻撃された日

ラックホールディングス株式会社執行役員
サイバーセキュリティ研究所長

伊東 寛

これはフィクションである。本ストーリーは近未来の話で、例えばいろいろな組織等がサイバー攻撃に関する適切な準備をしていなかった世界でのお話である。だが、可能性はある。ここで描かれた攻撃などは実際に過去に世界のどこかであったか、現在の技術力で実行可能なものばかりであるからだ。

なお、本ペーパーは攻撃者にヒントを与えるものではないし、まして誰かを批判するためのものでもない。日本のサイバー関係者の皆さんにいろいろ考えて頂き、それがなんらかの警告となればという思いで記述したものである。自衛隊に関する部分は秘密の漏洩にならないように多少変えてあるが、その他にも事実と違う、あるいはそのままという内容があったとしてもそこに拘泥せず、本質的な所をくみ取って頂ければ幸いである。

その日も、普通に夜が明け、秋の爽やかな風が吹いていた。すでに朝の通勤ラッシュの時間となっている。出勤する人々が駅に向かって歩いている。

突然、なんの前触れもなく信号機のランプが消えた。停電が起こったのだ。311で停電に慣れている人は某巨大電力会社のことを口の中で小さく罵りながらもまだあまり驚いてはいない様子である。

信号の消えた交差点で自動車同士があやうく衝突しそうになる。駅では誰もが半ば予想はしていたとおり電車も止まっている。駅員も状況がわからないらしく、詰め寄る人に適切な答えはできない。

駅周辺の道路ではすでに渋滞がはじまっていた。

やがて、駅の周辺は電車待ちの人で溢れ始めた。気の利いた人は、さっとタクシー乗り場へ向かった。一方、それに出遅れた人は、すぐにタクシーもなくなるし、どうせ道路は大渋滞だと、遅れをとった自分をなぐさめていることだろう。

多くの人が職場に連絡を取ろうとしているが電話は通じない。

みんな、まずいなあと思ったが、まだ、ほとんど

誰も動じてはいない。落ち着いて、どうしようか考えている。

携帯でネットにはいると、それは上手い具合に機能している。ソーシャルネットワークサービスのひとつである、ツイッターで状況をみると、ものすごい勢いでつぶやきがふえている¹。かなり停電の範囲は広く、交通機関はすべて止まっているらしいことがつぶやきからわかる。

と、つぶやきの中に「拡散希望。原発事故が発生して放射能が漏れています。直ちに東京から避難してください。」というつぶやきがある。原発事故？福島1号原発か！あれはとっくに収まったのではなかったのか？ツイッター上では、「放射能に注意！」とかがりツイートされている。

駅の周りでは、さきほどのような、なかば諦めたような落ち着きが消え、そわそわしている人が増えてきている。すでに小走りの人もいる。

電話は相変わらず通じない²。

突然、誰かが、大声で叫ぶ。「大変だ！原発が爆発した。速く逃げないと、放射能がくるぞ！」周りの人が凍り付く。が、日本人らしい落ち着きでパニックはおこらない。が、かすかな不安感が広がっていく。そもそも原発が爆発って、いったいどこの？爆発し

注)

¹ 先の震災では、ソーシャルネットワークサービス（SNS）は、電話が繋がらない被災地との情報のやりとりや、各分野の専門家、官邸や東京電力などがそれを利用して連絡を取ったこと、TVでは伝えきれない正しい情報を素早く拡散した等、重要な役割を果たした。

² 電話が通じなくなる理由として、停電もあるが、その他に予想されるサイバー攻撃手法のひとつとして、マルウェアに感染したスマートフォンが一斉に電話をかけ始め電話回線を輻輳させるというものが考えられる。このようなマルウェアを作ることは極めて簡単である。また、このようなマルウェアに感染させるにはSNSを利用するのが容易であろう。

たとしても福島原発跡地でさえ、200キロは離れているのに。周りの様子はだんだん、おかしい雰囲気になっていく。311の時とは違う雰囲気である。

遠くでサイレンの音が響き、不安をかき立てる。

ネットの情報では原発が爆発したらしいとの書き込みがなされている。

と、おそらく、同じようにネットの情報を見て不安に駆られたのだろうか、渋滞中の車列から強引に抜け出し、路肩を走り抜けようとした車が、出会い頭に別の車と衝突。大音響を立てる。これが人々の心のスイッチをいれてしまった。一部の人々は一斉に走り始める。でも、どこへ？

あちこちで、パトカーや救急車のサイレンの音が響き渡っている。遠くでは黒煙が立ち上っている。火災が起きているのだ。

この時、社会の中核部門では、もっと悪いことが進行中だった。

兜町の取引システムがダウンしてしまった³。銀行システムもダウンしており、こののち、大きな騒動に発展するだろう。攻撃はDDOS攻撃⁴とあらかじめシステムに仕込まれていたコンピューターウイルスの時限爆弾の双方から行われているようである。

これらの大規模システムのあるものは、組織の発展と共に接ぎ木細工でシステムが巨大化しており、全体の最適化が出来ていない上に、全体像を把握している者もおらず、その性質上、ほとんど停止させることなく稼働しながらシステム移行を繰り返してきたので脆弱性が排除されきっていないのだ⁵。さ

³ 2005年11月1日、東京証券取引所でシステム障害により全取引が全面停止したことがある。原因はプログラムミスだったようだが、大規模なプログラムは何もしなくてもこうして障害を起こすことがある。それを意図された場合は？

⁴ 目標のサーバーに対して過負荷になるように大量のアクセスを行う攻撃。2007年のエストニアへのサイバー攻撃においては、1週間にわたり銀行業務が停止させられている。このようなアクセスは正しいアクセスと区別することが困難なために防ぐことが極めて難しい。

⁵ ちゃんと動いているからという理由で、いまだにWindows98（すでにメーカーサポートが終わっているし、これ用のアンチウイルスソフトも無い。）を使っている銀行システム端末をごく最近見たことがある。換装するには多額の経費がかかるからわかる気もするが、危険だ。

らに、システム構築も、古き良き時代は、例えば10人のチームであると、9人の銀行員が特訓を受けてシステム構築にあたり、外部からの専門家は1名という感じであった。しかし、最近ではコストダウンのために、一人の銀行員が運用者として参加する程度であとは9名の外注のソフトウェア専門家がシステムを作るような体制になっている。これでは巨大化したシステムの細部を客観的に点検することも難しい。もとより製作の段階で安全なプログラムを作ろうという思想は乏しく、とにかく安くしなければならなかった。システムは、まず動くこと。次いで、お客様が使いやすいこと。これしか重点ではなかった。さらに悪いことに、実際にプログラムを記述する仕事は下請けや孫請けに行き、それは人件費の安い中国など外国に依存していた。つまるところ、誰も、こういうシステムのプログラムの細部に何が書かれているかを完全には理解も担保もしていなかったのである。もし外注したプログラムの中に何か仕込まれていたらとは誰も考えなかった。いや、考えたくなかったのだ。

銀行は攻撃を受けてこれ以上損害が出るよりも、一時的に業務を停止することを選んだ。

防衛省の中核システムが停止した。警察、消防の指揮系統システムも機能不全を起こし始めていた。これらのシステムは、基本的には外部のシステムと接続しておらず、それが故、ウイルスやハッカーからの攻撃という問題は起こらないと考えられていた。しかし、そのために、システムを守るための仕組みは予算カットされてしまっており、十分なシステム防護の体制は出来ていなかったのだ。また、外部と繋がっていないために、いわゆるパッチ情報、すなわちOS等の脆弱性をふさぐデータをリアルタイムで受け取ることが出来ず、脆弱性の存在が一般に知られたままの古いバージョンのOS上でシステムが稼働していたのが弱点を形成していた。

外部と繋がっていないにも係わらず、なぜこのようなシステムにウイルスが入り込んでいたのか。悪意がある攻撃者ならいくらかでもその方法は考えつくだろう。ウイルス入りのUSBメモリ⁶を組織内

⁶ USBメモリを利用して広がることのできるワーム、Confickerの記憶はまだ新しい。これは、いろいろな被害をもたらしたが、例えば、イギリスマンチェスターでは一時的に駐車違反の切符が切れなくなったという。

部に落としておく（拾った誰かが無警戒に端末に差し込んで中を見たら終わり。）誰も見ていないネットワークの有線に勝手に無線 LAN の装置を繋いでしまう。

そもそもこれらのシステムが外部と接続していないというのは本当だったのだろうか。不心得者が勝手に PC の無線 LAN 機能を使ったりした結果、思わぬネットワーク上の裏口があったりしたりはしないのだろうか⁷。

もちろん、これらの官庁等では、すべてのシステムが脆弱であるというわけではなく、真に重要なシステムはそれぞれ必要な防護体制が取られていたが、そのシステムが生きていても、その他の補助的なシステムが潰れてしまえば、やはり組織全体での効率的な運用はできなくなり、やがて将棋倒しのよう組織の機能不全が広がっていった。

この頃、自衛隊のサイバーセキュリティに責任を有するサイバー空間防衛隊では、防護担当者が、電話を使って関係部署に指示を出そうとしていたが、内部の電話システムは数年前に IP 化されており、これはすでに他のシステムと同じく機能不全に陥っていた⁸。また、一般電話も携帯電話を含め通じなくなっているため、システム関係者の相互調整や指示伝達ができなくなっていた。

こうして、ばらばらになった各システム部署がそれぞれに連絡を取り合おうともがき続ける中、だれも全体像がわからなくなり混乱は広がる一方であった。

数時間後、自衛隊の各駐屯地に緊急用として用意してあった野外用の大型無線機が稼働し、ぎりぎり数カ所とは連絡が取れるようになったが、それも状況の悪さを再認識するのに役立つ程度であり、混乱の収拾にはまだまだほど遠い状況である。また、この数少ない連絡手段の使用権は運用部門が握っていたために、状況を把握しようと必死のこれらの部門の利用が優先され、システムを回復させようというシステム部門が利用できるようになるのは、いつのことになるやら、まったく見えない状況である。

⁷ 民間での事例であるが、ある会社で誰も知らないうちに勝手なサーバーが社内ネットに繋がれており、それは外部に向かってその会社の技術データを送っていたとの話がある。

⁸ IP 電話はコストダウンには良いが、IP 網が使えなければ勿論、使用不能となる。

あちこちの重要システムが落ちたことで、それぞれのシステム管理者達は、バックアップシステムに切り替えを図ろうと努めていた。が、電話も通じない状況である。バックアップシステムが郊外のデータセンターにある組織もあったが、そこへの連絡も取れず、リモートからの操作も全くできなくなっていたため、手に終えない状況が続いていた。

地方の化学工場で大規模な爆発が起こったのは、お昼頃であった。工場にあるプラント制御システムが異常を起こし⁹、原料の輸送パイプラインの出口ではバルブを閉め、入り口では全力でポンプが動いて危険な化学物質を流し込んだのだ。やがてパイプラインは破裂し、流れ出した化学物質は引火して大火災を発生した。消防車が大渋滞の中、工場に着く頃は、化学火災は手が付けられない状態になっているだろう。

やがて、危険な毒性ガスが漏れ始めた。しかし、近隣の住民への適切な情報提供はなされないまま時間だけは過ぎていく。

これは始まりにすぎなかった。同じような制御ソフトを使っている各地の工場と同様の問題が発生。トラブル対応に失敗した所では、同じような事故が発生しはじめていた。

政府は、国民に冷静を呼びかけようとする。そのひとつとして、政府のインターネット広報ページを利用しようとした。そこには、国民に冷静を訴え、力を合わせてこの災害を乗り切ろうという首相のメッセージが書かれていた。いやそのはずであったが、すぐに、何者かにより、その内容はまったく別の、却って不安をあおるような内容に書き換えられてしまった。

あいかわらず、ツイッターなどのインターネット上では、流言飛語、デマが飛び交っている。これは、何者かが意図的に、大規模に流しているのだ¹⁰。しかし、どれが真実でどれがデマなのか、誰にも判

⁹ 例えば、産業システム制御ソフトに対するマルウェアである Stuxnet は、イラクの核工場において遠心分離機の回転数を巧妙に制御することに成功した。（2010 年）

¹⁰ サイバー心理攻撃とでも呼ぶもの。Twitter 上で拡散するデマを勝手に書き込むワームや、信頼済みアカウントを乗っ取って嘘を書きこむ攻撃などを想定。

断できない。攻撃者¹¹が、あちこちのシステムを落ししながら、ネットワーク上の情報共有システムだけは生かしておいたのは意図的であったのだ。

さらに驚いたことに、日本発を装ったDDOS攻撃が、アメリカ及び中国、韓国に対して行われ、中国及び韓国の両政府は激しい口調で日本を非難した。実態がつかめきれない日本外務省は、完全に両国に主導権を奪われ右往左往するのみである。

両国の警告と要請に応じる形で、アメリカ政府は一時的に、日本とのインターネット接続を遮断、日本のインターネット接続はアメリカへの太いパイプとその他アジア、ヨーロッパへのやや細いパイプからなっていたが、それが失われた¹²。

こうして日本のインターネットは海外との繋がりを失い、メールはもちろんのこと、海外との商取引を始め、データ送信など各種の接続が断たれて、日本はサイバー空間上で孤立した¹³。クラウド¹⁴に依存していた企業はまったく操業不能となった。

政府は、サーバーを国外に移設したり、民間の特別なサービス¹⁵を利用してこの危機を打開しようとしたりしているがその効果はすぐには出ていない。

このころには、上記の国外からの接続が遮断されたこと¹⁶とあいまって、政府機関等のホームページ等を攻撃している国内のボットを切り離す作業が進み¹⁷、一部のシステムの普及が始まったが、復旧す

べきサイトがあまりにも多いためにいったいつ平常になるかは誰にもわからないままである。

停電はまだ復旧しない。これは、スタックスネットと同じような手法で、ある発電所の発電機の回転数制御プログラムに手を加え、異なった周波数で電力を発生させ、これを正常な電力網に接続したために、逆流した電流が発電機のブレードを吹っ飛ばしたものと見られている¹⁸。そしてひとたび、電力系の一部で不具合が発生すると、将棋倒しのように、電力網は機能を失っていったのだ。

しかし、この頃、最も恐ろしいことが、ある原子力発電所で起こりつつあったことを、まだ、誰も気がついていなかった。

この先、どうなるのだろうか？

おわりに

サイバー攻撃の恐ろしさは誰が何のためにどうやっておこなっているのかが判然としないことである。また、現在の技術では攻撃側が常に先手を取っており、事前に万全の対策を行っておくことは極めて難しい。したがって、事前の対策・準備を十分に行なうことは当然であるが、さらに、事件が起こった場合にどう対応するのか、例えば、侵入を早期に探知し、被害の拡大を食い止め、原因を特定して適切な対応を行うとともに、いかに早く復旧するかなど、事件発生を前提とした計画を用意しておくことが必要である。また、攻撃はおそらく想定外の要領で行われるので、対策には十分な柔軟性を保持しておくことが肝要であろう。

本ペーパーが、日本へのサイバー脅威への警告となれば幸いである。

¹¹ 攻撃者が判然としないというのもサイバー攻撃の恐ろしい特色である。過去のこうした事案、エストニアやグルジアでも攻撃者は判明していない。

¹² 日米のインターネット接続の切断は、アメリカにも多大な影響が出ると思われるため、実際にこうなるかどうかは不明であるが可能性はある。

¹³ このような攻撃、いわゆるサイバーバリケードは、2008年にロシアがグルジアに侵攻した際にも行われた。今回の要領はそれを遙かに越えるものとして記述している。筆者はあり得ると考えるからだ。

¹⁴ クラウドは、通常、コストを下げるために世界中のどこかに、依頼元会社のコンピューター関連機能やデータを置いている。

¹⁵ このような負荷に対応するためにインターネット上の負荷分散を行うシステムを有している企業がある。

¹⁶ 海外からのDDOS攻撃や、国内のボットを制御しているハーダーとの接続が切れる。

¹⁷ ここでは対処が行われているように書いていたが、実際には、現在、そのような枠組みは十分にできてはいない。プライバシーの侵害等を恐れて、各ISPが流れるパケットの監査や遮断に積極的ではないからである。

¹⁸ 米国、アイダホナショナル研究所において、これが可能であることが2007年に実験により示されている。

¹⁹ イランの原子力開発を阻害するためのマルウェア(スタックスネット)は記憶に新しいが、原発の制御システムもつまるところコンピューターソフトで動いている。

第7回通常総会報告

去る5月19日、グランドヒル市ヶ谷にて、当学会「第7回通常総会」を開催した。冒頭、全員で東日本大震災の被災者に哀悼を込めた黙祷の後、渡辺利夫会長が以下のように挨拶。

「3・11以降、2か月が過ぎ、9・11米国同時多発テロになぞらえて、マーチイレブンという方もいます。戦後、政治・経済や社会全体が大きく転換して経済成長を実現してきたが、長引く不況の中で、食べるに困らない現状に甘んじ、内向き志向で寡黙に沈殿する若者たちの傾向も見られます。このままいけば2流・3流国へ転落するのではないか、という危機意識が広がっています。

それだけに、この学会の存在意義が問われる時代でもあり、最後の日本の転換に大いなる貢献ができるように頑張っていければ、と期待しています」

会長挨拶の後、二見宣理事長の司会のもとで、総会議事を開始、第1号議案から第6号議案までが報告された。

第2号議案(平成22年度の事業報告)では、年4回(各期)のセミナー、機関誌「安全保障と危機管理」の

二見 宣
理事長



発行、年1回のクライシスマネージャー養成講座および年1回の情報セミナー、年2回の現地研究会(陸自火力演習、空自入間基地及び化学学校、国会議事堂)毎月1回の運営委員会や情報部会の開催などが実施されたことが報告された。続いて第3号議案(第23年度事業計画)では、22年度事業に加えて、数々の研究部会の立ち上げなどの計画、第4号議案(役員選任)では安倍晋三氏を名誉会長に、山谷えりこ氏を顧問に予定、4人の理事新任などが報告された。6号案報告の後、議案は満場一致で承認され閉会した。

引き続き、「第22回安全保障・危機管理セミナー」(P6～10参照)、懇親会に移った。

第2回情報セミナー開催

生きる知恵そのものが情報

矢野 義昭

世は「情報化時代」。「戦略的意思決定」の重要性などということがよく言われます。しかし結局は、外界の情報を得て処理し、意思決定して行動し、その結果を確認して、次の行動に反映するという、一連のプロセスに過ぎません。情報は、このようなすべての生物、組織体の環境への適応過程の中で、絶えず循環しています。

地球上でもっとも長生きをしてきたのは、バクテリアなどの最も原始的な下等生物です。生き延びるために必要なことは、過度に複雑高度化することではなく、環境変化への適応力です。そのカギを握るのが、情報です。

信頼できる正確な情報を、どのようにして必要な時まで得て、外界の変化に対し適切な反応行動をとれるか、その結果をいち早く把握して、次の修正行動に反映させるか。そのようなサイクルをより早く、的確に回せる生物、組織体が結局、生存競争に勝ち残

れるのです。生きる知恵そのものが情報なのです。

本講座は、情報のそのような本質について、一般の方にもわかりやすく解説します。そのために、豊富な情報実務の経験をもった講師陣が、様々の専門領域の立場から、興味深いエピソードを交えながら、講義を進めます。本日本安全保障・危機管理学会は、安全保障や危機管理の実務経験者がその得た知識、経験を、広く一般の方に普及することを狙いとして設立されました。営利団体ではありません。そのため、受講料も低く設定されていますが、内容は豊富だと自負しております。

このグローバル化された「情報化社会」の生存競争を勝ち抜くためのノウハウと情報活動についての真に役立つ知識を、この講座を通じて、大いに学び取ってください。

日時：11月30日(水) 09:00～17:00

場所：金沢工業大学(港区愛宕1-3-4)

JSSC論文募集（下記要綱に基づく）

当学会では、学会および機関誌充実のために積極的な投稿を歓迎します。

1. 投稿資格：会員、または推薦を受けた者
2. 投稿内容：安全保障、危機管理に関する未発表のもの
3. 論文書式：
 - ア) 和文・A4版、横書き・6,000字以内（写真・図表含む）
 - イ) 第1ページに題名、著者名、連絡先（住所・Tel、Fax、メールアドレス）および所属・略歴（可能な範囲）添付

ウ) 写真・図表等は別途添付

4. 論文の送稿：

- ア) 電子メールによる
e-mail 送信先 futami@jssc.gr.jp
kazu.mitu@ac.auone-net.jp
（安全のため、CCで2箇所送ってください。）
- イ) 郵送、出力原稿、原稿データのCD・DVD
- ウ) 郵送先
〒105-0002
東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル11F
金沢工業大学 危機管理学研究室内
日本安全保障・危機管理学会事務局
機関誌担当 宛
TEL: 03-6450-1652 FAX: 03-5408-9443

ご寄付の御礼

当学会活動への支援とご協力に感謝いたします。

（23年4月1日から6月末まで）（敬称略）

浅倉 サカエ	10,000円
荒井 昭	4,000円
在原 政雄	10,000円
今泉 和義	4,000円
上田 愛彦	10,000円
勝田 悟	4,000円
鎌田 拓也	4,000円
斉藤 正行	2,000円
才本 武雄	6,000円
清水 富政	10,000円
田之上敏郎	10,000円
高井 三郎	10,000円
高橋 勝	15,000円
田代 正則	4,000円
谷澤 寅幸	6,000円
千葉 瑞圓	4,000円
堤 八束	4,000円
豊川 元男	4,000円
西田 隆一	2,000円
花澤 義和	34,000円
番匠幸一郎	20,000円
藤信 美紀子	4,000円
松田 光	1,000円
宮崎 貞行	10,000円
山田 和夫	4,000円
山田 正夫	4,000円
計	200,000円

ありがとうございました。

学会役員

（23年5月19日以降）

- 名誉会長：安倍 晋三（元内閣総理大臣）
- 会長：渡辺 利夫（拓殖大学学長・大学院長）
- 副会長：井上 幸彦（元警視總監）
- 理事長：二見 宣（元陸自 業務学校副校長）
- 副理事長：村木 裕世（元空自 第2術科学学校長）
- 古市 達郎（金沢工業大学 教授）
- 理事：高井 三郎（元陸自・教官）
- 藤本 正代（富士ゼロックス㈱）
- 古澤 忠彦（元海自 横須賀総監）
- 宮崎 貞至（元帝京大学 教授）
- 逢坂 啓一（元㈱荏原）
- 小澤 清治（元富士通㈱Gp 役員）
- 近藤 重克（元防衛研究所 統括研究官）
- 鬼塚 隆志（㈱NTTデータCG 顧問）
- 矢野 義昭（岐阜女子短期大学客員教授）
- 村井 友秀（防衛大学校教授）
- 佐々木 博行（㈱インテリジェンス・クリエイト社長）
- 落合 ひふみ（㈱アップスタート 社長）
- 藤岡 政博（㈱日本企業調査会 会長）
- 三林 和美（前・セキュリティ産業新聞社 社長）
- 佐藤 昭則（㈱NTTデータの保全責任者）
- 河原 昌一郎（農林水産政策研究所 上席主任研究官）

- 監事：改発 正隆（元石川島播磨重工業㈱ 監査室）
- 相馬 久男（コクサイエアロマリン㈱ 社長）

- 名誉顧問：渡辺 喜美（衆議院議員）
- 顧問：中谷 元（衆議院議員）
- 菅原 一秀（衆議院議員）
- 佐藤 正久（参議院議員）
- 山谷 えり子（参議院議員）
- 玉澤徳一郎（前 衆議院議員）
- 宮脇 磊介（初代内閣広報官）
- 伊左次 達（元陸自 幹部学校長）
- 上田 愛彦（DRC 役員）
- 景山 義弘（ベスト・イーグル㈱ 社長）
- 小川 和久（軍事アナリスト）
- 田中 厚彦（糸川議員秘書）
- 高山 正義（高山商事 社長）
- 北芝 健（犯罪アナリスト）
- 沖 幸子（㈱フラオグルッペ 社長）
- 菊池 昭一（元消防大学 副校長）
- 花澤 義和（環境国際総合機構 理事長）
- 横山 佳夫（法務省 保護司）
- 夏川 和也（元統合幕僚会議議長）
- 先崎 一（元統合幕僚会議議長）
- 杉本 和行（元財務事務次官）
- 議員会員：柿沢 未途（衆議院議員）
- 江口 克彦（参議院議員）
- 宇都 隆史（参議院議員）